

平成 29 年 第 4 回 知名町 議会 定例会

第 1 日

平成 29 年 12 月 12 日

平成 2 9 年第 4 回知名町議会定例会議事日程
平成 2 9 年 1 2 月 1 2 日（火曜日）午前10時00分開議

1. 議事日程（第 1 号）

- 開会の宣告
- 開議の宣告
- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
(議 長)
- 日程第 4 行政報告
(町 長・教育長)
- 日程第 5 一般質問
 - ①今井 吉男君
 - ②大藏 哲治君
 - ③根釜 昭一郎君
- 散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1 番	新 山 直 樹 君	2 番	外 山 利 章 君
3 番	根 釜 昭一郎 君	5 番	西 文 男 君
6 番	宗 村 勝 君	7 番	大 藏 哲 治 君
8 番	中 野 賢 一 君	9 番	今 井 吉 男 君
1 0 番	福 井 源乃介 君	1 1 番	奥 山 直 武 君
1 2 番	平 秀 徳 君	1 3 番	名 間 武 忠 君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長 福 永 勝 人 君 議 会 事 務 局 主 査 池 田 勇 夏 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長 平 安 正 盛 君		会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 安 田 末 広 君	
副 町 長 桼 憲 次 君		税 務 課 長 甲 斐 敬 造 君	
教 育 長 豊 島 実 文 君		町 民 課 長 大 山 幹 雄 君	
総 務 課 長 瀬 島 徳 幸 君		保 健 福 祉 課 長 安 田 廣 一 郎 君	
総務課長補佐 成 美 保 昭 君		老人ホーム園長 新 納 哲 仁 君	
企画振興課長 元 栄 吉 治 君		水 道 課 長 山 田 悟 君	
農 林 課 長 上 村 隆 一 郎 君		子育て支援課長 村 山 裕 一 郎 君	
農業委員会事務局長 元 栄 恵 美 子 君		認 定 こ ど も 園 「きらきら園長」 山 崎 せ い 子 君	
建 設 課 長 高 風 勝 一 郎 君		認 定 こ ど も 園 「すまいる園長」 上 野 優 子 君	
耕 地 課 長 窪 田 政 英 君		教育委員会事務局長 兼 学 校 教 育 課 長 兼 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長 迫 田 昭 三 君	

教育委員会
事務局次長
兼生涯学習課長
兼中央公民館長
兼図書館長

榮

照 和 君

△開 会 午前１０時００分

○議長（名間武忠君）

議場におられる皆さん、ご起立ください。

おはようございます。お座りください。

△日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（名間武忠君）

ただいまから平成２９年第４回知名町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定によって中野賢一君及び今井吉男君を指名します。

△日程第２ 会期の決定

○議長（名間武忠君）

日程第２、会期決定の件を議題とします。お諮りします。

本定例会の会期は、本日から１２月１５日までの４日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（名間武忠君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から１２月１５日までの４日間と決定しました。

△日程第３ 諸般の報告

○議長（名間武忠君）

日程第３、諸般の報告を行います。

報告事項は、お手元に配付のとおりであります。若干申し上げます。

９月２８日、第４５回老連スポーツ大会７チーム、知名が２チーム、下平川から２チーム、それから他に３チームと計７チームで行われ、「伸ばそう健康寿命、担おう地域づくり」として行われております。当日は高齢者の皆さんの元気はつらつ、

勝負に徹する一生懸命さを感じるところでありました。

ちなみにことしは、知名と屋子母の知名Bチームが優勝となりました。

10月5日、第24回日本観光鍾乳洞総会サミット関係ですが、熊本県これは球磨郡ですけれども、球磨郡球磨村で行われ、球磨村は人口が3,800人、議員定数は20名。熊本県の南部、鹿児島県の北部に位置するところでもあります。

現在、鍾乳洞サミットは全国、北は岩手県から南の本町までの7地区が加盟をいたしております。球磨郡のところには球泉洞という鍾乳洞がございますが、客が18万人で入洞者が5万8,000人。ちなみに昇竜洞を見ますと、入り込み客が8万6,000人で入洞者が9,000人というようなことで、それぞれの置かれている立地条件で差が出ているというようなことであります。

来年度平成30年度は知名町開催ですので、関係部署等で万全な受け入れ体制をとっていただきたいと思います。

10月25日から27日まで、議員と語る会で、直接町民の声を聞くことを主として開催をいたしました。多くの意見や提言があり、私どもはこれらのものを真摯に受けとめ、今後の議会活動に生かすことが大事だと認識をいたしております。有意義な意見交換であり、参加された町民の皆様に感謝をいたしております。

ちなみに、6カ所、135名の皆さんの出会がありましたけれども、私どもは発言のなかった皆さん、あるいは都合等で出会できなかった町民の皆さんの気持ち、意見等もぜひ心にとどめておく必要があるかと思っております。

11月1日、国保運営協議会主管課長合同研修会がございました。国保制度の改革が30年4月に実施されることであります。内容につきましては、従来の各市町村で運営していたものが、県が財政運営の責任主体となり市町村ごとの国保事業費を決定する、あるいは保険給付に必要な費用、普通交付金、あるいは特別交付金として市町村に支払うというような県が業務を行います。一方、町は県が決定した国保事業費を納付金として県に納付することになります。ただし、従来の業務でありました保険証の発行や保険料の賦課徴収や保険給付の決定支給は、町が行うとされております。

メリットですが、安定的な財政運営と効率的な事業運営、さらに市町村が担う事務の効率化や標準化、広域化の推進が可能となるようであります。さらに、高額療養者の県内での複数受診による救済なども含まれてくるものと思われます。

講演が中央会の理事長でございましたが、その中で新たな事業の取り組みとして3つの合い言葉を唱えておられました。動き出さねば何も生まれない。継続こそ力。続けるためにも楽しく取り組むとして、それには自助、互助、共助、そして公助の

役割分担の必要性を強調されておりました。今後に参考にいたしたいと思います。

11月16日から18日までの天皇皇后両陛下の行幸啓についてであります、沖永良部滞在の二泊三日の中に私ども議員、フローラルホテルでの奉迎、さらにメントマリン公園で300名を超える提灯奉迎、沿道での島民の歓奉迎と多くの喜びや感動が町民の皆さんから声が上がっております。これに対しまして、町長初め職員、関係者の綿密な計画、準備、さらには当日の対応等に敬意を表するところであります。

ところで、花の島としてユリの花について両陛下とも大変関心をお持ちのようでありました。ホテル前のユリの花、あるいは沿道の満開したユリと、来島に花の満開時期を合わせた同僚議員であります平 秀徳副議長の技術とご苦勞、さらにはユリのハウス内での天皇皇后両陛下への説明と、大変緊張はあったらと思うのですが、名誉なことであり人生の宝物になったらという推察をするところであります。

11月20日から22日、地方自治法施行70周年記念式典及び市町村議長大会が東京のほうでありましたが、副議長が出会をされ天皇皇后両陛下のご臨席や総理大臣を含め各大臣の挨拶を含め、内容については12月7日の議会運営委員会での報告がなされております。

11月27日、奄美群島振興開発総合調査に係る意見交換会です。交換会には奄美出身の県議3名、市町村長、議長とこれまでに群島民のアンケート、あるいは県議、市町村長、議長等の意見交換を終え総合調査報告書の素案ができ上がっております。今後30年1月に報告書の原案、2月に修正、そして30年3月に総合調査報告書の完成を予定いたしております。

一方、来年に見込まれる世界自然遺産登録への期待、世界自然遺産登録という大変インパクトの強いものでありますが、残念ながらこの沖永良部は漏れておるといふようなことで、今後の観光誘致等について、奄美大島から徳之島、そして沖縄へ、あるいは沖縄から徳之島、奄美大島へと、この沖永良部が谷間にならないようなことの施策、あるいは事業等については、十分に検討する必要があるのかなという気持ちでありました。

12月12日、本日からですが第4回、お手元に3回で訂正されていないものがあるかもしれませんが、第4回定例会。平安町長の町政最終の定例会であり、5期20年の集大成にふさわしい議会ができることを願っております。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果を同条第3項の規定により監査委員から報告があり、お手元に配付のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

△日程第４ 行政報告

○議長（名間武忠君）

日程第４、行政報告を行います。まず町長の報告を求めます。

○町長（平安正盛君）

おはようございます。きょうは多くの傍聴者がお見えです。お礼申し上げ、さらなるまた町政に対するご理解、ご協力を賜りたいと思っております。

それでは、９月定例議会以降の休会中の行政報告をいたしますが、一部議長とダブるところもありますがご了承ください。

まずは、先ほど議長からもありましたが、町長として５期２０年間の最後の１２月議会となりました。思えば平成９年１２月２１日の就任早々１２月２４日にこの定例議会を招集することとなり、孤軍奮闘の１２月議会を思い出すところであります。私にとってはこの２０年間、思い出深い１２月議会となります。

それでは、９月定例議会以降の休会中の行政報告をいたします。

まずは、先ほど議長からもございましたが、天皇皇后両陛下の行幸啓の件でございます。

去る５月１０日に県の担当課から、行幸啓の件で突然報告を受け大変びっくりしたところでありました。以来１０月２６日の正式発表までは、県や県警本部など関係機関と連絡を密にしながら内々に一部の職員で準備を進めていたところですが、８月１７日にNHKにいきなり放映された以降は、詳細なことは内々にしながらも関係者とも協議し、あわせてフローラルホテルの改修も行っていました。

３日間の行幸日程が無事何事もなく、また多くの町民が沿道でお迎えできたのも本町の歴史を飾る大きな出来事の一コマでありました。両陛下がお元気で沖永良部をお立ちになられ、ほっとしているところでありました。特に雨模様のところ、宮内庁ともたびたび協議を行い、その結果、提灯奉迎が実現できましたことは、３日間のクライマックスだと私も大きな感激を覚えております。

また今回の行幸啓でご苦労されました議会副議長でもあります平 秀徳様には感謝いたしているところでありました。

今回の行幸啓の記録として、広報の特集号として発行し町内全世帯に配布する計画を現在進めております。今回の特集号の発行に当たっては、本町名誉町民であります田畑陽一郎氏のご好意によるものであり、大変感謝をいたしているところであります。

ります。

次に、10月5日、これについても先ほど議長から報告がありましたが、10月5日に熊本県球磨村で日本観光鍾乳洞協会の総会並びに日本鍾乳洞サミットが開催され、本町から私並びに議長を含め鍾乳洞関係者9名が参加いたしましたところであります。全国から協会加盟の9地区が参加し、観光鍾乳洞の現状や課題を出し合い、今後の鍾乳洞観光の活性化について熱心な意見交換を行い、来年のこの総会並びにサミットの会場は本町となっております。

10月13日、沖永良部地区地域公共交通活性化協議会が開催されたところであります。協議会の設置目的については、さきの第1回目の内容については9月定例議会で報告してありますが、2回目の今回は、沖永良部地域の公共交通網形成計画策定業務を委託したシンクタンクによる関係機関、特に商工会、観光協会、病院、冲高などへの意向調査の結果の報告があり、バス企業の路線バスを取り巻く状況は、依然としてやはり厳しいものと改めて示されたところであります。

そのことを踏まえ、今後の公共交通としての確保や維持改善に向けた計画を策定することとし、その策定計画業務に対し、来年9月までの1年間、地域公共交通確保維持改善事業の補助事業として認定されたのも報告を受けております。

10月13日、採用試験の関係でございます。職員採用試験に関して試験実施までの日程等については、さきの9月定例議会で報告してありますが、10月13日は試験結果に基づく最終の判定会議を行い、委員会から採用候補者名簿登載者を決定の旨の答申を受けたところであります。その結果を10月16日に告示し、受験者全員にその可否について結果を通知いたしました。

来年度の採用予定者は一般事務で3名、保育教諭で3名、消防職員で1名、計7名であります。

最終判定会議に先立って、その後、当初の募集要項の決定以後、予想していなかった退職者が出た。それから産休並びに育休等の職員が届けがあり、試験委員会での協議の結果、一般事務の3名を決定し、同じく保育教諭においても当初2名でしたが産休並びに育児休業の職員があり、また慢性的な保育教諭の不足を解消すべく試験委員会と協議し3名を内定したところであります。

なお、消防職員については、当初予定どおりに1名となっております。

10月16日、沖永良部地区死亡獣蓄処理組合の総会があったわけですが、28年度の決算並びに29年度の予算審議が行われ、28年度中の死亡獣蓄の処理状況の報告を受けました。それによりますと、昨年1年間の死亡牛の処理は本町で成牛25頭、子牛6頭、胎児37頭、計68頭で、和泊町を含めて全体では、成牛

が５９頭、子牛で２４頭、胎児で１３１頭、合計２１４頭を処理していますが、おおむね前年並みとなっております。仮に１頭５０万円としても約１億円余りの損失となり、事故防止対策や母牛の飼育管理の徹底等について図る必要を感じたところであります。

１０月２４日、大島支庁林務課並びに１１月２日、屋者海岸関係の防災林関係がございます。平成２４年９月の台風１７号並びに平成２５年１０月の台風２４号で、高潮、高波による農地の表土流失や農地の畦畔崩壊等の被害が発生し、周辺農家から防潮堤建設の要望がたびたび提出され、町としても今後の被害防止のため防潮堤の建設を大島支庁林務課にたびたび要請をいたしたところではありますが、今回についても同じような趣旨で現在の屋者の住民と同意の状況等も含め意見交換して、再度要請をしているところではありますが、なかなか環境熟度が非常にまだ難しい厳しい状況等もあり、現段階でも県の回答は得られておりませんが、おおむね協議の中では県の好意的な反応はあります。いずれまた担当間の協議を進めて、防潮堤の建設の実現に向けた取り組みが必要となってきております。

１１月７日、平成３０年度の奄美群島の農業農村整備事業に関する中央要請活動を行っております。７日には奄美群島農業農村推進協議会の主催で行ったわけですが、３０年度の予算確保に向け県と合同で中央要請活動を行い、当日は衆参両県選出国會議員を中心に国會議員への陳情や農水省、財務省、国交省の各大臣や担当部署に陳情いたしたところであります。

主な内容は、８月の概算要求で出ております５８億４，３００万円の確保であります。これは徳之島の国営事業が完成したのに伴い、対前年度より約５％減の要求となっております。

本町に関する事業では、国営地下ダムの関係で２２億４，１００万円、３０年度新規要望地区では、山田地区並びに知名西部地区で基盤整備実施計画に向けた計画策定業務のほか、農業水利施設保全合理化事業、農村地域防災減災事業の計画策定、大当雪取地区の水利施設整備事業、第一知名地区の農業基盤整備促進事業などとなっておりますが、１２月下旬の国の最終の政府案の発表を待つことになりますが、おおむね予算確保ができるものだというふうには期待をいたしているところであります。

１２月６日、３０年度から始まる第７期の高齢者の保健福祉計画並びに介護保険事業計画策定に関しての策定委員会が開催されたところであります。１回目の町内の高齢者福祉現状や高齢者のニーズに関する実態調査の結果などの報告を確認するとともに、それを踏まえ今後の高齢者福祉計画並びに介護保険事業計画をどう展開

するかについて意見交換をいたしたところであります。特に３０年度からの３年間の第７期介護保険事業とそれに伴う介護保険料の設定などが協議の中心となっております。

保険料の設定に当たっては、おおむね現状のままの場合と新規に小規模多機能施設を認可した場合、さらに新規に地域密着型介護老人福祉施設、入所者生活介護施設を認可した場合の３つのパターンのシミュレーションをしております。そのシミュレーションの結果の数字を示しながら、最終的には次回の３回目の策定委員会に向けて検討素材として提案したところでもありますので、３回目の策定委員会で第７期の介護保険料が決定し、それを踏まえ３月のこの定例議会で関連議案を提案する予定となっております。

１２月７日、知名字の法人化認可の祝賀会が開催されたところでもあります。かねて知名字から申請が出ていました法人化の認可申請を、審査の結果１２月１日に認可の告示をいたしたところでもあります。法人化の認可を受けた字は現在町内で１６番目となります。

字の法人化については、平成３年の地方自治法の改正により可能となったため、平成１２年１月の瀬利覚字を皮切りに知名字の法人化で２１字のうち１６字が法人化されたところでもあります。法人化により特に字所有の不動産が字名義で登記されることとなり、後々の所有権等の問題が解消されることとなります。

現在、参考のために法人化を受けている字は瀬利覚、田皆、正名、徳時、赤嶺、竿津、上平川、新城、芦清良、住吉、黒貫、余多、下平川、屋者、大津勘、知名の字で、残り５字が残っているような状況でございます。

それから１２月７日、沖永良部農業開発組合の理事会が開催されております。この今回の理事会で協議された主な内容は、１つ目に、今期のサトウキビの収量見込みが８万２，９１１トンを見込まれているに伴い、南栄糖業が燃料に使用するバガスも当然ふえるわけですが、南栄糖業が燃料に使用するバガスの残りを開発組合が受ける量として、見込みが約２，０００トンぐらいになるようであります。キクラゲ菌種や畜産農家への飼料、インゲン農家の堆肥として販売したとしても、おおむね１，０００トン前後残るのではないかなと予想しておりますので、その対応について協議をいたし、昨年この問題については非常に頭を悩ませて処理ができなかったという現状は、開発組合横の南栄糖業の用地をごらんになればおわかりだと思いますけれども、かなりの量が残っております。

今後その残量について、バガスを堆肥化する検証を行い、大山の開発組合の農場で農地還元する方策を検討するということとなっております。

2つ目に、農作業受託の料金を一部見直しを行い、すきやプラウ耕におけるシェアボルトの破損については、原則として農家負担、現在の計算では1本当たり900円ぐらいだというような試算をしているわけですが、原則的に農家負担といたしたいということです。そのかわり未整備圃場での作業で追加料金、現行は500円を徴収しておりますが、それは廃止するということになります。

3つ目に、調苗作業の際、刈り取る作業を機械化するために刈り取り機の製作や発注をするため、修繕積立金から充当し、約金額にして50万円程度であります、修繕積立金を取り崩すということに決定をしたところです。

4つ目に、今申し上げた修繕積立金の取り崩しにより、それに伴う29年度の収支予算書の補正を行ったところです。そのほか、無脱葉を処理しています現在の1号機がかなりの期間の経年で老朽化しており、同時に南栄に搬入するサトウキビに対する無脱葉原料が約20%未満であるため、1号機の維持の収支のバランスが非常に厳しい状況であります。

このことを踏まえながら、以前から検討しておりましたがいまだ結論が得られず、さらに引き続き1号機の今後の対応を検討するということにいたしております。

申しわけございません、本日12月10日、29、30年期産のサトウキビの操業出発式と並びに操業安全祈願祭が行われております。既にご案内のとおり今回の南栄糖業の操業については、12月10日として県内ではトップでの操業になります。先ほど申し上げました見込み量8万2,911トンとなっておりますので、日量1日当たり850トン进行处理し、最終3月末までの操業期間ということで12月10日からスタートしたところであります。

それから、12月11日、きょうからですが会計検査が入っています。内容としては広域事務組合のデジタル化に対応の施設の整備事業と、本庁が事業しました親局の改修関係の件でございます。担当がいろいろ対応しているところであります。

それから、記載漏れでございますが、12月の14日、定例議会の最終かと思われます。記載漏れでございますのでご理解いただきます。その後15日に沖永良部バス企業の12月議会、そして引き続き沖永良部与論地区広域事務組合の議会を開催予定といたしております。

以上でございます。

○議長（名間武忠君）

これで町長の行政報告は終わりました。

次に、教育長の報告を求めます。

○教育長（豊島実文君）

おはようございます。閉会中の教育行政報告をさせていただきます。

なお、お手元の資料に基づいて主なものについてご説明させていただきます。

まず、10月13日金曜日です。大山総合グラウンドにおいて第52回知名町小学校陸上記録会が行われました。陸上記録会には町内の小学校5、6年生全員が参加し、100メートル走、走り幅跳び、走り高跳び、60メートルハードル走、400メートルリレー、持久走、ソフトボール投げの7種目について競技が行われましたが、本年度は新記録は出ませんでした。

次、10月23日から24日までの2日間、第2回教育委員会学校訪問が行われましたが、今回の学校訪問は施設設備等の営繕関係や学校予算の執行状況を把握し、その結果を30年度の予算編成に反映しようということで、例年より約1カ月余り早く行いました。各学校とも予算の執行状況はおおむね良好で問題点などありませんでした。営繕関係での各学校の主要望事項は、クーラーの修理、校舎の雨漏りの修理、テレビの修理、遊具の新設修理などでした。

次、11月6日月曜日です。城ヶ丘中学校において平成29年度第8回沖永良部中学校英語暗唱・弁論大会が行われました。英語暗唱の部、弁論の部で各中学校の代表2名ずつが発表し、審査の結果、英語暗唱の部では最優秀賞は和泊中学校3年笹島千愛、優秀賞に田皆中学校3年松元伸斗、知名中学校2年松元つむぎ、和泊中学校3年伊地知明梨が選ばれました。

また弁論の部では、最優秀賞は田皆中学校3年永井海南、優秀賞に和泊中学校3年吉田美空、知名中学校3年福山明音、城ヶ丘中学校3年有川直見が選ばれました。

なお、12月13日に大和村で行われる日本復帰記念第34回大島地区中学校弁論・英語暗唱大会には、英語暗唱の部には最優秀賞の和泊中学校3年笹島千愛、優秀賞の田皆中学校3年松元伸斗、弁論の部には最優秀賞の田皆中学校3年永井海南、優秀賞の和泊中学校3年吉田美空が出場することになりました。

次、11月11日土曜日から12日日曜日の2日間、下平川において3年生以上の13名の児童が参加し、先人の知恵に学ぶ体験活動みそづくり体験活動を行いました。11日にはソテツの実を割り中の実を取り出し、それを洗う作業を行い、12日には昨日洗ったソテツの実をミキサーでミンチ状にし、それを蒸してから細かくほぐしこうじ菌を入れて混ぜ発酵させる作業を体験しました。

次、11月24日金曜日です。あしびの郷において第2回知名町特別支援連携協議会及び第2回知名町教育支援委員会が行われました。特別支援連携協議会では、本町の特別支援教育の現状、特別な支援を必要とする園児、児童、生徒のケース会

議に関する研修が行われ、そして教育支援委員会では、保育園やこども園、各学校から上がってきた園児 9 名、小学生 15 名、中学生 5 名に関して、資料をもとに特別支援学級に入級が適であるか否かについて協議をし、園児 1 名以外は入級適と判定しました。

また言葉の教室についても協議し、知名小学校の児童 6 名、知名小学校以外の学校の児童 8 名についても通級適としました。

次、12月9日土曜日です。知名中学校において知名中学校のPTAを対象とした学校給食センターの建設用地についての説明会を行いました。説明会にはPTA会員約80名ほどが参加し意見交換を行いました。ガジュマルの撤去に関しては卒業生や地域の理解も必要であり、説明会を再度設けてほしいとの意見がありましたので、3学期に再度説明会を持つことにしました。

以上でございます。

○議長（名間武忠君）

これで教育長の行政報告は終わりました。

以上で行政報告を終わります。

△日程第5 一般質問

○議長（名間武忠君）

日程第5、一般質問を行います。通告に従って順次発言を許可します。今井吉男君。

○9番（今井吉男君）

おはようございます。多数の議会傍聴まことにありがとうございます。

平安町長は12月20日で任期満了を迎えます。平安町長には大変申しわけございませんが、任期満了を間近にして明確な答弁は期待できないと思い、一時今定例会での一般質問の通告は取りやめようと考えました。

しかし、去る10月25日から27日までの3日間開催しました議員と語る会では、多数の町民から町政に対する貴重なご意見や要望事項がありました。町民の代表として負託を受けた以上、年4回の定例会での一般質問を行う責任があると考え、今定例会での一般質問を通告しました。

関係課の課長におかれましては、真摯で前向きな答弁を要請いたします。

それでは、議席9番、今井吉男が次の3点について一般質問を行います。

1点目、町営住宅建設の地域分散について。

①現在、知名C団地の建てかえ工事が進捗しております。次期町営住宅建設計画では田水団地の建てかえ計画がありますが、計画変更を行い町営住宅のない集落に建設できないものか。

②現在の田水団地を他地区に建設して、跡地に老朽化した社会福祉協議会と老人福祉センター及び養護老人ホーム「長寿園」の建設はできないものかお伺いします。

2点目、通学路の安全対策について。

①児童生徒の通学路で危険な箇所がある。安全対策として歩道の設置ができないものか。

②今後の県道改良計画についてお伺いします。

3点目、災害発生を想定した避難訓練と避難所の耐震強化について。

①地震や大型台風の発生を想定した避難訓練の定期的な実施が必要だと考えるが。

②災害発生時の避難場所の耐震強化と町民への周知や非常食等の備蓄が必要だと考えますがいかがですか。

これで1回目の質問を終わります。

○町長（平安正盛君）

それでは、ただいまの今井吉男議員のご質問にお答えをいたします。

まず大きな1番です。

現在、知名町公営住宅等長寿命化計画に基づき、知名C団地、田水団地等の建てかえ計画を推進し事業を進めているところであります。

町営住宅のない集落への建設については、公営住宅長寿命化計画の中では、新規建設で各小学校区に12戸を建設する計画となっています。今後は老朽化した知名C団地の建てかえを優先しながらではありますが、各集落において建設予定地が確保できるかなど、限られた財源の中で他事業との均衡等も考慮しながら検討してまいりたいというふうに思っています。

②田水団地については、沖永良部台風後に建設され築40年が経過し老朽化が著しい状況ですが、70戸という町内でも最も大きい規模の団地であり、他の地区に移転計画となると、移転先の確保も含めてかなり時間を要するものと思われます。今後は、公営住宅長寿命化計画の見直しや他の公共施設の整備計画も含め、総合的に検討する課題だと考えております。

また、ご指摘の老人福祉センター等々については、老人福祉センターは昭和56年3月に建設されており、現行の耐震設計基準を満たしてはおりませんが、また経年劣化による施設のコンクリート剥離が見受けられる状況であります。その都度修繕を行い施設の維持に努めているところであります。

議員ご提案の田水団地跡地への新築移転につきまして、公営住宅の整備計画やその他の建物系の公共施設の整備計画を含め、今後総合的に検討するべき課題だと思っております。

また同じような老人ホーム等についても、先般老人ホームの今後のあり方検討委員会を発足し、そこであらゆるパターンで検討するように現在作業を進めているところであります。

大きな2番目、ご指摘のとおり児童生徒の通学路において歩行空間の確保ができていない区間が多く、危険箇所として学校及びPTAを通じ通学路の危険箇所マップを作成してもらい、危険箇所を挙げているところであります。

通学路の危険箇所の対策としましては、教育委員会部局で担当しております知名町通学路安全推進協議会を開催し、そこで協議をしているようであります。当協議会において危険箇所として認定した危険路線については、現在実施中の事業や知名町総合振興計画と照らし合わせながら歩道設置を計画し、道路事業採択に向けて検討を進めているところであります。

なお、現在歩道設置を計画している路線は、中央通線のあまみ丸から南国石油前の臨港道路の区間と、知名白浜線のあまみ丸から奄美製菓手前の臨港道路の区間を現在町として計画して協議を進めているところであります。

知名新城線は上城小から新城の県道までの区間、たびたび議員からもご指摘いただいておりますが、用地の見込みが不明なため、字からの要望書にて工事可能区間か判断を必要としますので、検討させていただきたいと思います。

②です。平成29年度現在の県道の道路改良事業を正名地区で行っており、平成30年度が完了予定であります。田皆地区は田皆中学校体育館の補償物件が解消されたこともあり、県としては次に道路改良事業ができないか、現在作業を進めているということの報告をいただいております。

なお、以前から申しておりますが、県としての道路改良事業の基本的な考え方を申し添えておきたいと思います。県から伺っていますのは、道路改良等の公共事業については、効果的、効率的な事業実施を行うために個別の地区及び箇所を対象に、その必要性、重要性、緊急性、効率性、そして地区の熟度の評価を行った上で優先順位の決定を行うとのこと。人家密集地区で多額の用地補償費を要する地区、また箇所については、優先度評価が厳しい状況であるというような認識を持っております。

しかしながら、今後とも引き続き早期事業採択に向け継続して要望を続けていく必要があると考えております。

大きな3番です。

①地震、津波、大型台風、大雨による土砂災害や竜巻など、近年全国各地で大規模な災害が発生しており、国民生活に大きな影響を及ぼしております。災害に対しては平常時から備えが非常に大事だと認識しており、地震や大型台風の発生を想定した定期的な避難訓練の実施は必要であります。

本町においては毎年9月1日の防災の日に知名町総合防災訓練を実施しており、ことしの訓練内容につきましては、地震発生後に津波が到達することを想定し、海岸部に近い住民が指定した避難道路へ安全に移動する訓練を行ったところであります。訓練地区につきましては、海岸線に近い知名小学校区も行っておりますが、今後については訓練地区を広げていきたいというふうに考えております。

また、避難訓練につきましては要支援者の避難訓練もあわせて行っており、消防署、警察署、航空自衛隊、隊友会、消防団員、民生委員、区長や住民と毎年多くの参加をいただいているところであります。

②災害発生時の避難所として住民が最も利用する施設は、各字の公民館だと思います。平成27年度から避難施設の機能強化を図るため各字公民館の改修を行い、今年度平成29年度で全て終了する予定となっております。

避難所の周知につきましては、防災マップを全戸配布しており、各字公民館、町内小中学校、町施設を避難所として指定をしているところであります。

災害時に備えた非常食の備蓄については、町としては現段階では行っていないですが、近隣町村等の備蓄状況も参考にしながら備蓄に向けた検討を進めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○9番（今井吉男君）

それでは順を追って再質問をいたします。

町営住宅建設の地域分散につきましては、先ほど町長の答弁でもございましたが、今後検討するということがございますが、現在知名C団地が建てかえ工事が始まりました。これが大体32年度までですかね、予定というふうに認識しております。

その後、計画では田水団地の建てかえ工事が平成33年度から計画されておるようですが、先月10月の議員と語る会での町民からの要望事項といたしまして、町営住宅のない集落が何カ所かございます。ぜひそういう集落にも町営住宅を建設して、やっぱり住民が少しでもふえるように地域活性化のため、また学校の児童生徒の確保のためにも、ぜひそういう集落に建てかえていただきたいという声がありましたので、ぜひそれは今後の計画を変更して、ぜひ集落に要望に応じていただき

いと思います。

現在田水団地、先ほど町長からもございましたが、北側の上の段に50戸、南側の下の段に20戸、合計で70戸と町内で一番大きい団地となっております。老人福祉センターの西側にはまず下側の20戸をほかの集落、町営住宅のない集落に建設していただき、その現在の老人福祉センターの跡地を利用して、そこに養護老人ホーム「長寿園」を併設して、その田水団地の下側の20戸を解体した跡に、老人福祉センター、社会福祉協議会を同じ建物に併設すれば、またいろんな事業もとりますし、いいんじゃないかと思っておりますので、ぜひそれも検討していただくように要請しておきますが、いかがですか。

この田水団地の20戸のところをほかの集落、町営住宅のない集落に建設して、そこに社会福祉協議会、それから老人福祉センター。現在の老人福祉センターの跡地に老朽化した養護老人ホームの長寿園を建設するという計画はできないものか、いかがですか。

○建設課長（高風勝一郎君）

まず、町営住宅のない集落、いわゆる地域分散型の住宅が検討できないかという件につきましてですけれども、知名町の公営住宅長寿命化計画、それが平成24年3月に作成をされております。先ほど町長が答弁いたしましたの中で、今後10年間約12戸の新規の住宅を各小学校区につくるという計画は入っておりますので、もちろん昭和24年作成当時は、各集落にないところに町営住宅も作成したいというふうな思いで計画は作成をしております。ですので、町としてはもちろん作成はしないということではなくて、ぜひ今後は整備を進めていきたいというふうな考えを持っております。

そこで、ネックといいますか一つ予算面の話をさせていただきますと、現在その計画の中では、C団地と田水団地、いわゆる昭和56年以前の耐震強度がないという建物団地に関しましては、建てかえを行うというふうな計画になっておりますが、それに伴って現在知名C団地の建設を行っております。

現在国の交付金をいただいて事業を行っているんですが、基本50%の事業になっております。がしかし住宅事業に関しまして、なかなか要望どおりの予算がまず国から鹿児島県のほうへなかなか予算が配分されていないという部分。そして鹿児島県も各市町村に配分をしているんですが、その各市町村が要望しているなかなか予算どおりに配分されていないというふうな状況がありまして、そうすると大体団地というのは箱物ですので、途中でその予算内で切るということができませんので、どうしても単独費を投入して現在C団地を建設しております。

現在大体補助率というか単独費を入れて行っているのが、大体3割から2割の間で補助をいただきながらやっているというのが現状でございます。

その分も含めて、町営住宅も今後あわせて財源もあわせて検討していきたいというふうに思っております。

それから、田水団地の件につきましては、先ほど町長が答弁いたしました。田水団地だけあと福祉センターとの関連も含めてですけれども、今後他の公共施設の整備計画もありますので、それもあわせて今後総合的に検討していきたいというふうに思っております。

○9番（今井吉男君）

本当に財源が厳しいのは重々承知しておりますが、現在までの老人ホーム、社会福祉協議会というふうにばらばらに考えないで、近くにすまいるもありますので、近年よく老人福祉施設と保育所、幼稚園、そういうのが交流できる環境をつくっていく複合的な施設をつくれば、また新たな予算も確保できるんじゃないかと思いますので、ぜひ課長がこれに着目して、今後の計画は田水団地だけで考えないで、すまいるも隣にありますので、認定こども園の園児たちの交流、それから長寿園をそこへ移転すればその利用者との交流等もできますので、お互いこれはすごくいい場所だと考えておりますので、今後はそういった一体型の施設も考えていく必要があると思いますが、いかがですか。

○町長（平安正盛君）

議員に冒頭に言われたとおり、終わるんで私が言うのもどうかと思うんですけれども、だけれども今のご質問については従来から担当課とずっと協議をして、今後の住宅政策をどうあるべきかというのを協議はしてきておりますので、若干これまでの経緯も含めて私の思いをお答えしておきたいと思います。

今議員がおっしゃるように、確かに住宅の分散、それから今言われた福祉にかかわる総合施設の集中化というのも非常に大事だと、以前にそれはよくいろんな機関から言われてよく認識はしておりますが、ただ田水団地に限って言えば、今の入居者の皆さんをどう扱うかです。ご存じのように入居者を一旦どこかに転居してもらって、完成後にはまたその住宅に戻ってきていただかなきゃいかんわけですから、それがじゃどこか地方といったら失礼ですけど分散したときに、じゃどうするかという問題もあるわけです。

それから、やはり入居者の生活の利便性をある程度尊重しないといけないわけですので、そこらで今も田水の上50戸、下20戸ですけれども、上の部分の50戸をそれに建てかえた場合に今入居している皆さんの扱いをどうするか、一番それが

悩みだと思うんです。

それと、やはり高齢化になって独居、もしくは老老世帯等々の世帯がふえているので、逆にその皆さんの生活の利便性を図る方策も必要じゃないか。むしろそっこのほうに重点を置いたほうがいいんじゃないかと。担当のほうにはそういった独居あるいは老老世帯向けの住宅を整備するのも必要じゃないかということは、担当に指示してあります。

○ 9 番（今井吉男君）

入居者のほうは事前に話し合いをして、その分散した住宅に一時移転していただくことも、またあと 3 年後、4 年後先の話ですから、十分これから時間をかけて説明すれば納得いけるものだと思いますので、今後の施設のあり方としてやっぱり複合的に考えて、長寿園、すまいるも近くにありますから、老人福祉センター、それから社会福祉協議会と一連の業務が近くにあったほうが、お互いに交流もできますしコミュニケーションも図れると思いますので、今後のやっぱり施設の計画については複合的な施設を建設するということをまた国に要望すれば、新たな事業の財源が確保できるんじゃないかと思いますので、ぜひ担当課の皆さんにはこれを頭に入れて今後の計画を見直していただくよう要請をして、終わります。

次に、2 点目の通学路の安全対策についてお伺いします。

現在通学路で一部歩道が設置されている学校を除きまして、全く歩道がない学校といたしましては、上城小学校と田皆小学校、田皆中学校ですが、上城小学校につきましては先ほど町長の答弁でもございましたが、現在道路の改良工事が進んでおります。来年度には学校前でそれが完成する予定で、その後上城小学校につきましては歩道の設置がなされるというふうに聞いております。

残るのは田皆小学校、田皆中学校が全く現在歩道がついておりません。私は近くに認定こども園のきらきらがあり、また児童生徒の登下校の際にはその認定こども園の送迎車両や通勤車両の数が多く大変危険です。さらに現在サトウキビの収穫時期になっておりますが、収穫時期の 4 カ月、5 カ月間はまた大型トラックが往来しまして大変危険な状況であります。

私も交通安全の立哨で毎月 1 日と 20 日と郵便局前の横断歩道前で立哨しておりますが、近くに急なカーブもありまして大変危険なことを何回か目の当たりにしておりますので、ぜひ歩道を早急に設置していただくよう要請すると同時に、さきの 9 月定例会でも建設課長は、現在の正名地区の県道改良が平成 30 年度に完成、平成 31 年度からは田皆地区の県道改良に取りかかるというふうにお伺いしましたが、その際にその田皆郵便局から田皆中学校までの歩道の設置も同時にできるというふ

うによろしいですか、それで。

県道改良は31年度から田皆地区、間違いないですか。

○建設課長（高風勝一郎君）

通学路の安全対策につきましては、以前から各議員の皆様からご指摘をいただいております。県道に関しまして県のほうに要望を続けているところですが、また各集落からも要望書が上がっており、町のほうからも県のほうへ要望書を出している状況であります。

今お話がありました田皆小学校、中学校に関しましては、現在正名地区が終わり次第、ぜひ田皆地区に道路改良を入れていただきたいというふうなことで、町長を含め我々も県に今お願いしているところです。

県としましては、正名地区が終わった後は田皆地区に入りたいというふうな考えではあるんですが、今のところ確実に入りますというふうな返事と、あとどの区間を改良として入れる、歩道を設置するというふうな部分というのは、現在のところ県としてはちょっとまだ回答できないという部分がありますので、そのあたりをちょっと酌んでいただきたいというふうな返事をいただいております。

ですので、県としても何とか次は田皆地区に入っていきたいというふうな思いは聞いております。

○9番（今井吉男君）

じゃ建設課長の答弁を信じて、歩道の設置ができるということに期待しております。

交通事故が発生してからではこれは遅過ぎますので、発生しないように事前にやっぱり防止するのが道路の改良工事だと思いますので、ぜひその点はよろしく。課長の手腕を期待しております。

その他の地区で、今後の歩道の設置。土地まではある小中学校があるんですが、その途中、全体につながっていないんですけれども、今後の歩道の設置の計画はどういうふうになっていますか。

○建設課長（高風勝一郎君）

田皆地区に関しましては先ほど県の意向をお伝えいたしました。

次に下平川の上平川。下平川小学校から上平川地区まで歩道付きの改良工事が終わっておりますが、あと久志検まで伸ばせないかというふうな現在要望を続けておりまして、県としましては道路改良事業のまた別の事業で、特定交通安全施設整備工事という歩道設置の工事があります。それは県の県単事業になるということで今要望を上げている段階で、何年度から着手できるというふうなところまでも、これ

も今現在返事にはできない状態なんです、そのような方向は考えているというふうなところなんです。

あと正名の集落の中の件ですが、先日10月30日に正名集落の役員の皆様とあと県の建設課長を含め道路担当、あと私も同席させていただいて、今後の正名集落の中の道路の整備についてというふうなお話があったんですが、結論から申しますとなかなか先ほど町長も答弁した県の事業の中で、用地補償等を含めて今事業を進めるのは難しい、改良工事をするのは難しいという中で、ただぜひ正名の道路整備の要望書は今後上げ続けていただきたいという部分と、まずは進めていけるのは路肩のカラー舗装で、何とか集落の中の安全面を確保できたらというふうな部分の説明会も行っております。

あと町長が先ほど答弁いたしました知名の南国石油の前からあとT-m a r tの前までの歩道設置、あと(有)知名環境サービスの事務所から知名漁港へおりの臨港道路へおりの道路の改良工事等々も、今後整備ができないかというふうな計画を持っております。

○9番（今井吉男君）

ただいまの課長の答弁で、ほとんど要望している地区につきましては早期の歩道設置ができるようであります、ぜひ通学路の安全対策の一環としては歩道が必要ですので、早期にこれが実現するように要請して終わります。

次に、3点目について伺います。

隣町では新聞で見たんですが、9月9日を防災の日と設定して毎年総合防災訓練を実施しているようであります。ことしも9月9日に奄美群島南部の沖合を震源とする震度7の地震が発生したと想定。警察や消防、自衛隊が連携した負傷者の救助、搬送や地域住民、各集落の公民館での避難訓練等を実施しているようであります。

本町でも先ほど町長の答弁で、9月1日に防災訓練を実施しておりますが、これはもう一部のあしびの郷、この辺の訓練だけに今は限定されていると思いますが、この本町の防災マップを見ますと、各集落公民館や学校施設等36カ所が避難所としてありますが、このマップを見ますとそういうふうになっています。収容人数が合計で3,795人となっております。

実際にこの集落、避難所の地域の皆さんとも訓練する必要があると思います。全員が全員、知名のほうに収容するわけにはいきませんので、やっぱり今後はそういった各地域での防災訓練も必要じゃないかと思いますが、そういった計画はしてありませんでしょうか、どうですか。

○町長（平安正盛君）

先ほど議員が、一部の皆さんを対象にというようなお話があったんですけども、決してそうじゃなくて、ごらんになっていきますか。屋子母から瀬利覚、黒貫までの全地域や、この海岸部分の住民全体で、一部地域じゃなくて町民の対象地区の皆さんの動員、しかも県警のヘリ等々、自衛隊の皆さんもしていますので、和泊町以上の総合訓練だというふうに思っていますので、まずご理解ください。

これまでいろいろ訓練したのが、平成25年度が老人福祉センターを拠点に周辺の集落の皆さんにおおむね約300人。それから平成27年度あしびの郷を中心に同じ避難訓練で約300人。引き続き本年度も先ほど申し上げたように、あしびの郷を中心に300人参加して避難訓練をしておりますので、逐次そうした必要な都度、特に9月1日は私ども防災の日としていますので、訓練を実施して地域住民の安全を確保したいというふうに思っています。

○9番（今井吉男君）

本町のも見させていただいたんですが、隣町に負けずすばらしい訓練だったと思いますが、このマップを見ますと、各集落の公民館、全体を見ますとやっぱり最終的には36カ所の避難所の近くでも実施する必要がある。近くにしか避難できないと思いますので、ぜひそれも実施していただくよう要請しておきます。

それから、この災害時の非常食についても現在のところ備蓄していないということですが、やっぱり今後は地球温暖化というふうに言われて、大型台風が発生するんじゃないかというふうに変な危惧されておりますので、ぜひ非常食、飲料水、そしてまた特にライフラインの確保が必要だと思います。ほとんどの避難所は水洗トイレになっておりますので、まず衛生面からも水の確保、洗浄水の確保が先決ではないかと思います。

非常食、それから飲料水、それから衛生面での水のそういったのも一応どういう計画で現在されておるのかお伺いします。

○総務課長（瀬島徳幸君）

災害時の飲料水、また食料品等々の備蓄品については、先ほど今井議員がおっしゃいましたが、当町ではまだその段階には至っておりません。

ただ前回の議会でも答弁した記憶がありますが、今後の備蓄品については、今各市町村がどのような形で備蓄等を行っているかを今調べておりまして、いろいろあります。飲料水等についてとか、あとはアルファ米とかいろんな形でラーメンとか、そういう形で備蓄している市町村等も見受けられます。

あとは簡易トイレ、一部の市町村ですが20個とかそういう形で備蓄している市町村もございます。あと毛布類、マット類、そういう形の備蓄品もあります。

あと食料品と水等については、賞味期限、消費期限等もございます。

またこの沖永良部知名町ですが、大変夏場暑い状況下にあります。そういうところでいろんな形でどういう適正な備蓄ができるか等についても、いろいろ考えながら、またいろんな地区の区長さん、またそういう方々とも検討を行いながら、どういう形で備蓄するのが最もふさわしいか等について行った上で、また今後の備蓄品の検討を行いたいと思っておりますので、ご了承いただきたいと思います。

○ 9 番（今井吉男君）

現在のところ非常食、飲料水の備蓄はしていないようですが、その備蓄を考えるのもこれも訓練の一環だと思います。どういうふうに工夫して備蓄していくか、先ほどインスタント食品とかいろいろありますので、賞味期限の関係もありますが、期限前に切りかえてこれもほかのところで使えばいいんじゃないかと思います。それもやっぱり一つの防災訓練の一環だと思って、ぜひ計画を立てていただきたいと思います。

それと、各避難所のマップ、知名町防災マップは全戸配布されていますか。これをただ配布するだけでなく避難所の掲示を各公民館避難所の入り口に避難所と書いて、中のほうにもいろんな書いていただきたいと思います。ただ公民館、小学校、中学校というんじゃなくて、日ごろ集まるそういう地域の皆さんが目につくところに、避難所と大きな看板を掲げていただきたいと思いますので、それを要請しておきます。

それでは、この防災についての関連で、さきの9月定例会の一般質問で、ちょっと私の発言について一部訂正とおわびをいたします。

ことし1月1日に田皆集落内で発生した建物火災の消火活動中に、消防車両が防火水槽に近づいたんですが、給水せずに立ち去ったのではということで私は9月定例会で発言を行いました。が、実際再確認をしましたところ、住吉分団の消防車両が防火水槽に近づいた際、バックして給水状態に入ってから給水せずに立ち去ったという地域住民からのいろんな意見を聞いて、私が一般質問に出しましたが、実際には住吉分団の消防車両が無線で田皆小学校前に移動するように指示を受けたので、給水を中止して移動したということが後日判明いたしまして、私が発言したのでいかにも田皆消防団が消防設備等の点検作業を怠ったような発言をいたしました。

後日に住吉分団長と数名の分団員には直接おわびをいたしましたが、これはおわびだけでは、まず9月の議事録の訂正をしないといけないものですから、この場をおかりしまして田皆消防団員の皆様には多大なご迷惑をおかけしましたので、この場をおかりしまして深くおわびを申し上げます。

年末年始に向けて今後とも予防消防に努めていただき、町民の貴重な生命と財産を守っていただきますようお願いを申し上げます。

それでは最後になりましたが、平安町長は先ほどもございましたが、12月20日の任期満了まであと残り8日間となりました。1期目はまちの財政が非常に厳しい時期で、起債制限比率が当時16.1%と高く、公債費適正化計画を策定しなければならない団体でありましたが、平安町長の持ち前の手腕を発揮され、まちの厳しい財政を立て直したことに對しましては敬意を表します。また、これまで5期20年間に数々の輝かしい業績を残されたことに對しましても、平安町長に感謝を申し上げます。

平安町長、5期20年間まことにありがとうございました。お疲れさまでした。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（名間武忠君）

しばらくお待ちください。

当初大藏君の質問は午後からというようなことで予定をいたしておりましたが、時間の設定変更をいたしたいと思います。続けて大藏君の質問を行いたいと思いますのでご了承ください。

これで今井吉男君の一般質問を終わります。

続いて、大藏哲治君の発言を許可します。

○7番（大藏哲治君）

毎回多くの皆様が傍聴にお越しいただきましてありがとうございます。急な発言時間の変更ではございますけれども、もう一度心を引き締めて午前中で質問を精いっぱい努めさせていただきたいと思います。

まず初めに、平安町長におかれましては5期20年、町政のトップとして尽力されご苦労さまでありました。これまでの業績に深く敬意を表します。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

議席ナンバー7番、大藏哲治。

大きな1番、人口減少と公営住宅について質問させていただきます。

本町においても人口減少、少子高齢化は進展し歯どめのかからない状態であります。2025年には6,000人を割り込み、2045年には5,000人を割り込むことが推計されている中で、次の点についてお伺いします。

①公営住宅は現在、公営住宅等長寿命化計画に沿って進められておりますが、人口減少、または集落のコミュニケーション力の低下等の要因がある中、これまでの計画でよいのか、団地型住宅から集落密着、地域密着型の住宅を望む町民の声も多

くあります。早期の政策転換を図るべきではないかと考えますが、どう考えますか。

②庁舎建設も人口減少が避けられない中、その規模も人口に見合った大きさでと考えるが、検討委員会ではどのような話し合いがなされているのか。

③年齢階級別移動は15から18歳に進学等で転出、22から27歳に学校卒業、地元就職と転入。その後35歳ぐらいまで転出が見られる。帰ってきた若者が再び島から出ていくのは残念なことであります。

そこでお伺いします。

ア、婚活はどうなっているのか。

イ、青年就農給付金事業の現状はどうなっているのか。

ウ、地域おこし協力隊の展開はどう考えているのか。

エ、定住促進事業の現状はどうなっているのか。

大きな2番。教職員の働き方についてお伺いします。

国において働き方改革を掲げ長時間労働など働き方の改善を進めておりますが、本町での取り組みについてお伺いします。

①教職員の長時間労働が全国的に問題になっているが、本町での実態はどうなっているのか。

②夏休み等の長期休業中に学校の業務を一定期間休む学校閉庁日を設ける動きが県下で見られるが、本町での取り組みはどうなっているのか。

③役場職員においては産業医制度を設け職員の健康管理を行っているが、教職員についてはどうなっているのか。

④教職員の住宅不足がこれまでたびたび議会で取り上げられているが、本年度どのような取り組みをなしたのか。

次、大きな3番。旧知名幼稚園跡地の整備について。

①旧知名幼稚園は児童クラブとして利用すると伺っているが、いつごろからなるのか。

②旧知名幼稚園の入り口は現在東門を利用しているが、商店街を通過しての入り口で道路幅員も狭く偏依している箇所もあり不便であります。そこで入り口を臨港道路から、このページの裏側に参照資料1がありますが、それに基づいてもう一度言います。

今現在は赤いペン、矢印です。清水商店のほうから入ってきてカーブになっておりますけれども、旧東門です。こっちは昔、港が坂道だったので偏っております。それからA、緑のライン。Aは今、吉松総照さんの記念碑が立っておりますけれども、そこは町有地であります。そこは買収する必要もありません。そして後で再質

問で言いますが、そこから進入されて昔の園舎、赤い部分しか残っておりませんので結構跡地も残っております。Aから進入してBを駐車場、緑のラインあとでしますけれども、給食の配送車についても便利じゃないかなと思っております。

その辺のことを参照しながら、臨港道路から設けることを要望しますけれども、跡地の有効利用と児童の安全を図ることができるので、ぜひ取り入れてもらいたい。

以上、1回目の質問を終わります。

○町長（平安正盛君）

それじゃ、ただいまの大蔵議員のご質問にお答えいたしますが、大きな2番の教職員の働き方については、教育委員会所管ですので教育長のほうから答弁いたします。

まず、大きな1番です。

これは、①については先ほど今井議員にお答えしたとおりであります、若干重なりますがお答えしておきます。

平成23年度作成の知名町公営住宅等長寿命化計画により現在、知名C団地の建て替え事業が進捗しておりますが、長寿命化計画期間の中で各小学校区に合計12戸が新規建設予定となっております。

今後は各集落において建設予定地の確保ができるかなど、限られた財源の中で他事業とのバランスを考えながら検討を進めてまいりたいということであります。

大きな2番目、庁舎建設も人口減少が避けられない中というようなご指摘ですけれども、役場新庁舎建設基本構想検討委員会は、6月26日に発足し、これまで会議を2回並びに先進地事例としてさつま町の庁舎を視察しております。

6月の第1回目の委員会では、事務局から本庁舎並びに別館を含む役場全体の現況及び配置職員数の状況について、そして今後のスケジュールとして平成29年度から34年供用開始までの期間についての説明を行ったところであります。このことについては、さきの6月議会でも報告をいたしているところであります。

その際に委員から、財源の面からのPFIの活用に関する質問も寄せられましたので、9月5日から7日にわたって実施しましたさつま町の新庁舎視察にあわせ、内閣府のPFI専門の講師に自治会館で研修会を開催し、PFIのいろはについて説明をいただきました。

視察を終え、9月19日に第2回目の委員会を開催し、委員の皆さんからPFIと従来方式との比較の必要性について、現庁舎の耐震性調査の必要性の検討などについて意見を交わしたところであります。

なお、これまでの会議においては、規模、敷地については具体的に決定をしてお

りませんが、現庁舎の耐震性を考えれば、できればスケジュールを前倒しし、早目早目の計画推進が望ましいとの意見がほとんどでありましたので、このことを念頭にしながら計画策定に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

③婚活イベントについては、平成28年12月23日に大人の星空観察会と銘打って、二十代以上の未婚の男女を対象に開催したところであります。実績としましては、男性21名女性10名の計31名の参加があり、イベントの内容については割愛しますが、結果としましてカップル成立が1組あったと聞いておりますが、結婚まで至ったかどうか確認はとれません。

今年度中につきましては、町の青年団並びに婦人会等を中心に実行委員会を立ち上げ、役場は後方支援に回る形で来年2月中に開催する予定で今協議をしているところであります。イベントの内容については実行委員会に任せたいと思いますが、必ず参加する男女が一对一で話せる場を設けるなど、出会いの交流のきっかけづくりのイベントとなるよう現在検討いたしているところであります。

イです。平成24年度から開始された青年就農給付金については、就農して間もない45歳未満の農業者を支援することにより、新規就農者を育成し地域農業の担い手として定着を図ることを目的に実施しております。本町においてもこの事業を活用して16名の青年就農者が確保され、それぞれの就農計画の目標達成に向け就農を開始しております。

現在16名のうち総所得が250万円以上となった方が1名、個人のやむを得ない事情により離農した方1名、計2名が要件を満たさなくなったため給付を停止いたしているところです。14名については、それぞれの計画の達成に向け農業経営を継続しておるようであります。

今後も本制度を活用し青年農業者の確保、育成に努めてまいりたいと考えております。

ウ、地域おこし協力隊については、ことし4月より2名の隊員が知名字、田皆字にそれぞれ配置されているところであります。それぞれの活動につきましては、方向性も明確になり毎月町の広報誌に活動内容等を掲載し、地域おこし協力隊の周知にも努めているところであります。

今後の展開につきましては、今年度から配置しています2名は集落の活性化をメインに配置しており、隊員のサポートを行いながら基本的には現在の体制で実施していく予定であります。新たに隊員を募集することは現段階では予定はございません。

しかしながら、地域おこし協力隊の業務内容や取り組む活動等につきましては、

農林漁業の活性化や販路拡大、観光の活性化、住民の生活支援など地方の活性化や地域協力活動に従事するものとありますので、他に今の2名のようなパターンではなく、企画振興課の業務内容にかかわらず他の課でも対応ができるものだと思っておりますので、いずれ全庁的な取り組みが必要であり、場合によってはまた新年度について新たな募集等も考えられますが、現段階では現在の2名を全面的にサポートしていきたいというようなことであります。

エです。現在定住促進住宅として町内に定住促進住宅を7戸整備し、本町に長く住居する意思を持って町外から転入する方へ貸し付けを行っておりますが、11月末には新城、竿津の入居者が決定し全戸入居されているところであります。

その他の事業としては、移住体験ツアーを11月23日から25日に実施し、関東や関西から3組4名の参加のもと、農業や漁業施設、住宅や介護施設を見学いたしております。また、移住体験ツアーの中に開催されていた和泊町の農業祭にも参加し、島の文化に触れたり先輩移住者から体験談を聞くなどして充実した3日間であり、今後の移住への期待が高まっております。

さらに、来年2月9日から11日にかけて、沖永良部島で農業を始めようと考えている方にお仕事特化型ツアーを計画し、3組6名を定員に募集を行っているところであります。

大きな3番です。来年4月の改修に向け旧知名幼稚園遊戯室の改修工事を計画しており、設計業務完了後に改修工事を発注する予定となっております。

②ですが、臨港道路からの道路要望については、現地を測量しましたところ臨港道路と旧幼稚園跡地の高低差が約4メートルあります。仮に道路をつくるとしますと、縦断勾配が約17%と急勾配となり非常に危険であると認識しております。また擁壁設置等で多額の費用が見込まれるため、設置することは現段階では難しいものと考えています。

東門へ入る清水製菓横の道幅が6メートルから7メートルあり、登園降園時の交通安全対策については、開所前に事業所と十分に協議をし安全対策には十分な対策等をして努めたいと考えております。

以上です。

○教育長（豊島実文君）

それでは、大きな2番の教職員の働き方についてお答えいたします。

まず、①です。

新聞等でも報道されていたように、文部科学省は4月に公立中学校教諭の約57%、公立小学校の約33%が過労死ラインの目安であるおおむね月80時間以

上の時間外労働をしているとの調査結果を公表しました。

本町での県費職員 81 名の時間外労働時間は、平成 29 年の 4 月、5 月、6 月、9 月、10 月、11 月の 6 カ月間の 1 人当たりの平均時間外労働時間は約 47 時間で、最も時間外勤務時間の長い教員は約 122 時間、最も短い教員は約 13 時間という現状であります。

次、②についてお答えします。

教職員の時間外労働の問題が取り沙汰されている中、長期休業中に教職員の業務改善を図る目的で業務を一定期間休むいわゆる学校閉庁日を設ける動きが全国で広がっていますが、鹿児島県内では昨年度から鹿屋市、曾於市、錦江町が学校閉庁日を実施しています。

学校閉庁日を設定した場合のメリット、デメリットもあるようですので、多方面から検討し、そして学校閉庁日を設ける場合は、地区内の他市町村教育委員会とも足並みをそろえていきたいと思えます。

次、③についてお答えいたします。

本町の教職員は知名町立学校職員安全衛生管理規程に基づき、各学校で労働衛生推進委員会を設置し学校職員の健康管理を行っています。各学校の労働衛生推進委員会では、職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること、職員の健康保持を図るための基本となるべき対策に関すること、公務災害の原因及び再発防止対策で衛生に係るものに関することなどについて、調査審議し学校長に意見を述べることなどによって健康管理を行っております。また、年に 1 回の定期健康診断や臨時健康診断、希望者は人間ドックなどでも健康管理を行っております。

次、④についてお答えいたします。

教職員の住宅不足に対する取り組みについてお答えいたします。

教職員住宅の整備につきましては、大蔵議員のご指摘にもございますようにこれまでも幾度かご質問がありましたが、教育委員会といたしましては、子供たちの教育環境の整備を優先的に進める必要があるとの観点から、校舎の建てかえや屋内運動場の整備などを優先してきたところであり、財源の確保上、教員住宅の整備は厳しい状況にありますとするような答弁をしてきたところでもあります。

こうした子供たちの教育環境を優先的にとという考えのもとに、児童生徒に安心安全な給食を提供するための学校給食センターの建てかえにも今後多額の予算を必要とすることから、教員住宅の整備は引き続き厳しい状況にあると認識しています。

このようなことから、従来型の公共事業による整備ではなく民間の資金、経営能力などを活用して公共施設等の建設、維持管理、運営などを行う手法、いわゆる P

F I による教員住宅の整備ができないか検討を重ねているところであります。

以上でございます。

○ 7 番（大藏哲治君）

順次再質問させていただきます。

①の質問につきましては、今井議員のほうから質問がされ答弁がありましたので、その中で田水団地については議員と語る会でも多くの町民から、田水団地不要とは言わないけれどもう一回再考したらどうかという意見を多く聞いております。

先ほど町長や建設課長の答弁の中で、住んでいる方のもう一回そこに住むとかいろいろ答弁がありましたけれども、やっぱりもう一度平成 24 年度に計画については考えておりますけれども、多くの町民がやっぱり各集落、先ほどからありますように住宅のない集落からぜひ住宅をつくっていただきたいという要望が、非常に多くあります。

ですから、優先順位をもちろんつくる計画はされておりますから、そこに行くまでの過程の問題だと思っております。まず住宅のない字に団地をつくって、そして田水団地に入っている方を希望される集落に住まわされて、そうしながら次の田水団地の建設に取りかかっていけば、田水団地の規模も縮小できるし、それから今井議員からありましたように、老人ホーム、福祉センターと複合的な施設ということも念頭に置いてぜひ進めてもらいたいと思いますけれども、町長、答弁をお願いします。

意を得なかったかな。もう一回言います。わかりますか。

○ 町長（平安正盛君）

先ほどありましたように、私が答弁していいのか非常に疑問を感じているんですけれども、要はほかの市町村の事例を見てもご理解あると思うんですけれども、総合的な複合施設としての福祉関連施設を一元化するというのは、非常に大事だと思うし、今議員がおっしゃるような子供たちから高齢者等の交流の場、コミュニケーションの場ができるのも非常に大事だと思っております。

ただ先ほど来お答えしているとおり、その長寿命化の中で小学校区に分散という計画はありますので、要は今の C 団地は既にもう 32 年を目標に整備を進めているところですので、田水をじゃいかにするかということについては、決して今担当が持っている長寿命化計画ががんじがらめのものではなく、最終的にはその状況によって、例えばまちの高齢化率の推移とか、あるいは田水の入居者の年齢構成とか、いろいろな状況等もありますので、その段階でやはりまた皆さんしっかり執行部と一緒に協賛して構わないと思うんです。

ただ現段階では、長寿命化の計画をする上であのような計画を策定しておりますので、あとは皆さん議員と議会と執行部が連携をとりながら、見直すべきところはやはり見直してもいいんじゃないかなというふうには、私は個人的に思っています。

○ 7 番（大藏哲治君）

1 番の問題は先ほどの今井議員の中で建設課長も答えておりますので、その線に沿って頑張っていたきたいと思っております。

②庁舎建設は先ほど説明されておりますけれども、研修など行っておるとか答弁がありました。ぜひ庁舎建設については、検討委員会で話し合われた内容をその都度開示していただきますようお願いして、2 番の件はスルーいたします。

続きまして、③婚活についてですけれども、先ほどの 1 組成立したというのは昨年のお話ですね。今年度は今からですね。まだ結婚したかどうか定かではないということでございますけれども、ぜひ婚活のこの応援イベントは毎年していただきたいなと思っております。カップルが成立するのは針の穴に糸を通すような難しいことではありますけれども、毎年することによって一組でもカップルができることによって、人口、子供を産んでいろいろなことがあるんじゃないかと思っております。

また出産手当も 1 子につき 3 万円と値上がりしたようでございますので、子供をつくりやすい環境にもなっておりますので、ぜひその前の段階でございますので、ぜひよろしく願いいたします。

続きまして、イ、青年就農給付金事業についてでございますけれども、先ほどこれまで 16 名されまして現在 14 名ということでございますけれども、その給付金を受けている方の経営指導はどうなっているのか、農林課長お願いします。

○ 農林課長（上村隆一郎君）

青年就農給付金を給付されている、受けている方の農業の現況についてなんですけれども、それについては随時確認をしております。途中途中の確認、それからサトウキビをつくったり皆さん野菜をつくったり花をつくったりとかしてやっているわけですけれども、その農業技術については、町の指導農業士ですとか各地区におられる農業を非常に一線で活躍されている方とを結びつけて、また農業技術を補助させるような取り組みを行っているところでございます。

○ 7 番（大藏哲治君）

今この給付金は年間 150 万円ですね。何年間でしたか。5 年間ですか。5 年間ずっと 150 万円ということですか、それともどこか 3 年目から何か下がっているようなことも聞きましたけれども、その辺はどうなっていますか。

○農林課長（上村隆一郎君）

給付金については、年間150万円の最大5年間ということにこの事業はなっております。この給付金を受けるに当たりましていろいろと要件があるわけですが、この給付金の額とそれから本人たちの農業収入、それからもしかしたら副業をされている方も実際にいらっしゃいます。その給付金以外の所得のほうで250万円ですとか、29年度からもう350万円に引き上げられているんですけれども、そういった給付金以外の収入が250万円、350万円を超えた場合には減額されるということになっております。

○7番（大藏哲治君）

ぜひ健全な経営指導をされて、せっかく農業に就農されたわけですから、やめることがないように経営指導をこれからも継続的にされることをお願いいたします。

続きまして、地域おこし協力隊の展開についてということでお答えをいただきましたけれども、現在2名の方が田皆と知名で活躍されておりますけれども、先ほど町長の答弁の中で、今後は予定がないということの中で、今の字の形ではなくても町の中のほかの要望があれば募集されるようなお話でありました。

この制度は今現在3年ですよね。その3年の間に、30年度にもまたこっちから要望したら、地域おこし協力隊を申請できるような制度のものはですか。

○企画振興課長（元栄吉治君）

地域おこし協力隊につきましては、ただいま大藏議員からありましたように、知名字と田皆字に2名配置しております。

今後の展開といたしましては、先ほど町長から答弁がありましたとおりでございますけれども、年度の途中でありましてもこちらから募集をかけまして、それに対しての応募がありましたら、予算の手だてができれば可能というふうに考えております。

○7番（大藏哲治君）

毎年募集があれば申請できるという話でありますので、ぜひ前回は字の区長に手を挙げさせて申請されたようでございますけれども、ほかの市町村を見ますと、役場の中で企画に参加させたり、いろんな形で地域おこし協力隊を自治の中に取り組み、地域の活性化に取り組んでいるようでございますので、ぜひ役場の中でもこういう知恵を出して、地域おこし協力隊を募集して知名町の活性化のために取り組んでいただきたいと思います。

それと、3年過ぎましたら、本人の希望にもよると思いますけれども、事業がそ

の方々は終わるわけです。せっかく本町に来ているわけですから、そのままここに定住してもらうのがベストだと思いますけれども、その辺の取り組みはどうなっておりますか。

○企画振興課長（元栄吉治君）

地域おこし協力隊の趣旨といたしましては、3年間を限度にその地域に入って地域の活性化に取り組むということになっております。その後につきましては、できればその地域に残ってその事業の継続、もしくは新たに自分で事業を立ち上げて地域の皆さんと一緒に暮らしていくというのが、一番望ましい形だと思っております。

そのサポートといたしまして、現在あと任期が2年少し残っておりますけれども、任期途中でも将来の定住に向けて、役場といたしましても就職支援とか生活支援のサポートをしながら、任期を終わった後にスムーズに知名町に定住できればというふうに考えております。

これはあくまでも本人たちの意思に基づいて決定されることではございますけれども、今地域おこし協力隊として知名町にいます二人が気持ちよく継続して住もうと思うためには、役場のサポートはもちろんですけれども、地域の協力、サポートも必要かと思しますので、皆さんのご協力もよろしくお願いしたいと思っております。

ちなみに、全国の定住率、定着率でございますけれども、7割ほどの皆さんが地域、もしくはその周辺に残って定着しているというふうに聞いております。

○議長（名間武忠君）

しばらく会議を続けます。

○7番（大蔵哲治君）

ぜひ今のこの制度は、国から1人に対して200万円ほどの助成が出てなされております。その金の切れ目が縁の切れ目にならないように、ぜひ町としてもその後の生活ができるようなケアをしながら、知名町に住んでいただくような方策をぜひ考えていただきたいと思いますので、それはよろしく願いいたしたいと思っております。

続きまして、エ、定住促進事業についてでございますけれども、現在この定住促進事業と空き家の制度は同じ中に入っているんですか、どうですか。

同じ中であるそうでございますが、現在7戸です。7戸が住まわれているということでございますけれども、今ありますけれどもこれ以上、今の段階で需要はどうなっていますか。

○企画振興課長（元栄吉治君）

定住促進住宅につきましては、平成25年度から順次整備をしております、現

在7戸が整備されているところであります。現在の状況といたしましては、11月末で7戸全部入居済みになっております。

今後の整備につきましては、ことしも4軒ほど空き家住宅を見に行きました。役場の建築士と一緒にいったんですけれども、現在予算が350万円弱ということで計上しておりますが、状況を見ますとシロアリの被害とかあと雨漏りとかというのがありまして、予算内ではとてもおさまらないという状況でございます。

今定住促進住宅以外に空き家バンクという制度もありまして、これは役場を通じてそういう住宅を紹介する制度でございますけれども、定住促進住宅につきましては非常に費用もかかるということと、修理しても次々に雨漏りしたとか雨戸がないとか、あと台風の被害も考えられますので、今後は定住促進住宅の整備については、当初27年度で終わるという予定でもございましたので、一応予定はしておりません。

先ほどからいろいろ質問が出ていますけれども、まちの住宅政策と絡めてするのが一番いいのではないかと個人的には思っております。

○7番（大藏哲治君）

この定住促進の件につきましては、与論町ではこのような取り組みをされているんです。企業名はここに書いてあるからいいんでしょうね。定住促進住宅は九州電力株式会社の社宅を与論町が買い取り整備したコンクリートで6世帯が入居可能ですと、与論町へ定住促進住宅を整備しましたというようなことがなされておりますけれども、本町においても例えば今九電の発電所の向かいに社宅がありますけれども、そこが売ってもいいよというような話があった場合には、本町としても取り組むことがあるのかどうかちょっとお伺いします。

○企画振興課長（元栄吉治君）

知名町におきましてもそのような話があるというふうに伺ってはおります。

ただ、定住促進住宅で整備するのか、もしくはまちの住宅政策の一環として整備するのか、財源の関係もありますので、そういう話が具体的に来ましたら検討していきたいと思います。

○7番（大藏哲治君）

そのような話があるということでございますので、ちなみに与論町は住宅と土地つきで744平米を金額で800万円です。建物土地で結構安い買い物じゃないかと思しますので、本町も予算もいろいろ基金等ちょっと余裕もありますので、チャンスだと思いますのでぜひ検討されるようお願いいたします。

それでは、続きまして、これで1番の質問は終わらせていただきます。

次に、大きな2番、①先ほどの残業時間平均47時間とか、これは月の残業時間ですよね。

○教育長（豊島実文君）

これは先ほど申しあげましたように、4月から11月までの7、8を除いた6カ月の81名の一月当たりの平均です。

○7番（大藏哲治君）

25日ぐらいだと幾らかな。2時間弱ということですね。

それでこの前学校訪問を議会でしましたけれども、町内の小中学校、タイムカードは設けておりませんよね。見たら昔ながらの出勤簿で出勤、退庁を管理しているように私は思いましたけれども、全体的にどうなっているのか。そして、なぜタイムカードを設けないのか、その辺を説明お願いいたします。

○教育長（豊島実文君）

勤務時間の管理は、まずは出勤簿の押印で始まるわけですがけれども、各学校では現在出退記録簿によって各個人が出勤した時刻、退庁した時刻をそのように記録して、それによって勤務時間を把握管理している状況であります。また、タイムカードの導入に関しましては、費用がかかる等のことからまだ検討はしていないところであります。

○7番（大藏哲治君）

タイムカードの費用は大した費用じゃないと僕は思うんですけれども、その出勤簿制度によって先生方のサービス残業が結構あるんじゃないかと思うんですけれども、その辺はどう考えていますか。

○教育長（豊島実文君）

先ほど申しあげましたように、勤務時間外労働時間の管理は出退記録簿で行っているということで、もちろん教職員には超過勤務の手当がその日その日についてはつきませんので、サービス残業ということになると思います。

○7番（大藏哲治君）

そういう仕組みになっているんですね。先生方は残業代がつかない、よくわかりました。ちょっとかわいそうな気がしますけれども。法律上そうならいけば仕方がないなと思っておりますけれども。

庁舎については②については検討されているということでございます。

2、3はスルーいたします。

4番、教職員の住宅不足が議会でたびたび、前回3月議会でも多分取り上げたと思いますけれども、町外からの勤務者が現在でも2名か4名おって、残念だなとい

うようなことを私は話をしたような気がいたします。財源不足で教員住宅をつくるのは今の段階では難しいという答弁ではございますけれども、ぜひ先ほどあるような九電の社宅の件でいろいろありますから、民間の住宅を早目に手当てして、ぜひ町内で町内の先生は住んでもらうように取り組んでいただきたいと思いますけれども、もう一度その辺の答弁をよろしくお願いします。

○教育長（豊島実文君）

現在、和泊町から通勤している職員は18名であります。やはりこれらの方々か町内に住めば、それだけいろいろとメリットもありますので、現在のところ教職員の住宅建設が厳しい状況なので、各学校の校区内に民間の住宅が出た場合には、手を打って確保して、なるべく教職員に校区内に居住させるような取り組みをしたいと思います。

○7番（大藏哲治君）

私の勘違いで4名が18名だということでございますけれども、大変大きな数字でございますので、18名の方が町内に住めばどのようなことが起こるかという、子供もおるわけですから、18名はそれだけ町の活性化にもつながると思いますので、ぜひ住宅の確保につきましては、各小中学校のPTAと連絡を取りながら早目に手を打って、一人でも多くの方が町内から職場に向かわれることをお願いいたします。

では、大きな2番を終わりました、続きまして3番に入させていただきます。

1番はよしとして2番、先ほど町長は、高低差があって無理とか何だかんだ言うておりましたけれども、高低差4メートルは今の段階で下から見ればそれほどありますけれども、あの中には波返しが約1メートル弱ぐらいコンクリートの薄い部分があって、その上にフェンスのための基礎が四、五十センチあるかな。約1メートル50センチぐらいは取り壊しが可能な部分なんです。ということは、高低差約2メートル50センチの臨港道路から護岸まで、二、三十メートルあれば、勾配もそんなにきつからつくれないという理由にはならないと僕は思うんです。

それと、擁壁をつくれれば云々と言いますけれども、大した費用じゃない。桑茶で1,000万円赤字にする金があれば、2年ぐらいではもとはとれる話だと僕は思っております。

それと、現在給食の配送車は郵便局のほうから入ってきてやっていますけれども、郵便局の周りは違法駐車があって、なかなか曲がりにくい配送車があると聞いております。

教育委員会、どうですか。

○教育長（豊島実文君）

確かに給食の配送車が郵便局の前を通っていくということは、非常に交通安全上課題があると認識をしております。

今の現在の知名幼稚園のところから入れるようなことはできないものだろうか、そういうところも検討して、給食車の安全な配送ということには努めていきたいと思えます。

○7番（大藏哲治君）

教育委員会も郵便局からの前は不便だと感じているようでございますので、建設課長、ぜひAからの進入路を聞いているでしょう。頭がいいから。つくってBの部分を駐車場にして、そして今、旧幼稚園と小学校の間にコンクリート塀があるんですよね。そこをちょっと取り壊したら、ずっと車が入って給食の配膳のところに向かわれて、今小学校の校門を最後90度以上曲がるところで、時々小学校のきれいにした門のところに車がすったような跡もありますので、大変このカーブがきつくて、郵便局からずっと行って大当さんの上のあたりで角度がきついんですよね。そして真っすぐの部分から下りの部分になって、大変給食の配送車も時々ぶついたりすったりしておるようでございますので、ぜひ本当は僕の案をのんでほしいんですけども、今のところ嫌だというのでございますので、ぜひ赤いその辺を修復して、本当はここを通ったらまた学校の前を通って子供の前を通るから、安全上はまずいんですよね。

だからAから通ったら園舎の前も通らないし完全に右と左が分かれて、子供の安全に僕はいいと思うんです。僕の策は最良だと思うんだけどなかなか聞いてくれない。残念でございます。

ぜひ聞いて、これはこれで終わります。

○建設課長（高風勝一郎君）

先ほど町長が答弁した高低差4メートル、あと道路勾配17%という中身は、臨港道路の車道部分から知名幼稚園に上がったところまでの間が、先ほどの17%というふうなお話です。具体的にわかりやすい場所は、知名漁港の西側にシャーゴという泉がございますけれども、そこにおりていくあの勾配です。あれが大体17%から20%ぐらいになっております。

そのあたりを想定して回答いたしましたところでしたけれども、今議員がおっしゃるのは知名小学校まで伸ばした形での道路計画ということですので、そのあたりもう一度加味して検討させていただきたいと思えます。

○7番（大藏哲治君）

あと3分ありますので念を押して、建設課長よろしくお願いします。
終わります。

○議長（名間武忠君）

これで大藏哲治君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

次の会議は午後1時半から再開をいたします。

休 憩 午後 0時19分

再 開 午後 1時30分

○議長（名間武忠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

根釜昭一郎君の発言を許可します。

○3番（根釜昭一郎君）

傍聴席の皆さん、こんにちは。年末の大変お忙しい時期にもかかわりませず傍聴いただきありがとうございます。

それでは、議席番号3番、根釜昭一郎が、4つの点について壇上より質問をいたします。

1、長寿命化計画及び住宅問題について。

①公共施設の個別の長寿命化計画の策定は行ったのか。

②地元居住者向けの住宅リフォーム等は計画していないか。

2番、指定ごみ袋の有料化について。

①ごみ処理施設への町負担の財源はどれくらいか。

②ごみ袋の有料化によって年間幾らぐらいの財源が捻出できているのか。

③ごみ袋の料金の減額は考えていないのか。

3番、島留学について。

導入の検討はされたのか。どのようなスケジュールで計画しているのか。

4、たばこ税の目的税化への提言について。

①現在、財源の一つであるたばこ税はどのような形で使用しているのか。

②目的税として使用目的を限定してはどうか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○町長（平安正盛君）

それでは、ただいまの根釜議員のご質問にお答えいたします。

まず、大きな3番については教育委員会の所管事項ですので、教育長からお答え

いたします。

まず、大きな1番ですが、これについては、先ほど来、午前中の一般質問等でもお答えして、基本的にはお答えしているとおりでありますが、改めて観点を変えてお答えをいたしたいと思います。

まず、①です。本町では、公共施設の老朽化が進む現状を踏まえ、また平成28年3月に知名町公共施設等総合管理計画を策定しております。この計画に基づき、平成30年度に個別施設計画の作成を考えており、次期総合振興計画策定の準備と合わせて全庁的に持続可能な公共施設のあり方について検討を重ねてまいりたいというふうに思っております。

なお、これまでも事業によっては長寿命化計画を策定しており、例えば国土交通省所管の公営住宅、下水道、橋梁などについては、事業採択の関係からそれぞれ各事業ごとに長寿命化計画の策定が既に終わっているところであります。

②地元居住者の個人住宅の改修・リフォーム等の助成、補助等は行っておりません。ただし、個人住宅の耐震診断、耐震補強工事の一部助成あるいは補助事業についての国庫補助制度がありますが、知名町は問い合わせ、希望者がいないため、事業は現段階では行っていない状況であります。

大きな2番目です。

まず、一般廃棄物の収集・運搬及び処分は、市町村の責務であり、市町村がみずから行うこととなっております。現在、本町は和泊町と共同でごみ処理に関する事業を行う沖永良部衛生管理組合を組織してこの業務に当たっておるところであります。

①ごみ処理に要する費用は両町で折半となっており、平成28年度決算数値によれば、両町それぞれ1億4,158万7,000円の負担となっております。内訳は、ごみ処分に要する費用に対する負担金、いわゆる施設のランニングコストが9,921万9,000円、全体の70%に当たります。また、施設整備に要した費用に対する負担金、いわゆる借り入れの償還という公債費が4,236万8,000円、全体に対する30%となっております。

②指定ごみ袋による収入は、組合から小売店への卸売価格で、それぞれ20枚入りで大が860円、中が571円、小が393円となっております。過去5年間の収入額は、平成24年度が2,567万3,000円、25年度が2,807万円、26年度が2,342万7,000円、27年度が2,723万6,000円、28年度が2,809万8,000円となっております。

③指定ごみ袋制度によるごみの有料化は平成10年度から実施しており、ごみの

処分に係る費用の約1割を町民・島民の皆様に負担していただいております。これは受益者負担を課すことによって、ごみの減量化や資源化の必要性を町民・島民の皆様にご理解いただくための対策であると考えておりますので、現在のところは減額の考えは持っておりません。

ちなみに沖永良部衛生管理組合ではごみの再資源化にも取り組んでおり、アルミ缶等の資源ごみの収益は運搬に要する経費を除いた純益が平成28年度の場合、99万4,000円となっております。

次に、4番たばこ税の関係ですが、まず、冒頭に、現在、それではたばこの税がどれくらいを占めるのかということですが、もう既にお調べだと思っておりますが、税法上はたばこの種類ごとに基本的には1,000本当たりの税率で制度化されているわけですが、通常よく愛用される440円の場合を見ますと、440円のうち国のたばこ税が106.04円、地方たばこ税、これが都道府県や市町村に配分されるものですが、それでも122.44円、それからたばこ特別税、これは旧国鉄がJRに分社化されたのに伴い、あるいは林野庁等も含めて、長期債務の返還の充実に充てるということで平成12年に創設されておりますがたばこ特別税が16.40円、それから消費税が32円59銭、合計いたしますと440円に占めるたばこの負担合計が277円47銭、全体の63.1%に当たるような状況でございます。

それを踏まえながらお答えいたします。

現在、町の貴重な財源の一つであるたばこ税は、町民税、固定資産税、軽自動車税とともに使途が特定されていない通常の法定普通税として、町の貴重な財源となっております。簡単に申し上げれば一般財源化されているところです。歳出予算の中にたばこ税のみを財源とする歳出科目はなく、一般財源として予算に組み込まれているのが現実であります。

②です。町の収入である市町村たばこ税は、地方税法により税目が法定されている法定普通税として使途を特定せず、一般経費に充てるため課されている税です。仮に、たばこ税を目的税とした場合の使途としては、分煙環境の整備費、たばこにより健康を害した際の医療費の一部負担の費用などが想定されますが、現行の法定普通税である市町村たばこ税を特定の費用に充てるための目的税へ変更するには、政府の税制調査会を中心に検討し、税制改正要綱として閣議決定、関連する改正法案の国会可決、改正法の施行並びにそれぞれ市町村の税条例改正等の一連の改正のプロセスが必要であると考えられます。したがって、全国的な議論が必要であると思われます。私どもとしては、現段階で一般財源化しております。ただし、予算計上の仕方によっては、今申し上げた、例えば分煙施設の整備とか等々に充当す

場合は、予算上は充当できると思いますけれども、あくまで分類は一般財源として扱うということになります。

以上です。

○教育長（豊島実文君）

それでは、3番の島留学についてお答えいたします。

島留学制度は、離島の小規模校の子供たちは一般的に刺激や競争がない、多様な価値観との出会いがない、新しい人間関係をつくる機会がないなどの課題を解決する手段としての島留学と、児童生徒が急激に少なくなり学校の休校や廃校を避けるための手段等としての島留学などが考えられると思います。

これまで町村教育長会における研修会で島留学制度に関する研修をしたり、情報を収集してきましたが、留学生を受け入れたときのメリット・デメリットもあるようであり、また、島留学制度をスタートするまでには幾つかの課題を解決する必要があることや費用対効果などの検証などもあり、現在検討を進めているところであります。

以上です。

○3番（根釜昭一郎君）

1番の①ですけれども、策定はこれからされるということのようなんですけれども、建物の漏水・雨漏り等に関しては、水は私たち人間や農作物にとっては大変重要な資源になるんですけれども、建造物にとっては大敵となるものになっております。既存の建造物で学校の校舎等に関しては、幾つか今年度対応されるところもあるようなんですけれども、来年度以降、策定するに当たって、とにかく漏水対策、防水工事は、各施設優先して、どこからされるということではなくて、防水対策に関しては、先に漏水が疑われる施設に関して進めていくというような考えはお持ちではないでしょうか。

○建設課長（高風勝一郎君）

建設課のほうの住宅を参考にするとか、答弁をさせていただきます。

先ほど来、ご説明しております公営住宅の長寿命化計画、平成24年3月に作成しておりますが、その中では、建物が老朽化、補修等、必要な部分を調べまして、中には建てかえ、改修、あと廃止目的等々含めて区別をして計画をしているところです。

特に、漏水、雨漏りに関しての調査というか、もちろんしている項目ではあるんですが、全体的なものの中で長寿命化計画というのは立てておりますので、特に漏水というか雨漏りを重点的にということではなくて、建物全体的なものの考え方で

長寿命化計画というのは立てて計画をしているというのが現状でございます。

○3番（根釜昭一郎君）

最初に議長のほうからの諸般の報告のほうでもあったんですけども、町内の各学校を視察して回った際にも、各施設、多分、教育委員会のほうでも回られているのでお気づきだと思うんですけども、各施設で場所は変わるんですけども、雨漏り対策といいますか、バケツが置かれたりとか、天井のほうで漏水の跡が見受けられたり、また、町の施設のほうでも公民館は各字が対応されたかと思うんですけども、その辺は漏水対策、防水のほうはされたんでしょうか。

○町長（平安正盛君）

一応、総括的にお答えしたいと思います。やはり町が保有するいろんな施設は、それぞれ施設ごとに担当がありますので、今、取り上げたように公営住宅であれば建設課、庁舎関係であれば総務課、あるいは福祉関係であれば保健福祉課等々あるわけですので、今ご指摘の、今策定を進めている長寿命化計画あるいはそれに伴う個別施設の計画そのものについては、先ほどあったように来年度中に取りまとめているということです。

今、ご指摘のケースだと、日常の一般的な施設の維持管理に伴う修繕費だと思っていますので、であれば、個別のその施設ごとに状況を確認の上、早期にしておくべきものであれば、個々に予算計上をして修繕費で対応をすることになると思います。あえて全体的に計画をまとめてということじゃなくて、日常の維持管理の中で対応をさせていただきたいというふうに思っています。

今回の各公民館の改修等についても、その防水関係の件の字から要望があって、瀬利覚、竿津等々幾つか、具体的にちょっと覚えていないですけども、個々の要望には対応しています。

○3番（根釜昭一郎君）

漏水に関しましては、その建造物の大敵になりますので、またその辺もご考慮していただきたいと思います。

続きまして、2番目なんですけれども、ちょっと私の表現が余りよろしくなかったようで、住宅リフォームといいますか、現在空き家となっているところのリフォーム計画で、地元居住者に住まわせるというような計画はないのでしょうか。

○企画振興課長（元栄吉治君）

空き家のリフォームということでございますけれども、今現在実施しています定住促進住宅につきましては、人口をふやそうという意味合いもありまして、町外からのUターン者、Iターン者を対象にした定住促進住宅の整備となっております。

条例もそのように定めて実施しておりますので、地元居住者向けの空き家のリフォームという事業は、現在のところ行っていない状況でございます。

○3番（根釜昭一郎君）

午前中の質問等々でもお答えいただいているので、ちなみに今年度の費用でいきますと、C団地新規建築された場合に、住宅8戸に対して1億5,000万円くらい経費が発生して、1戸当たり1,890万円くらい経費のほうがかかろうかと思っています。

それからすると、永良部の空き家のほうはなかなか水回り、トイレでありますとか、トイレや浴槽等々、人が実際住んでもらうためには費用が結構かかろうかと思うんですけども、それを加味しても1戸当たり1,890万円という費用はかからないであろうと推測されるので、今後、住宅建設、先ほどは定住住宅を各小学校区を検討しているという話ではあったんですけども、そういうのではなくて、現在の空き家対策、空き家であるうちに危険家屋にならないうちに、その空き家のリフォーム等を考えてはどうでしょうか。

○町長（平安正盛君）

お気持ちはよくわかるんですが、我々も内部でたまにはこういうことを話題にするときもあります。今おっしゃったように、新築をしてやった、公営住宅とした場合のコストと、今ご指摘のように空き家を改修して、準公営住宅的な扱い方をするという方法も、コストを考えると明らかに後者のほうがコストが安いわけですよ。そうすると、新たに公営住宅を建設するよりは、今言う空き家を改修して住む住宅としてやる方法を検討してあったんですけども、しかしなかなか現実には空き家が多いのは現実ですけども、果たしてその空き家にかなり相当な金額をまた投じるわけにはいきませんので、寿命等もありますので、そうなるとうちでもじゃそうしましようかといわけにいかないのが現実だと思います。どれだけかかってやるかということ、しかしあくまでも個人の財産ですので、それを町がどこまでさわるかということ、またそういった所有権の問題もありますので、であれば先ほど冒頭に申し上げたように、国の補助制度もありますので、所有者本人がそうした手続等を踏まえて、補助事業として補助を受けてやるといった方法しかないんじゃないのかなというふうには思っています。

○3番（根釜昭一郎君）

空き家のリフォームをなぜ提案するかといいますと、午前中の質問でもあったんですけども、各字のほうではマンパワーを欲しがっている。地方創生等々でもそうなんですけれども、これから地方創生自体が社会教育活動の一環として、これか

ら重要になってこようかと思われるんですけれども、その中の各種団体に該当する青年団、壮年団、婦人会、老人会等々が機能しなくなっていく。各字の区長さん等々も大変苦慮されている。地元に住まわずに字外に住んでいると、どうしても字で緊急に要請をかけたりとか、そういった場合に大変苦慮している点が見受けられるので、提案のほうをいたしております。各集落のほうが機能していかなくなっている件に関しまして、それを踏まえてどうでしょうか。

○企画振興課長（元栄吉治君）

空き家のリフォームといいますか、空き家の活用につきましては根釜議員がおっしゃったように、各市町村を見ますと地域の力を集結して、例えば青年団とか婦人会とか、その空き家を改修して、喫茶店やら、あと民泊とか、そういうふうに改修する事例もございます。

先ほど町長から答弁もありましたように、町営住宅、先ほどの例で申しますと、1億5,000万円割る8で約1,800万円ということではございますけれども、空き家を改修するといったしましても個人の所有ということもありますし、所有権の問題も出てきますし、その空き家を改修した後、何年ずっと町に貸していただけるかという問題も出てくると思います。今、実施しています定住促進住宅につきましては、12年をワンスパンとして借りることにしています。例えば300万円改修費用がかかったといたしまして、途中6年で返してくれということであれば、かかった費用の半分150万円はその家主さんからもらうという制度設計でもございますので、そういう制度設計を踏まえながら、今おっしゃった住宅リフォームをするという考え方もあるかと思っておりますけれども、それにつきましては、またいろいろ検討する余地もあるかと思っておりますが、現段階ではなかなかちょっと難しいかなと思っております。また、改修する住宅につきましても、程度のいい住宅につきましてもなかなか貸してもらえないという状況もありまして、そういう住宅がどんどん出れば、また話も進むと思っておりますけれども、現時点では難しいかなという思いはあります。

○3番（根釜昭一郎君）

制度設計等々に関しましては、この定住促進住宅で、さきのよい例がありますので、それに準ずる形でいいのかなと思ったりもするんですけれども、ただ、午前中の今井議員、大蔵議員の話の中でもありましたように、各字に住まわれている方々と、また実際にこの中央のほうの住宅に住まわれている人たちも、子育てをしていく中でお子さんを、現在共働き等々のほうがふえてきておりますので、どうしても二人とも手が離せない場合には親に預けたりもするんですけれども、その場合、知

名、瀬利覚のほうから地元に戻って親御さんに預けたりとか、また、高齢のおじいさん、おばあさん、また父母がおられる場合でも体調を悪くされたら、知名の住宅から地元に戻って、また病院に連れていったりと、畑の管理をされるにしても知名のほうから通って、兼業農家の場合はなおさらたまにしかない土日で子供を預けに往復して、畑に行って往復して等々、そういう声が強く上がっているということを考慮に入れて、これからの住宅建築計画等々をされていくよう要望いたします。

続きまして、大きい2番の指定ごみ袋の有料化されている件での質問ですけれども、1番の財源のほう、2番のどれくらいの財源がというのは、先ほどの答弁のほうで理解いたしました。

3番目のごみ袋の料金の減額は当面考えておられないということでしたけれども、全国的にごみ袋の料金が現在どれくらいかというのは把握されていますでしょうか。

○保健福祉課長（安田廣一郎君）

ごみの回収・運搬・処分に係る費用をごみ袋の卸売価格として転嫁している全国的な値段について調べておりません。

○3番（根釜昭一郎君）

本町のごみ袋、大45リットルで860円の場合、町のホームページ等々にも、多分ホームページだったと思うんですけれども860円の内訳として仕入れ値のほうで214円、処分手数料のほうで608円、車両維持管理費が38円と、ご説明があって大変わかりやすいんですけれども、全国的でいいますと、ちょっと資料のほうは古いんですけれども平成25年度くらいで、本町のほうが1枚当たりですと86円、全国的に見ますと基本的に北海道のほうがどうも高いようですけれども、一番高い北海道の帯広市のほうで135円、一番安い静岡県は1枚当たり6.5円。全国的には無料配布をされている自治体も数カ所あるようです。指定ごみ袋を必要としない自治体のほうが、東京23区を含む60自治体くらい。鹿児島県でいいますと鹿児島市等があるようです。本町の86円というのは、東京都が約90円くらいですので、東京都と同じような料金設定というふうになっているようなんですが、その件についてどう考えますでしょうか。

○保健福祉課長（安田廣一郎君）

ごみの処理に対するコストと、それから受益者の負担額という観点からいきますと、今のところ約1割となっております。当然、ごみの処分の量が減れば、そのコストも減らしていいと思いますが、これ全ては、ごみの個人の負担金を減らすとなると、あとはまた一般財源をその分だけつぎ込んで、ごみを処分するということになりますので、それは1割をキープしながら、ごみの減量化に努めて、自然と指定

袋の単価を減らしていくのが行政としてよろしいんじゃないかと考えております。

○3番（根釜昭一郎君）

ごみを出している量に関しては、たしか年々減っているのかなという認識を受け、また、その中で、先ほどご説明の中でも、町長の答弁の中でもあったんですけれども、アルミ缶や段ボール、瓶等々でリサイクル関係での売り上げで、微々たる金額ではあったんですけれども、減って収入として対応できている部分も、ごみの総量からすると出てきているのかなと思うんですけれども、その辺はどうお考えですか。

○保健福祉課長（安田廣一郎君）

ごみの総回収量につきましては、減ってはおりません。残念ながら、27年度に比べて28年度は逆にふえております。ですから、これが減れば、先ほど申したとおり、それぞれの個人の負担分も減らすということにつながると思いますので、私どもでは一般廃棄物の減量対策について、協議会等を開いて、また婦人会にご協力いただいて減量化に努めておるところでございます。

○3番（根釜昭一郎君）

処理場について1点だけ、ちょっとお尋ねしたいんですけれども、ランニングコストで1億円弱かかっているということなんですけれども、このランニングコストは年々減ってきているのか、かえって機械のメンテナンス等々でふえていっているのか、その辺をちょっとお聞かせください。

○保健福祉課長（安田廣一郎君）

ランニングコストにつきましては、両町を合わせて、先ほどの1億円は各町の負担金でございますので、ランニングコストにつきましては5カ年の平均で2億4,500万円、ほとんどこれは変わりございません。ただ、施設の更新等について建設したときは、また一般財源の負担がございますし、あとは起債の償還期間約15年ですが、その間はまた起債の償還に係る費用として、ランニングコスト以外のコストがかかって、町の負担がふえるという仕組みになっております。

○3番（根釜昭一郎君）

ありがとうございます。

先日の議会と語る会で、ごみ袋の料金が高い等々のお声もありましたのでご質問させていただいたんですけれども、なかなか難しそうな現状で大変残念ではありますけれども、2番目の質問のほうは以上で終了したいと思います。

続きまして、3番目の島留学についてなんですけれども、教育長のお答えのほうは、前回質問したときとほぼ似たような回答だったのかなと思うんですけれども、実際に実施されている自治体等々へのリサーチはどのような形で行われたのでしょ

うか。

○教育長（豊島実文君）

例えば、南種子町では宇宙留学制度を取り入れて実施しているわけですが、そのことについて、先ほど申し上げましたように、教育長会で時間をかけて研修をしたり、またほかの島留学を行っている瀬戸内町やら宇検村、大和村の教育長にも実情を尋ねたりというようなことで、その島留学の実態把握に努めたところであります。

○3番（根釜昭一郎君）

現場サイドといいますか、実際にその学校に通われているPTA、親御さんとか、そういった方へのリサーチはされてないのでしょうか。

○教育長（豊島実文君）

島留学をされている保護者及び子供と直接会ってお話をしたことはございません。

○3番（根釜昭一郎君）

島留学のほうなんですけれども、奄振の助成等々もできてはいるんですけれども、実際に群島内のPTA関係の会合のほうでご父兄のほうとお話をさせていただくと、実際に数名、10名以下の規模の学校ですと、お声かけするのも難しいと。例えば、新しいお子さんが来られても、同級生が一人だけいますとか、全校生徒で何名ですと、そういうようなご説明にどうしても、学校の維持を目的とするのであれば、そのような説明になってしまうと、呼ぶ側としても呼びづらい。堂々と、この島、この地区は素晴らしいですよ。学校教育に関しても、社会教育に関しても素晴らしい環境が整っていると、大きい声ではとても言える状況ではないと。幸いなことに、本町に関しましては社会教育活動も、ほかの群島内の市町村に比べれば、ほぼトップレベルの社会教育活動ができてはいるのではないのかなと、私のほうは考えておりますので、この今の時期に、今の時期だからこそ島留学が本当に必要で、これから島を担っていく若い子供たちのために新しい刺激を与えて、本町の教育のまち宣言もされていますけれども、本当に素晴らしい社会教育、学校教育というのをアピールしていければ、またそれはそれで観光面等々でも役に立っていくと思われそうですし、また島留学に来ようと思う人たちも、今ならば本町に喜んで来ることできますし、迎える側としても自信を持ってお迎えができると思うんですけれども、どうでしょうか。

○教育長（豊島実文君）

大島地区内で島留学制度を実施している市町村は、さっき議員からもありましたように、学校存続にかかわるような状態の学校が、それを休校や廃校を避けるため

に行っているというふうな状況であります。そこで、受け入れる側として、先ほども申し上げましたように、例えば子供たちにいい刺激を与えとか、学校の活性化につながるとか、または地域の活性化につながる、そういう人材が来れば非常にありがたいんですけども、一概にそればかりでもないようであります。

そこで、島留学を実施するためにPR活動など必要になってきますので、先ほど議員からもございましたように、奄美群島広域事務組合が島留学に関する支援、施策を、今、検討しているようでございます。それが、島留学の支援制度が実施できた場合に、またPRをするための費用とか、親子留学をするための家屋の修理とか、そういう費用もその支援策の中に入っているようですので、そういうことも見きわめた上で実施するか否かを判断したらどうだろうかと思います。

○3番（根釜昭一郎君）

先ほどちょっと観光面に関して言ったんですけども、島留学の誘致にトライしていると。トライしているというだけで、すごい宣伝になるのかなと思いますので、ぜひ前向きに、そして、なおかつ時期を逃すとなかなか難しかなと思いますので、スピーディーな対応を切に要望いたします。

続きまして、たばこ税の目的税化への提言についてなんですけれども、先ほど町長の答弁でありましたように、一般財源で国の法律や条例等々の変更云々あるんですけども、現在、町のほうで5,000万円程度、安定して財源が入ってきているわけですから、この5,000万円を特定といいますか、前回、前々回等々で子育て支援対策の一環等々でもありましたように、奨学金の件、また島外への補助制度等々、なかなか財源のほうに難しいというような答弁等々もあったんですけども、5,000万円程度安定して入っている、ちょっとたばこ税もまた変わりそうなんですけれども、当分もそんなには料金のほうは上下しないであろうと思われるその財源を5,000万円程度を使用を限定して使うようなお考えはないでしょうか。

○町長（平安正盛君）

先ほどもお答えしたとおり、その五千数百万円をどういうふうにして使うのかというのは、はっきり特財であれば明らかに言えるんですけども、やっぱり制度上は一般財源化になっていますので。ただ、端的に言えば、一つの例として言えば、今、私ども一般会計から国保に5,000万円近く、法定外の繰り出しをしているんですよ。それも考えによっては、たばこ税の見返りで繰り出しをしているとか、あるいは、今言う、子育て等々いろいろ考えによっては、それを充てていると。表示はできないんですけども、心ではそこに充てているんだということも言えると

思うんです。

ただ、例えば、先ほども申し上げたように喫煙所を設置するとかいうのもあったり、またほかのいろんな制度面もあると思うので、検討しないといけないと思うけれども、やっぱり何ととっても、財政制度上はそうせざるを得ない。ただ、予算上、自前の予算書の中では、実はこれで充てているということです。

ただ、今、たばこ代が云々されて、引き上げも予定されているようではすけれども、現実には年々減っているんです。喫煙者数が減っているということと、例の最近ブームの加熱式たばこがはやっているということで、ただ極端に減ってきているのは、当初は1本当たり幾らということで交付されてきたんですけれども、それが極端に減った分を急減緩和措置として3年ぐらい前から、人口を加味した形で見直しされておるので、5,000万円以上はあるのかな。あとは予算の見方だと思うのでご理解ください。

○3番（根釜昭一郎君）

たばこ税自体をというのは大変難しそうなので、本当に残念ではあるんですけれども、今年度も財源確保が難しいからなかなかできないというお答えが大変多かったので、その財源をどう確保していくかというのは、これから少子高齢化になればなるほど、収入のほうは大分減っていくであろうと思われますし、これからも苦慮していく中だろうとは思いますが、ぜひ少子高齢化を防ぐ対策、子育て支援、高齢者支援等に関しては、安定した財源を確保していただきたいと思います。

また、最後になりますけれども、平安正盛町長におかれましては、5期20年にわたり、本町のリーダーとしてご尽力されてきました。この功績に対しまして敬意を表しますとともに、心から感謝を申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。

○町長（平安正盛君）

先ほど来、議員の皆さんからいろいろご挨拶いただいております。改めてお礼を申し上げます。

先ほどのたばこの関係で、これだけ一言言っておきたいなと思って。私自身、愛煙家なものですから、このありがたい財源をいつまでも確保する意味では、どうしても多くの皆さんにたばこは町内で買しましょうということを申したくて、それを忘れていましたので、議員も愛煙家ですので、ぜひともたばこは町内で買っていて、たばこ税の税収をふやしていただきたいなということは、また皆様を通じて、一般町民にもそれを広めていただきたいというように思っています。出張の折には、私は必ず地元で五、六箱買ってから出ています。そのような状況で、地元で買しましょうということを運動を進めてください。お願いします。

○議長（名間武忠君）

これで根釜昭一郎君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

あす１３日は、午前１０時から会議を開きます。お疲れさまでした。

散 会 午後 ２時２４分

平成 29 年 第 4 回 知名町 議会 定例会

第 2 日

平成 29 年 12 月 13 日

平成 2 9 年第 4 回知名町議会定例会議事日程
平成 2 9 年 1 2 月 1 3 日（水曜日）午前10時00分開議

1．議事日程（第 2 号）

○開議の宣告

○日程第 1 一般質問

①外山 利章君

②西 文男君

○散会の宣告

1．本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1 番	新 山 直 樹 君	2 番	外 山 利 章 君
3 番	根 釜 昭一郎 君	5 番	西 文 男 君
6 番	宗 村 勝 君	7 番	大 藏 哲 治 君
8 番	中 野 賢 一 君	9 番	今 井 吉 男 君
1 0 番	福 井 源乃介 君	1 1 番	奥 山 直 武 君
1 2 番	平 秀 徳 君	1 3 番	名 間 武 忠 君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長 福 永 勝 人 君 議 会 事 務 局 主 査 池 田 勇 夏 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長 平 安 正 盛 君		会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 安 田 末 広 君	
副 町 長 桼 憲 次 君		税 務 課 長 甲 斐 敬 造 君	
教 育 長 豊 島 実 文 君		町 民 課 長 大 山 幹 雄 君	
総 務 課 長 瀬 島 徳 幸 君		保 健 福 祉 課 長 安 田 廣 一 郎 君	
総務課長補佐 成 美 保 昭 君		老人ホーム園長 新 納 哲 仁 君	
企画振興課長 元 栄 吉 治 君		水 道 課 長 山 田 悟 君	
農 林 課 長 上 村 隆 一 郎 君		子育て支援課長 村 山 裕 一 郎 君	
農業委員会事務局長 元 栄 恵 美 子 君		認 定 こ ど も 園 「きらきら園長」 山 崎 せい 子 君	
建 設 課 長 高 風 勝 一 郎 君		認 定 こ ど も 園 「すまいる園長」 上 野 優 子 君	
耕 地 課 長 窪 田 政 英 君		教育委員会事務局長 兼 学 校 教 育 課 長 兼 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長 迫 田 昭 三 君	

教育委員会
事務局次長
兼生涯学習課長
兼中央公民館長
兼図書館長

榮

照 和 君

△開 会 午前１０時００分

○議長（名間武忠君）

議場におられる皆さん、ご起立ください。

おはようございます。お座りください。

本日も傍聴席の皆さん、傍聴ありがとうございます。

これから本日の会議を開きます。

△日程第１ 一般質問

○議長（名間武忠君）

日程第１、一般質問を行います。

外山利章君の発言を許可します。

○２番（外山利章君）

皆様、おはようございます。本日も朝早くから多くの傍聴、まことにありがとうございます。１０月に行われた議員と語る会においても多くの町民の方々が参加いただき、白熱した議論が行われました。これも町民の皆様の議会に対する期待のあらわれだと思っておりますので、議員一同、町政発展のためにこれからも尽力してまいります。

それでは、議席番号２番、外山利章が次の２点について一般質問を行います。

１、町政運営について。

平安町長は１９９７年の初当選以来５期２０年にわたり本町における町政運営に携わってこられました。就任当初はフローラルパーク、フローラルホテル、文化ホールなどの大型事業執行による財政の悪化懸念から職員数削減や各種団体の運営助成金カットなど財政健全化に取り組み、財政基盤の確立に取り組まれてきました。

また、町内外の要職につき、県町村会の会長就任時には奄振法の交付金化に取り組むなど、郡内の政治解決にも尽力されました。

昨年、本町は町制施行７０周年を迎えましたが、平安町長はその約３分の１で町政運営に携わったことになり、その間の施策、行政運営が今日の町の現況及び今後の町のあり方に及ぼす影響は非常に大きいものと言えます。

そこで、今月２０日に勇退される町長にこれまでの町政運営に携わるに当たって大事にしてきた政治信念並びに重点的に取り組まれてきた施策及びそれを踏まえた上で今後の町の発展に対する所見を伺います。

- 1、5期20年にわたる町政運営の総括と今後の町のあり方について所見を伺う。
- 2、行政対応について。

一般質問は広く町民から受けた要望や質問を直接執行部に問い、町政に反映させることのできる議員活動においても特に大事な活動であります。私は昨年の当選以来、この一般質問において農業、子育て、防災、まちづくりなど地域の方々の声をもとにさまざまな質問をさせていただきました。その中には執行部より直接町政に反映されると私は受け取りましたが、旨の回答をいただくこともありました、特に多かった回答は今後検討してまいりたいなど、検討するというものでありました。

「検討する」を辞書で引くと、詳しい状況などを調べたり考えたりすることや、是非を判断すべき対象として扱うことなどの意味とありますが、同時に提案、要望に対してひとまず受け付けたや議題として持ち帰る、もしくは聞くだけ聞くけれども実行しないつもりだという行政用語的ニュアンスも含まれていると記されていました。

行政の責務として地域住民の意向やニーズを的確に捉え、敏感で迅速な反応と対応を心がけることは行政に対する町民の信頼を得る第一歩であり、住民とともに進めるまちづくりの最も重要なテーマであります。このことから住民ニーズの代弁とも言える一般質問における回答も、できれば議場で、もしくは即答が困難であれば議会後明確な回答を出す責務が行政にあると私は考えます。

そこで、本日はこれまでの私の一般質問に対する答弁のその後の対応並びに進捗状況、そして住民に対する情報公開など、町民ニーズに対する行政対応について質問いたします。

①花卉振興策について。

畑地かんがい園芸産地確立事業の事業内容の検討について。

②住民参加型のまちづくりについて。

町の財政や施策を学ぶまちづくり町民講座の実施について。

③郷土教育の充実と地域との連携について。

地域住民や団体との連携による教育環境の充実に向けたネットワークづくりについて。

④子育て支援、子育て環境の整備について。

子育て支援策の周知と支援策策定に向けた意見交換会の開催について。

スポーツ少年団に対する助成制度の活用について。

⑤採択された陳情及び請願への対応について。

採択された陳情、請願への対応と報告を行う体制づくりについて。

以上、壇上からの質問を終わります。

○町長（平安正盛君）

おはようございます。それでは、ただいまの外山議員のご質問にお答えいたします。なお、大きな2番目の③と④の2つ目のポツ、スポーツ少年団に関しては教育委員会所管事項ですので教育長から答弁をいたします。

まず大きな1番ですが、平成9年12月21日に町長に就任して、来る12月20日で5期20年間の任期満了となるわけであります。その間、町民初め町内の関係機関・団体はもとより国並びに県のご理解、ご協力、ご支援のもとで今日まで大過なく町政の運営ができたものだと思います、心から感謝をいたしているところであります。

また、多岐にわたる行政の事務事業に取り組むに当たっては職員の支え、頑張りがあったことだと思います、職員に対しても感謝をいたしているところであります。

ところで、20年間の総括ということでありますが、簡単に申し上げるのは非常に難しいものがあります。しかし、先ほど申し上げたとおり、厳しい財政事情の中でありましたが振興計画のローリングはあったものの予定していた事業がおおむね実現できたものだと思います、自分自身では満足というか悔いのない20年間だということに思っています。

主な事業、具体的には申し上げられる時間ありませんので、列举すれば1つ目には先ほど議員も言われたように、日吉町政の継続事業でありました若者定住緊急プロジェクト事業の推進と同時に、一方ではそれによる財政負担が大きくなって財政の健全化を図らなくてはいけないということで、その間、県の公債費適正化計画団体にも指定をされて、その公債費の適正化に向けた取り組みをいたしたわけです。それに対応する意味で行政改革は緊急の課題ということで、行財政改革、特に集中改革プランに取り組んできたところであります。

2つ目に、南栄糖業の再建に向けた取り組みでございます。現在の議員の皆さん、まだ詳しくは内容はわかりませんが、南栄糖業の非常に厳しい経営状況の中で覚書を交わして、最低見込み量を下回った場合には両町、両農協が支援するという覚書を交わしたわけですが、それに基づく南栄糖業の財政再建に向けた取り組み。

3つ目が、老朽化が進んでおりました文教施設の耐震化対策であります。

4つ目に、いわゆる「平成の大合併」への対応であります。おおむね、合併についてはいろいろきさつ等がありまして、今日の単独でというような状況になっていますけれども、詳細についてはまたご質問があればお答えしたいと思います。

それから5つ目に、国営地下ダム事業の導入であります。地区調査から始まって

全体実施計画、そして着工という長い道のりでしたけれども、国のご理解をいただき、地元の熟度というか、97%という非常に高い同意率をいただきまして、国の評価が事業採択というふうにできたものだと思っております。

6つ目に、よく言われます情報化社会への対応ということで、町内の、先ほど申し上げた防災無線を含め、ブロードバンドの情報システムの導入であります。

7つ目に、幼保一元化への取り組みです。少子化に伴い国を挙げて子育て支援をするということで、やはりその中には幼保一元化ということがあったものだと思います、ご承知のとおりきらきら、そしてすまいるという幼保一元化の施設への対応をしたところであります。

8つ目に、防災対策による安全・安心な社会づくりであります。東北大震災あるいは熊本の震災、その他多くの災害の中で、やはり地域の安全・安心を確保しなければいけないというようなことで、防災、減災対策が緊急の課題となったわけですが、それに対応した取り組みをしているところであります。

9番目に、同じく老朽化した公営住宅の建てかえであります。A団地に始まりB団地、これは現在フローラルハイツですが、県営住宅とのセットでB団地を整備したということ。それから、現在進めているC団地であります。

10番目に、最近ではよく言われている地方創生のさまざまな取り組みであります。先陣を切って担当の頑張りで多くの地方創生事業を取り入れたところであります。引き続き、地方創生の取り組みが大きな課題だと今後も思うところであります。

とはいえ、まだまだ積み残した課題や事業もあります。一部については、特に昨日来申し上げております給食センターの建てかえ並びに老人ホームの今後のあり方をどうするのかの検討、役場庁舎の問題等についてはそれぞれ検討委員会を立ち上げて、現在その一定の方向づけをするための作業に入っているところであります。

今、申し上げた検討委員会については緊急の課題でありますので、委員会の審議を重ねて最終的には委員会としての方向づけが決まればパブリックコメントをもらうといった手法をとって、最終的には議会とも協議し決定していただきたいというふうに思っております。

今後の町政のあり方ということでありますが、退任する私がいろいろと申し上げるべきではなく、新しく就任する町長のリーダーシップで新しいまちづくりを進めるべきものだと思っておりますし、そのことについては期待をいたしたいと思っています。ただ、一言申し添えるとしたら、国・県の動向を見きわめながら全方位的に情報を収集しながら、役場職員や関係機関との連携を密にし、新しい町長が目指すまちづくりに全力を注いでほしいものだというふうに期待をいたすところであります。

ます。

大きな2番です。まず①です。知名町畑地かんがい園芸産地確立事業については、国営畑かん事業の整備に合わせ収益性の高い施設園芸を拡大することを目的に町単独事業として平成25年度から実施しておるところであります。

事業概要は、国や県の補助事業を活用できない補完事業として、新規に施設園芸に取り組みたい方や計画的に規模拡大を図りたい方を対象に施設建設に係る資材の購入助成を行っております。

ご質問の事業内容の検討についてですが、町としては所期の目的・方針を堅持し、今後も新しくハウスを建設する場合の資材の購入助成について町財源を活用し整備していきたいと考えております。

しかしながら、同一圃場での建てかえについては国の事業ではできないこととなっており、どうしても代替地が確保できない場合の営農継続の妨げとなっておりますので、町財政の面からも事業対象にすることが可能か検討させていただきたいと考えております。

②です。町の行財政や施策等については町議会初め広報紙やホームページ等で随時情報発信を行っており、議員ご提案のまちづくり町民講座につきましては平成28年9月議会でお答えしたとおり行政が主導で開催することは想定しておりません。

しかしながら、住民参加型のまちづくりを今まで以上に推進していくためには町の行財政状況や施設等に対する町民の理解促進や課題の共有化を図ることは何よりも重要だと思います。町民や字民により構成された地域協議会など主体性のある団体、組織から勉強会等の開催について具体的な要望や提案があれば対応いたしたいというふうに思っております。

④です。子育て支援策の周知に関しては、適宜、町のホームページや広報紙にて周知を行っております。子育て支援策の策定に向けた意見交換会についてですが、関係者と協議を行っており、また引き続き協議を重ねようと思っております。

⑤です。採択された陳情及び請願への対応については、平成28年12月議会の外山議員への回答のとおりであります。私どもは採択された陳情が実現されるよう真摯に受けとめ、取り組んでいるところであります。町民への報告については執行機関として陳情案件の処理状況を広報等の媒体を通じお知らせしたいと考えています。また、議会サイドにおかれましても議会だよりへの掲載等に努めていただければというふうに思うところであります。

以上ですが、今、昨日の議員からの一般質問等を含めていろいろ議員からのご提

案をいただいております。冒頭に申し上げたとおり、12月20日で退任をいたすところでありますので、そのことは退任するからということではなくて、議場には各担当課長もいます。また職員もいます。しっかり議員からの提案等、あるいは町民からの提案等についてはしっかり受けとめて、それに対応するようということを目指ると同時に、また最終にはその旨課長を含め各職員に要請をして退任したいというふうに思っています。

○教育長（豊島実文君）

それでは、大きな2番の③郷土教育の充実と地域との連携についてお答えいたします。

現在、各学校では地域に伝わる伝統芸能の伝承活動、島ムニ、島唄大会に対する取り組み、農作物の栽培活動、地域の自然や文化に親しむ活動等を通して郷土教育の充実に取り組んでおり、その都度必要に応じてゲストティーチャーとして地域の人材を活用しています。

各学校では、校区の各種団体長や地域の有志の方々、在職者名等を把握しており、必要に応じてそれぞれの方々と連携を取り郷土教育の充実に取り組んでいるところであります。現在、各学校がそれぞれに持っている人的財産を一元化できないか、各学校が郷土教育を推進するに当たって障害となっていることはないか、ネットワーク化のために町のホームページを活用できないか等について、検討を進めているところであります。

次、④についてお答えいたします。

スポーツ少年団に対する助成制度は国、県はないようですが、民間の財団等に助成制度がありますので、情報を整理して各スポーツ少年団に周知できるよう準備しているところであります。

以上です。

○2番（外山利章君）

それでは、順を追って再質問していきたいと思えます。

まず、町政運営ということで質問させていただきました。町長からもさまざまな施策等について答弁いただきました。町長におかれては就任当初の財政的な危機的状況を現在の状況まで財政再建したというのはやはり行政出身である町長の大きな功績であると私は考えておりますが、一方、大きな財政負担となった大型事業であっても現在の町のあり方から考えると、フローラルホテルであったり若者定住者住宅であったりと、そういうところをこれからの今の次代の子供たちを育てる、もしくは町のシンボリックな建物、シンボリックな施設として非常に重要な施設であったと

思います。もちろん、一時的な財政的な負担がありながらも長期的視野に立ち、思い切った方針を決定するというのが町のリーダーとして必要なことでありますし、その大きな財政負担をここまで財政的に再建した町長というものもやはりリーダーとしての役割を十分に果たされたのではないかと私は思っておりますが、先ほど町長からもありましたけれども、今後給食センターであったり庁舎建設などの大型事業並びに公共施設の長寿命化計画による既存施設の更新など、今後も決して知名町は自主財源を持っているわけではございませんので、財政的に余裕があるとは言えないのではないかと私は考えておりますが、行政運営の経験者として安定的な財政運営のために特に重要であると考える部分はどのようなことでしょうか。

○町長（平安正盛君）

今、議員が、決して私、若者定住緊プロ事業をどの部分じゃなくて、今、議員も言われたように、あの施設があればこそ今の町の流れというんですか、活性化はできたものだと思っています。もちろん、それはそれとしてありますし、よく申し上げるんですけれども、フローラルホテルがなかったときこの町の姿はどうなっているのかと。非常に寂れた町になっているのではないかと勝手に想像しているんですけれども、ホテルがあったからこそ一層交流人口がふえて、近年は団体のツアーがかなり入っております。ただ、それは引き継いだ以上、事業推進しないとイケないわけですので、いかに短期間に整備をせざるを得ない、緊プロ事業の期間内にしないと、いわゆる地総債の事業が充当できないといったような縛りがあって、かつ、地総債で満額充当できる、全て起債事業だけですので、補助が全くない100%起債事業でしたので、その後の起債の償還等が次々入ってきて、最終的には公債費適正化団体になったということです。それは施設の経済効果というんですか、地域の効果と財政とある意味では別の問題だと思っています。当時県から言われたのは、建物は再建できないけれど財政はあなた次第だよと。再建できるよという言葉をつたえれば県の担当から聞いて、じゃどうするのと。どうやったら、財政を再建できるんだったら、ではまず緊プロの事業を予定どおり進めようということが最終的に文化ホールの整備で終わったわけです。

今後、やはり財政の規律というんですか、何でも借金でもしてもう一度、議員が言うように自主財源が乏しいわけですので、最終的には補助事業として起債とセットでいかないといかんと。まずやはり補助事業をやるメニューを選ぶということで、かつ足りない分については、補助残については町債を、起債を充てると。ただ、ご存じだと思いますが町債にもいろいろ種類がありますので、交付税措置の起債もありますし、全くない起債等々ありますので、そこらはやはり担当と十分協議をして

効率のいい起債を利用するというような方法、手法は取り入れないといけない。

現在、進めようとしているいろんな整備事業についても、特に老人ホームについては非常に、財政的には厳しいのかなと。数字上は。するしないは別にしてです。厳しいのかなと思いますが、いずれにしても起債の有利な状況で、かつ国の補助メニューを選択して行って、起債を減らさなくてはいかんと。これまで、先ほど申し上げた文教施設の次々耐震化しましたので、それが今ずっと償還に入っています。今後も次々整備に入って、ただ以前の公債費比率からすれば今12.3%ですので、おおむね、私が引き継いだときは18%ぐらいでした。ただ生の数字では20%超しています。予算書を見ればわかると思いますけれども、今それだけ下がっていますので、ある程度は公債費の若干余裕もあるし、財調もありますので、そこをやったりいかに活用するかと。短期間に事業を集中するというのは非常に財政上厳しいと思いますので、財政規律を守りながらまちづくりはすべきだというふうに思っています。先ほど言った、11.8%でした。公債費比率。

以上です。

○2番（外山利章君）

財政再建についての考え方、町長の思いというものを聞かせていただきました。その中で、町長よく施政方針演説の中で町政は町民が幸せな生活を演じるための舞台づくりであるということを基本理念に人間（ヒト）・資源（モノ）・財源（カネ）の3つのゲンを大切にこれまで町政運営を行ってきたことだと思っておりますが、その中でも特に、財源については先ほどからもありましたけれども、この3つの中でこれから特に町長がやり残したことという先ほどお話もありましたけれども、取り組んでいただきたいと思うことはどれでしょうか。

○町長（平安正盛君）

行政である以上、背景には財政が必要だと思いますが、やはり何といたっても地域をしっかりと守るのは人材だと思います。今生きている我々、そして次の世代の人材をどうするかということが何といたっても一番大事だと思います。その人材が今地域にある資源をどう活用していくかと。それによってまた地域の活性化が図られる。人間、資源、財源どれが大事ということではなくて、この3つがうまくサイクルして地域の活性化ができるもの、地域づくりができるものだというふうに思っています。よく言われる、いつまでも町長は演じた舞台づくりだというように言われていて、一つヒントをいただいたのは花づくりだと。舞台はできたので次は花だというような言い方もされて、いやそこまでは私に自信はないから、ずっと最後まで舞台づくりにということで通してきました。

○ 2 番（外山利章君）

ありがとうございます。確かに、今町長が言われたように、財政再建という形で舞台づくりをして、さらにその上に咲かす花というものをこれからつくっていくべきだと思いますし、知名町においては非常に優秀な人材というのは多くいらっしゃると思うんですけれども、なかなかそのネットワークというのができていなくて、それが有機的につながらない部分でその資源を活用するということまで至っていない部分があるのではないかなというところも思います。ぜひ、今後の町政運営、新しい町長になるわけですが、そういう部分に尽力していただきたいと思いますし、最後は質問という形でありましたけれどもそれに対しては、町民というものの意識も変えなければいけない部分も大きいのではないかなと思います。財政が厳しいということもなかなか伝わらない部分もありますし、町に本当のまちづくりを望むのであれば町政もそれなりの負担もしくは自分たちの責務をしっかりと自覚して、行政と協力してまちづくりを行っていくべきだと思いますし、ただそのためには行政がしっかりとした情報提供、情報開示を行ってこのような活動を行政としては行っているんだという姿を見せることがまず自分が一番大きなことではないかと思っております。

5期20年にわたり平安町長、町政運営まことにお疲れさまでありました。行政の長としてさまざまな施策や予算執行、職員の管理、さらに郡内の要職をこなすなど本当に激務であったと思います。また、その職務の遂行に当たってはやりがいがあるとともに、最終の決定権者としての責任の重みや、ある意味孤独感との闘いなどもあったのではないかと思います。今後はまずゆっくりと、あとまだ何日かあるわけですが、それは勇退されてからということで、休まれながらもぜひ、新執行部におかれましてもし要請等もありましたら、これまでの知見や経験などを生かし、これからの知名町の発展にぜひ尽力いただきたいと思います。本当にお疲れさまでございました。

それでは、次の行政対応について再質問させていただきます。

先ほどありましたように、自分がこの1年間一般質問したことに対しての、行政から検討するという形でお答えをいただいたことに対してであります。

まず花卉振興策についてであります。先ほど畑地かんがい園芸産地確立事業の事業内容については、ハウスの部材等のみの助成という形でお話がありました。現在花卉生産者数、花卉生産量ともに減少に歯どめがかからず、沖永良部は花の島と言われますがこの花の島の現状が維持できるか、私たち生産者は非常に危惧しております。

抜本的対策を行政やＪＡ、県、国などが連携をとり合いながら対策を講じることが求められていますが、その中で新規就農者や規模拡大に関しましては国や県の事業において国の青年給付金制度や産地パワーアップ事業などさまざまな事業がありますが、現在産地を支えていらっしゃる生産者の方々に対する支援策というのが少ないのが現状であります。

そこで、昨年の９月議会において町単独事業である畑地かんがい園芸産地確立事業であれば町のある意味裁量で事業導入ということが図られるのではないかとということで、ハウスの修復資材導入に活用できないかという質問をいたしました。ハウスは本体があってもなかなか周りのビニペットであったりいろんなクロスであったりという部分が壊れたことによってハウスがもう使用できないので、花の生産をやめたいという生産者の方も多くいらっしゃいます。

そして、この質問に関して、花卉振興会であったり園芸振興会の会員の方々からもよく、あの質問はどうなったんだと。導入できるのかということでよく自分のところに問い合わせもいただきました。そういう意味で言うと、非常に要望というものは高いと思いますけれども、この事業がそのような部材等に適用できない理由というのを教えていただけますか。

○農林課長（上村隆一郎君）

町長の答弁にもありましたとおり、この町単独で実施しております知名町畑地かんがい園芸産地確立事業につきましては、これまで農林課として施設園芸を推進したり、やはり町の農業生産額、振興を図る上で収益性の高い施設園芸を推進していくという立場で進めてきたわけですが、近年の社会情勢ですとか花を取り巻く情勢の変化で非常に厳しい課題の中で施設園芸が進まないという状況がございました。

これまでは奄美農業創出支援事業の、奄振の事業の中で事業を実施してきたわけですが、なかなか国の事業でありますと生産者３名という縛りがございましてなかなか３名そろわないという状況もございまして、１名はいらっしゃるんですけどもあとがそろわないという部分がございまして、そこに施設園芸を進める上での課題があったわけです。そういった課題の中で、やはり何とか、そういう厳しい中で施設園芸を進めていく上でということで、そういう国の補助事業を補完する事業として畑地かんがい園芸産地確立事業を創設して実施してきております。

今後も、基本的には国の補助率の高い有利な事業を活用しながら施設整備を図っていきたいと考えておりますけれども、現状としてもなかなかそういう新たに施設園芸をしたいという手が挙がらない状況というのはまだ現在もございまして、その

対策としてやはりまた農業を取り巻く環境、収益性を高める方策、花の販売環境をまたよくする方策、そういったところもあわせて進める必要があるのではないかと
いうふうに考えております。

○2番（外山利章君）

販売環境を進めるということも大事なんですが、やはり生産者としては生産基盤の充実というものを求めるという先ほどの振興会の会員の方々からの声ということもありましたけれども、今この事業、実績としては、25年からということですけれども、どの程度活用されているんでしょうか。

○農林課長（上村隆一郎君）

25年度からですけれども、25年度に花卉のハウスで1,200平米、26年度、27年度は実施がございまして、28年度花卉のほうで1,080平米、そして本年度マンゴーハウスで798平米の実施をしているところです。

○2番（外山利章君）

今、面積で答えていただいたんですけれども、金額のほうで答えていただいてよろしいでしょうか。

○農林課長（上村隆一郎君）

25年度の花のハウスですけれども、総事業費で388万5,000円、その中で町のほうからの補助金として97万1,000円、その当時は農協のほうもこの事業に参加しておりましたので農協のほうからも97万1,000円を補助しておす。そして平成28年度の花のハウスですと、総事業費が225万3,960円、町の補助金として135万2,000円を補助しております。本年度については総事業費432万円のうち、259万2,000円を補助する予定となっております。

○2番（外山利章君）

29年度、予算案によると予算額自体は268万円、金額が上がっております。多分その前の年度も全額は使い切っていないのでは。全額使い切っていないというか、予算額としては使い切っていないということで、なかなか利用者が少ないという部分が、先ほど課長からの答弁にもありましたけれども、利用者が少ないという部分を考えればやはり生産者が求める生産基盤の形とちょっとずれているのではないかなという部分も若干感じられるのではないかなと思うので、できればそういう振興会、さまざまな園芸もですけれども花卉のほうも通じてどのような事業が必要かということのアンケートもとっていただいて、その事業内容についての検討というのを再度行っていただきたいですが、いかがでしょうか。

○農林課長（上村隆一郎君）

施設園芸を今後もまた推進していく上で、やはりそういった声も把握をして踏まえて進めてはいきたいと考えておりますけれども、町の財政もございますので、町の財政とも協議しながら今後また収益性の高い施設園芸を進めていく上で町としてどういう方策をとっていくのか、対策をとっていくのか、そこは財政とも協議して進めていきたいと考えております。

○2番（外山利章君）

その点につきましてはぜひ要請いたします。

それで、生産基盤の整備、先ほどから上げておりますが、と同時に農業後継者の育成という部分も非常に大きな部分だと思います。そこで、これは現在農業高校や農業大学校などの農業関係の学校からの就農というのが新規学卒就農者の主流ルートになっているという農林水産省の報告がありますが、ぜひ、町の奨学金がありますが、その奨学金の特別奨学生があるわけですが、その中に農業系の学校への進学生についても対象に加えていただけないでしょうか。

○教育長（豊島実文君）

町の奨学資金制度については18年度に改正をして特別奨学生として設定をしたわけですが、農業関係に於ける特別奨学生についてはまだ入っていないわけですが、それについては資金のこととかまた必要度とかいろいろなことを奨学生推進委員会で検討してまいりたいと思います。

○2番（外山利章君）

その特別奨学生、看護系であったり医療系であったりという制度の対象になっていると。今、恐らく農業系よりも看護系の生徒の進む率のほうが高いのではないかと思いますので、農業系の生徒に進む率が少なければ予算的にも少なく済むのではないかと思いますので、ぜひそういう形で検討していただいて、農業の振興のためにも奨学金制度を利用できるようにしていただきたいと思います。

それでは、次に2番の住民参加型のまちづくりについてありますが、地域の活性化には住民が積極的に地域、まちづくりに参加することが必要だということでこの町民講座というものを挙げさせていただきましたが、先ほど町長答弁では行政としては行うつもりはないというような回答をいただきました。

各種団体の要請があれば勉強会等は開催し職員の派遣を行うとありましたが、このような勉強会を開催しますよということの告知は行ったでしょうか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

大変残念ながら、勉強会を開催するという告知は行っておりませんが、町長が答弁したのは住民の参加型のそういう研修会等に講師を、町の職員を派遣していただ

きたいという要請があればということで答弁しておりますので、町としてのそういう告知は行っておりません。

○2番（外山利章君）

講師を派遣するということですので、もし町民の方々もこういうのをしたいんだけれどもどういうふうにしたらいかなと思っている方もいらっしゃると思いますので、町のほうでもし勉強会等を開催するところがあれば、こういう形の講師派遣を行いますよという告知も行っていただければぜひ活用できると思いますので、その点についてはそういう広報をしていただきたいと思います。

また、同好会的な、以前この回答を行われたとき同好会的な組織というのがありましたけれども、その組織というのは一体どのような組織というものを指すのでしょうか。

○町長（平安正盛君）

以前、いろんな町内にある団体で、例えば今議員がおっしゃる、町の財政を聞きたいとかいう中ではよく商工会、それから農協、それから青年の若い皆さん等々があって、直接私が行ける分については町の状況等について説明をしたりして意見交換はしているんですけども、そういった、先ほど総務課長からお答えしたとおりいろんなグループがあると思いますので、そこについては直接出向くなり、あるいはその専門の講師を要請するといったような形も今後また取り組みたいということを行っていますので、そこはまたいろんな機会に各種団体等呼びかけていってほしいなというように思います。

○2番（外山利章君）

行政としても前向きに、そういう形で行っていただけるという答弁をいただきましたので、ぜひそのような形で町民と行政がともに協力してまちづくりができるような環境づくりのためにもこのような町民講座や勉強会ということの場をつくることを要請して次に移らせていただきます。

次に、郷土教育の充実と地域との連携ということで、地域住民や団体との連携による教育環境の充実に向けたネットワークづくりということで先ほど教育長のほうから答弁いただきましたが、現在、人的資源をネットワーク化するために検討を行っているということですが、具体的にはどのような話し合いを行われていらっしゃるでしょうか。

○教育長（豊島実文君）

例えば、各学校では老人クラブの方とか、また学校応援団とか学校評議員会、または不祥事根絶委員会などいろんなこういう人的な財産があるわけです。これを各

学校がそれぞれ持っているわけですが、町全体としては把握していない、また今言ったようにネットワーク化できていないというようなことから、そういうことも含めてネットワークできないかということで検討しているところであります。

○2番（外山利章君）

まさしく、ネットワーク化を図ることで子供たちの教育環境が充実すると思いますので、地域で育てる子供たちを本当の意味で実現するためにも地域の活動をしている個人や団体の教育に対するサポーター制度という形の登録制のそういうシステムをつくってはいかがかと思うんですが。実際知恵袋博士などもそのような形、実際はそういう意味合いもあったそうですけれども、新しい形の登録制度というのはいかがでしょうか。

○教育長（豊島実文君）

答弁で申し上げましたけれども、例えば協働教育を進めるに当たって学校がどのようなことに困っているか、困り感がないとせつかくつくっても利用できないと、しないというようなことにもなりますので、各学校が利用しやすいネットワークとかについて、例えば知恵袋博士などは町のほうで把握しているわけですが、そういうのも含めてその困り感なども把握してネットワーク化を進めていきたいと、こう思います。

○2番（外山利章君）

学校ニーズというものをしっかりと把握して、それも反映できるようなネットワーク化をしていただきたいと思います。一つ、地域おこし協力隊の釜さんが今、田皆のほうで放課後の学舎、この間「e. lab（イーラボ）」という名前に変わったそうですけれども、その活動を子供たちの教育環境充実のために行っているそうです。そのことについて、概略について教えていただけますか。

○教育長（豊島実文君）

地域おこし協力隊の釜さんが中心になって、何人かの協力できる方と一緒に放課後に子供たちを集めて宿題の手助けをすることでかまたはいろんな創作活動について手伝いをすることで、放課後の子供たちのそういう教育の場というんですか、そういうものをつくるということで把握をしております。

○2番（外山利章君）

その場合において、釜さんからの説明を伺ったところによると、さまざまな子供たちに経験をさせて子供たちが主体的に自分たちで考えることのできる、そういう子供たちをぜひ育てていけたらというお話を伺っています。まだ先いろんな形で、その場を経験するためにはやはり多くの地域の方々の協力が必要だと思いますので、

重複になりますがそういう形でも地域の方々の協力を得られるような形のシステムをつくっていただきたいと思います。

子供たちにさまざまな経験や体験を通して学びや気づきを感じてもらうための場を提供するためには地域の方々の協力が必要で、既に民間ではスポーツのNPOが立ち上がる、またJA青壮年部では花育や食育など子供たちの学びの場の環境づくりにもう既に民間では動いております。そのような志を持っている町民の皆様も数多くいらっしゃると思いますので、その思いを実現するためにもぜひネットワーク化とそのネットワークを動かすための仕組みというものを行政、学校、民間で知恵を出し合っていただきたいと思います。

重複になりますが、その第一歩としてサポーター制度を確立して広く町民にサポーター登録を呼びかけ運用していけば、子供たちの教育環境というものはさらに充実していくものではないかと思っておりますので、この点も要請いたしまして次の質問に移りたいと思います。

次に、子育て支援、子育て環境の整備についてであります。先ほどホームページ等において情報提供を行っているとありましたが、子育て支援策、自分たちも議員になってその一覧というものをを見せていただきましたが、A3の紙で横1枚でなかなかわかりづらい、字が多くてわかりづらいという部分があります。ぜひわかりやすくそれを解説したパンフレットなどを新入園児のときの親御さんに配るだとか、もしくは出産された方々に配付するという形をとってはいかがでしょうか。

○子育て支援課長（村山裕一郎君）

子育て支援課の周知をするための情報発信等については、子育て支援事業の制度改正を確認しながら前向きに進めていきたいと思っております。

○2番（外山利章君）

ぜひ、その点についてはよろしく願いいたします。

次に、町の子育て支援の対策ということでわらわらネットというものがございます。このわらわらネット、自分も見たんですけども、成長記録や学校の連絡事項が載るということで非常に便利なシステムがあるなと思って見せていただいたんですけども、保健福祉課についての項目、例えば成長記録であったり予防接種だったり、そういう項目については載っているんですけども、学校関係のお便り等についても載りますよということを言われていましたが、学校によっては差があるようです。情報についての。せっかくシステムがあるわけでありまして、今担当は子育て支援課でしょうか。ぜひ連携をとっていただいて、どういうふうな状況になっているというのも課それぞれでの情報共有をしていただいて、そのシステムの充実

というものをぜひ図っていただきたいと思います。ここは要望で終わります。

次に、スポーツ少年団に対する助成制度、この点についても父兄の方々からいろんな形で要望をいただきました。このスポーツ少年団助成制度がありますよということに対して周知を行ってくださいと要望いたしました。が、周知は行われているでしょうか。

○教育委員会事務局次長兼生涯学習課長兼中央公民館長兼図書館長（榮 照和君）

外山議員のほうから周知を行ってくださいということがありましたので、いろいろ調べてみました。前回、企画課長がお答えしたとおり、今わかっている段階では日本生命財団の児童・少年の健全育成助成事業です。国とか県に問い合わせしましたところ、国・県の制度はないと。そして、民間のそういう助成関係も把握していないということでしたので、生涯学習課のほうでインターネットを使って調べましたところ、企画課長が回答しましたのが今あるんですけども、簡単に説明しますと、まず常時10名以上の構成員がいる団体、それから18歳未満の児童・少年である団体、少なくとも月1回以上活動を行っている団体、そして助成により購入した物品を直接継続的に活用し管理できる団体ということです。スポーツ少年団は該当するんです。該当するんですけども、まず大島支庁のほうに申請をして、大島支庁のほうでまとめて県のほうに出して、県のほうで審査をしてそれから財団に上がりますので、2段階をクリアしないと無理なので。かつまた10年に1度しかできないです、申請が。例えば住吉の夕焼けスポーツ少年団では一度しかできない。ということなので、ほかにもいろいろ探して周知したいと思います。

以上です。

○2番（外山利章君）

ありがとうございました。周知をしなければわからない部分があると思いますので、その点についてはぜひ生涯学習課のほうからスポーツをされている指導者の方々に周知をしていただきたいと思います。

それでは最後に、陳情と請願ということですが、この件につきましては議会との対応ということもありますが、その議会で採択されたものに対してはしっかりと関係部署に連絡をとれるシステム化を図ってもらいたいということを要望いたしました。このシステム化についての検討というのはなされているのでしょうか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

陳情の採択を受けたものについては、その団体へ送るようなシステムになっているそうです。これについては議会事務局のほうに確認いたしました。それで、その団体からどのような内容でどういう進捗状況だということについては今のところ一

切届いていないということでございました。ということで、今後については陳情は文書で送られてきますので、その段階でもまたいろいろそういう陳情書を送付する際のやり方についてもいろいろ議会サイドと事務局サイドとまた勉強させていただきます。

以上です。

○ 2 番（外山利章君）

ありがとうございます。ほかの市町村においては取り扱いを取りまとめて処理表を作成して関係部署に送付、また関係部署は現場の確認等を行った後に原則 10 日以内に回答を報告するというような市町村もあるそうであります。ぜひ参考にしていただきたいと思います。

もう時間もなくなりましたが、今回私このような形で一般質問の「検討する」と回答いただいたものに関して、きょう再度質問させていただきました。これも他の市町村になりますが、市長が検討するかこれに類する表現で答弁を行った事項について質問した議員は、市長などに答弁事項進捗状況調査などでその後の方針や進捗状況などの検討結果の報告を求めることができるというふうな市町村もあるようであります。やはりしっかりとこの場において皆さん答弁いただいたことは、これは私たち議員もですけれども、町民の皆様はどういう結果であったということを報告する義務がありますので、行政の皆様は真摯にその対応をしていただきたいと思います。

なお、きょう質問したことはそれぞれ現在の予算化されているものや、もしくはゼロ予算で行える取り組みで、現状の業務内容の改善を行えばすぐに取り組めるものではないかと考えておりますので、執行部の皆様の今後の取り組みをぜひ注視したいと思います。

今回は、一般質問に対する行政対応について質問をしましたが、このことは町民全般に対する行政の対応も同様であるべきだと思います。住民に信頼される行政となるためには住民ニーズに対し迅速にそして真摯に対応し、その場で回答できなければ後日しっかりとした対応、説明を行う、そのような町民に対する姿勢が行政に対する町民の信頼を得る第一歩だと考えます。本当の意味でのまちづくりとは住民、行政がそれぞれの立場を尊重し合いながら町の発展という共通の目標に向かって一致協力し取り組んでいく。ぜひ本町もそのようなまちづくりを目指し、町民、行政が連携しまちづくりに取り組んでいくことを願い、私の一般質問を終わります。

○議長（名間武忠君）

これで外山利章君の一般質問を終わります。

次に、西 文男君の発言を許可します。

○ 5 番（西 文男君）

改めまして、おはようございます。昨日に引き続き、本日もたくさんの傍聴ありがとうございます。平成 29 年 12 月議会、最後の質問者となりました。5 名の質問者の中で私が最後になります。

議席番号 5 番、西 文男が次の 5 点について質問を行います。

質問に入る前に、所見を述べてから質問に入りたいと思います。現在、町営住宅の入居率、入居状況等がどのようになっているか。そして、町営住宅の入居の条件、維持管理、長期寿命計画、保守点検、そして管理費等どのような計画になっているか。そして、町民の町営住宅への関心が非常に高く、建設当時に作成してある住まいのしおり、若者定住住宅の内規等の見直しは必要ではないか。人口減少で少子高齢化が進んでいる中で、知名小学校区域内の町営住宅の建てかえが計画、実施されております。他の小学校区町営住宅の計画、どのようになっているのか。特に小学校がある字住吉、田皆、上城以外の字については町営住宅がない集落もございます。一極集中をしないような配慮も必要だと思います。自分の生まれ育った字に帰りたい思いは、それぞれの生まれ育った字は大切に思い、自分の字を愛しているものだと思います。住宅建設に関しては、今回 12 月議会で 5 人の質問者の中から 4 名の方が質問をされております。

次に、児童発達支援助成事業について。人は誰しも我が子がかわいく、発達時に少しの障害があればすぐに直したいと、全員の親が思っております。また、幼少期には発達障害は治りやすいとも言われております。当然、町内の幼保に通園等しながらぼてと等の通所にもなりますので、経済的にも負担がかかります。ぜひ、保護者の経済的負担軽減を図り福祉の増進に努めていただくよう、強く求めていきたいと思っております。

そして、近年、地域防災計画の見直しがうたわれております地震や豪雨災害、台風等々自然災害が多発しているこの日本で国民、県民、町民の財産、生命を守るのは行政の役目でもあると思い、高齢者や障害者の避難施設との協定は喫緊の課題であり、万全な態勢で町民に安心、安全な住みよいまちということを宣言している以上、必要ではないかと思っております。そして、現在、県本土におけるスポーツ、文化、芸能活動に参加する児童・生徒の保護者負担の軽減のために鹿児島市内、本土に児童・生徒及び引率者、保護者等の宿泊施設について奄美群島、熊毛地区市町村等を含め有人離島の首長でぜひ市内のほうに宿泊施設をスポーツ財団等で作っていただき、いつでも県本土と同等の負担ぐらいで児童・生徒、子供を文化、芸能、スポ

一ツ参加させ、より活気のあるまちづくりにできないものか。

結び。最後になりますが平安町政、平成9年から29年、全員の質問者がありましたが、町運営の功績そして起債額の減額、財政基金の増額等について質問をしたいと思います。

まず1点目です。

①現在若者定住住宅は町内に何棟で何世帯ありますか。

②若者定住住宅の入居の条件はどうなっているか。また、若者定住住宅の入居状況はどうなっているか。

③今後、若者定住住宅及び集合住宅の建設予定はあるのか。

④建物の維持管理はどのようになっているか。

大きな2番、障害者の支援についてです。

①児童発達支援助成事業の要綱の作成はどうなっているのか。児童・生徒、保護者に対する負担軽減策について、さきの6月議会で質問したが、本町として児童発達支援事業の助成はどうなったか。

②知名町心身障害者、障害児施設等入所見舞旅費助成金事業について、本町は1回のみの助成と回答したが、現在はどうなっているか。

大きな3番、地域防災の中でも高齢者や障害者が避難施設を必要としている方々が多数見受けられます。協定はどうなっているか。

大きな4番です。先ほども話しているように子は宝です。次代を担う子供たちがこの知名町に住んでよかったと。そのためにも保護者の経済負担が少しでも軽くなるよう、ぜひ先ほど申したとおり鹿児島市内のほうに有人離島の市町村でぜひ宿泊施設を確保していただきたい。それは当然本町のみではできませんので、各市町村等で首長の話で前に進めていただくよう強く要望します。

平安町長の5期20年間の起債額、そして財政基金の流れはどのようになったかについて、壇上からの質問をしたいと思います。

以上で終わります。

○町長（平安正盛君）

それでは、ただいまの西議員のご質問にお答えいたします。

その中で、大きな4番については教育委員会所管事項ですので教育長から答弁をいたします。

まず大きな1番です。

①若者定住住宅については徳時2棟2世帯、住吉2棟2世帯、正名3棟3世帯、上城3棟3世帯の合計10棟10世帯となっております。

②若者定住住宅の入居者選考については、入居者申し込みの中より次の優先順位で決定をしております。まず1番目に、同居しようとする親族の中に小学校に在学する児童が1人以上いること。2つ目に、同居しようとする親族の中に小学校に入学する幼児等が1人以上いること、3つ目に、今後出産により幼児との同居が見込まれる者という3つの条件で優先順位を決めているところであります。なお、使用料については月額3万5,000円であり、小学校に在学する児童がいる世帯については児童1人につき4,000円の減免を行っています。

若者定住住宅の入居状況については、11月末現在、9棟9世帯が入居しており、上城若者定住の1棟はことし11月に退去があったため、空室となっております。

③若者定住住宅は平成8年から9年にかけて建設しましたが、予算は国費負担がなく起債事業で行っております。これは先ほど来申し上げておりますとおり若者定住緊急プロジェクト事業のいわゆる地総債で利用しているところです。現在のところ、その起債事業による若者定住住宅の事業がありませんので、本町としても計画は予定しておりません。また、集合住宅の建設に関しては、知名町公営住宅等長寿命化計画に沿って進めており、現在のC団地、そして次の田水団地の建てかえを予定しているところであります。

④町営住宅建物の維持管理については、軽微な補修についてはその都度業者等へ依頼し対応していますが、大規模な改修については緊急性、予算状況等を勘案しながら対応しているところであります。

大きな2番目です。児童発達支援利用料助成事業の実施要綱は制定しておりませんが、郡内の市町村の動向を確認しましたら3町が負担軽減策を実施しております。郡内の多くの市町村が鹿児島県児童発達支援利用者負担軽減対策事業費補助金交付要綱に基づいて町が実施する分を県と町とで助成しているところであります。議員ご提案の児童の保護者への負担軽減対策については、財源の確保、適正な自己負担額の設定、利用児童の増加が見込まれておりますので、助成することが可能か判断をしたいと考えております。

②知名町心身障害児施設等入所児見舞旅費助成事業については、同一年度内3回を限度として助成をしております。また、知名町心身障害者施設等入所者見舞旅費助成事業は従前どおりの1回を限度としております。

3つ目です。福祉避難所は一時避難所で過ごすのが困難で特別な支援が必要な高齢者や障害者向けに設置されます。本町においては施設の規模や設備等を考慮して特別養護老人ホームさくら園と沖永良部徳洲会病院と協定の締結に向けて作業を進めております。現段階で特別養護老人ホームさくら園のほうからは評議員会や理事

会でも議題として取り上げていただき、福祉避難所協定締結に向けて前向きな回答を得ているところであります。準備が整い次第、協定を締結いたしたいと考えております。なお、沖永良部徳洲会病院とは引き続き協定が結べるか協議を進めていきたいと考えております。

大きな5番目、就任当時、平成9年の年度末町債残高は約77億300万円となっており、平成28年度末の町債残高は約82億3,200万円となっています。就任中20年間の当年度末町債残高の平均は79億9,600万円であり、年次差はあるものの町債をふやすことなく必要不可欠な事業に充当してきたところであります。もちろん、平成9年から28年度までの若干の波といいますかでこぼこはあるわけですが、その都度の事業費の償還が入れば当然ふえますし、償還が終われば減るといような波があります。具体的には再質問等で、あればお答えいたしたいと思います。

一方で、就任当時、約1億8,900万円であった財政調整基金は28年度末で約10億9,200万円となっており、その他目的基金と合計すると総基金残高は18億2,200万円となっています。

また、町債の額面での減少は図られませんでした。歳出に占める償還金などいわゆる公債費の比率がピークであった平成16年度の28.0%から現在11.8%に改善しています。これらは生に歳出の総額に対する公債費の償還分の支払い等の金額であります。これら歳入の確保に努めつつ、議員期末手当や特別職報酬のカット、職員定数の見直しなど、身を切る改革を議会の皆様と一緒に取り組んだ結果であり、財政運営の健全化にご理解いただきました議員のことも含め、また行財政改革の中で各種団体への補助金の減額等々もこれまでたびたびしてきたところであります。大変ご不便をかけたと思っておりますが、今申し上げた町の財政健全化に向けた取り組みだと、こういうふうに思い、そのことに対するご理解に御礼申し上げますと同時に今後も、何といたっても町の財政というのは財政貧弱ですので、脆弱な状態ですので、町民の理解をいただきながら規律ある財政運営をすべきだというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

終わります。

○教育長（豊島実文君）

それでは4番についてお答えいたします。

3月議会の西議員からのご質問に「鹿児島市内にそのような宿泊施設がありますと、離島の子供たちとしては大変ありがたいことではあります。小規模自治体の1市町村でそのような施設を維持管理するには無理がありますので、県に要望して

いくのも一つの手だてではないかと思います」と答弁させていただいて、再質問の中で町長からも「奄美、熊毛のそれぞれの離島地域がありますので、できるかどうかはともかく、いろんな機会につないでいきたい」とのご答弁があったところであります。

その後、町長からも県や郡の町村会の会議などあらゆる機会に要望をしていただいているところでありますが、鹿児島市内にそのような施設を設置・運営するには多額の費用を捻出する必要があることなどから、要望してすぐにできるというようなものでもないと思いますので、他の離島の市町村とも連携しながら粘り強く要望していきたいと考えております。

以上です。

○5番（西 文男君）

それでは、順を追って質問をさせていただきます。

町営住宅について、先ほど棟数、入居率はわかりましたが、若者定住住宅の内規によりますとこの優先順位がありますが、3番の今後出産により幼児との同居が見込まれる者と書いてありますが、具体的には結婚をすれば、もしくは結婚予定なのか、その辺具体的に教えていただけますか。

○建設課長（高風勝一郎君）

今後出産という確認は母子手帳が発行されますので、それをもって判断しております。

○5番（西 文男君）

母子手帳をもって判断ということですか。実は、今先ほど10棟ありまして1世帯あいているのが上城なんですよ。退去されてから。なかなか先ほど言ったように一極の集中で、例えば上城も住吉も田皆もそうなんですけれども、知名のほうの住宅に一回住んで、小学校に入学してしまいますとなかなかこの地区にある住宅に子供たちの転校等々の要件、子供たちが嫌がってなかなかクリアできないということなので、先ほど言ったようにこの内規は平成8年から9年のつくった当時の内規でございますか。

○建設課長（高風勝一郎君）

先ほど町長のほうからありました若者定住緊急プロジェクト事業で町独自で行った住宅建設でして、その中で若者を定住させたいということで一応町のほうで内規をつくりました。おっしゃっている平成8年、9年に建設をいたしまして、その時の内規が今現在そのまま使われている状況であります。

○5番（西 文男君）

やはり20年もたちますと人口の減少、さらに知名小学校以外の学校は厳しくなっていますので、その辺の内規でございますので、その辺の変更等は今後考えられますか。例えば結婚をするとか入籍をするとか、そういう形の緩和についてはどうですか。

○建設課長（高風勝一郎君）

その当時の内規のあり方等々、現在確認をしておりますが、今後町民というか皆様から要望等がありましたらそのあたりがまた加味できるのかも含めて検討させていただきたいというふうに思っております。

○5番（西 文男君）

やはり全てそうなんですけれども、地域の防災計画も私質問させていただいて、なかなか追加変更ができなかったということで、変更を今回してあります。同じように、その条例であるとか全ての面においてその当時と現在と変わってきておりますので、町民の考え方もそうですし、人口もそうですし、その辺変えられる部分にはぜひ臨機応変に対応していただいて、より町民の声が反映できるような形でできればなと思っております。ぜひこのことを強く要望しますので、その地区は地区でやはり子供たちがいなくなると、当然子供たちが少なくなり、教員が少なくなり、地域の方も寂しくなりますので、ぜひそういうできる範囲で、例えば持ってくるというのはなかなか難しいんですけれども、あるやつを少し変えればその地区でその方が入れると。そうしたら学校の先生も1人減らんでそのまま現状維持だとか。極端な話で言えば1人のためにそういう形が起きてくる状況下も想定されますので、強くその内規の入居者の選考の内容について要望して終わります。

○町長（平安正盛君）

ご指摘の現在の若者定住住宅については先ほど来説明しておりますとおり、当時若者定住緊急プロジェクト事業で実施した事業で、その財源はいわゆる地総債なんです。地域総合整備債なんです。その縛りがなければ、既に20年たっていますので、縛りがなければ今議員のご指摘の要望についても検討できると思いますけれども。あと担当に確認はさせます。その地総債の目的、ある意味ではそれを一般に開放した場合には目的外になりますので、そこらあたりは十分調査、確認をして、もしその縛りが解けておるんだったら今議員の皆さん、特にまた今回公営住宅の地方分散というようなことをご指摘いただいておりますので、そのような一般に開放できる手だてはしたいと。ただし、先ほども言いましたように確認させてください。縛りがあると思っておりますので。

○5番（西 文男君）

町長、その縛りがあれば当然できないことはわかりますので、なかったらぜひそういう形でお願いします。

それともう一点、上城小学校下に上城団地、名称は何というのか、6棟ぐらい住宅がありますが、あそこの入居率はどうなっていますか。

○建設課長（高風勝一郎君）

上城住宅6戸ありまして、現在4戸入居しております。2戸につきましてはことし退去されておまして、現在改修の工事等入れております。それが終わり次第、また募集をかけたいというふうに思っております。

○5番（西 文男君）

2戸が退去中ということですか。それと現在改修工事ということで、大体改修工事が終わるのはいつごろか。そして入居のまた募集はかけているのか。その辺までよろしくをお願いします。

○建設課長（高風勝一郎君）

改修につきましては、早目にといいながら進めておりますが、現在のところ年内とは思いつながら現在改修を行っておりますが、大工とあと雨漏り等もありましてそのあたりの調整を今行っている段階で、いつごろというところが示せないのが申しわけないところです。あわせて現在募集もかけていない状況でございます。

○5番（西 文男君）

防水については外構でございますので特に内装とは関係ないと思います。ぜひ年度末が3月ですので、4月から新学期等々になりますので、その辺含めて同時に内装の改修と募集をしていただければなというふうに強く要望します。

それともう一点、管理費はどのような形になっているのか。発生しているのか、発生していないのか。発生しているのであれば上城団地6世帯で幾らなのか。その辺教えてもらっていいですか。

○建設課長（高風勝一郎君）

団地に入居されている皆様が共益費を団地の中でそれぞれ取っていただいて、団地の中で管理する電気とかガス、あとトイレ浄化槽等々の支払い等は団地の入居している皆様でお願いしている状況です。

○5番（西 文男君）

共益費について、例えば6世帯で持っていたのが今現在4世帯であれば負担比率が違ってくると思うんですが、実は住んでいる方から6世帯住んでいるときは今言った共益費、満室でございますので分等割りでもいいんですが、6世帯分で2世帯いないということで4世帯でそれ今を負担していると。ということは負

担増になっているがその辺について今後、現状のままでいいのか、それともやはり入居している1人当たりの割合にするのか、その辺の規定、管理規約等々がないもので、手元に、教えてください。

○建設課長（高風勝一郎君）

その考え方、もう一度確認をして後ほど回答したいと思います。

○5番（西 文男君）

わかりました。

それから③は先ほどの町長の答弁にありましたのでわかりました。

④についてです。公共施設等の適正管理の推進ということで、公共施設等の適正管理に要する経費について地方財政計画の計上額を増額するとともに長寿命化事業等に対し地方財政処置を拡充とあります。知名町の公営の建物の長寿命化、昨日の質問にもあったとは思いますが、具体的に全ての建物について長寿命化計画をなされているのかどうか教えてください。

○総務課長（瀬島徳幸君）

昨日の質問の中でも1度お答えしてございますが、全体の公共施設についての長寿命化計画は今のところ策定ありません。それぞれ国土交通省所管とか学校関係は施設整備計画ですね、あと先ほど言いました建設課関係の公営住宅、橋梁等の長寿命化計画は策定されております。

今後については、昨日申し上げましたが、個別計画を策定する予定にしてございますので、その中で町全体で策定の計画を立てていきたいと考えております。

○5番（西 文男君）

昨日の回答にもありました建物については、やはりつくるだけでは、当然血税を使って建っていくわけですので、その辺の長寿命化に対する要綱等の策定は非常に必要だと思いますので、個別等に具体的にはなるかと思いますが、そういう形でぜひ策定をしてください。強く要望します。

以上で大きい1番の質問は終わりたいと思います。

次に、先月の6月議会に質問しました障害者の支援についてです。本町の児童発達支援助成事業の要綱の策定についてはどうなっていますか。

○子育て支援課長（村山裕一郎君）

先ほど、町長の答弁のとおり、現在要綱については制定していません。

○5番（西 文男君）

6月議会でこういうふうに回答してありますので、少し。現状では児童発達支援助成事業の要綱は策定していません。町長の答弁のとおり、児童の保護者への負担

軽減について検討課題であり、助成することが可能か判断してから要綱の策定というふうに書いてあります。助成が可能か可能でないかは今現在出ていますか。

○子育て支援課長（村山裕一郎君）

先ほど町長の答弁にもありましたとおり、財源の確保とか、現在利用児童が増加をしている中でこれの負担というのが大きくなるのではないかと、いろいろ考えているところでございます。

○5番（西 文男君）

郡内では3町ですか、要綱策定しています。やはりこの少子化の中で子育て支援というのは東京都内の人口がふえている地区においては別としても、人口減少が進んでいる全ての地区で同様の考えを持っているかと思いますので、ぜひ子育て支援の家庭については、金額的にそんなに高いものですか、1,000人も2,000人もいないわけですから、ぜひ予算化をしていただいて、子育て支援をしている、幼保通園しながら、また通所するわけですから、子供たちは島の宝ですので、その辺含めて早期に要綱の策定ができるかどうか回答をお願いします。

○子育て支援課長（村山裕一郎君）

先ほどから町長の答弁のとおり、要綱の制定ができるかできないか再度こちらのほうでも検討させていただきたいと思います。

以上です。

○5番（西 文男君）

強く要望しますのでよろしくお願いします。

次に移ります。知名町の心身障害者、障害児施設等入居見舞旅費助成事業について、現在何回になっていますか。保健福祉課長。

○保健福祉課長（安田廣一郎君）

前の議会で議員のほうから、児についてはいろんな行事があるのでほかの市町村の状況も加味して回数をふやしてはどうかというご意見がありましたので、その後私ども保健福祉課と子育て支援課で協議しまして、まず第一に要綱が障害者（児）となっていてわかりにくいということで、児と者を、子育て支援課もできたことですので、分けましょうということで、まず要綱を分けました。それで児については現在学校行事、保護者が参加する行事もあるということで年3回を限度とする。者についてはこれまで年1回としておりますが、他の市町村の動向を見ても隣町も1回としておりますので、1回を限度として今後またこれでやりながら要望等あれば検討するという形で今、8月15日からこの要綱で実施しております。

○5番（西 文男君）

保健福祉課長の答弁で、非常にわかりやすい縦割り行政が課の縦横断的な子育て支援課、保健福祉課で分けたわけですね。町長、非常にいいですね。スピーディーです。この間質問したらもう3回にふえているんですよ。実際に児のほうはやはり自分の子供は島外に誰も出したいくないんですよ。ぜひ自分のところから学校に通学させたいというふうな思いは一緒だと思いますので、すぐ対応していただいて。

広報について、周知についてはどういう形で8月15日ですかね、どういう形で町民に広報活動しておりますか、教えてください。

○子育て支援課長（村山裕一郎君）

子育て支援策の中の一環として広報ちなみに載せて周知しております。

○5番（西 文男君）

そういう形であれば、またその保護者も非常に助かると思いますので、ぜひそういう形で、即できるものは対応していただきたいと思います。

子育て支援課長、協力してよろしく頑張っていきましょう。子供のために。

それでは大きい2番を終わりまして、大きい3番にいきます。

さっきの町長の答弁ありましたけれども、さくら園と徳洲会さんと現在協定を進めているところですよということですが、具体的に総務課長、どの辺まで進んでいづろ提携できるか、お願いします。

○総務課長（瀬島徳幸君）

先ほど、町長の答弁にもありましたが、さくら園については個人団体ですので評議員会、理事会、その中でこの協定案について説明をして、おおむねオーケーだという回答を得たと。そこで今協定案について文言の整理とかどういうところ、ちょっと確認事項がありますので、そこら辺を今確認していただいているところであり、年度内の協定を予定してございます。

徳洲会のほうについては、皆様もご存じのとおりですが建てかえ事業が入っていた関係もありまして、またこれから再度お願いをして、早期協定が締結できるように進めてまいりたいと思っております。

○5番（西 文男君）

鹿児島県の保健福祉部のほうからありまして、大島郡の市町村の中で提携を結んでいないのが6月議会では4市町村と聞いておりますが、知名町はそういう形ですが、あとほかは何か結んでいない市町村、聞いていますか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

申しわけございません。その辺についてまだ調査してございませんので回答できません。

○ 5 番（西 文男君）

ぜひ取り残されないように早目に提携を結んで、いつどこで地震、津波等々の災害が起こるかわかりませんので、町民の生命、財産を守らなければいけない。非常に障害者であるとか高齢者であるとか手助けが必要な方々の避難場所ということで、ぜひ早目に協定の締結をしていただけるよう強く要望します。

続いて、大きい 4 番の件ですけれども、町長、市町村長会で具体的に話は進んでいますか。朝山市長、名瀬のほうの市議も結構この質問については出していると思うんですけれども、その辺、朝山市長から特に話はないですか。

○町長（平安正盛君）

特に詳しいことは聞いておりません。町村会の総会にそれぞれ町村等のいろいろな課題等について提出するわけですが、そのことについてもまだ県内の町村の機が熟していないというか、先ほどお答えしたとおり離島の町村ぐらいです、ましてや市長会とはまた別の組織になっておりますので情報は入っていません。町村会についてやはり離島の町村の中で、離島町村の振興維持ということもあるので、そこにもかけあったんですけれども、まだやはり出すほど、出すほどと言ったら失礼ですが、町村の機が熟していないというような返事です。

○ 5 番（西 文男君）

長いスパンになるかと思いますが、2020年に鹿児島国体もありますので、ぜひそれまで具体的に一步でも前に進めるように強く要望したいと思いますが、実は正名の中学生の子供が県の強化の指定選手になりまして、バレーボールが終わったらすぐ鹿児島でまた陸上の練習をということで、川畑美咲さんですけれども、何回かもう鹿児島に強化で行くというように声をかけられていますので、そういうことも含めて、国体もありますので、ぜひ強く働きかけをしていただいて、スパンは長いと思いますがその基礎づくりをしていただければ次の新町長も必ず実現することだと強く要望していきたいと思いますので、大きい 4 番については以上で終わりたいと思います。

大きい 5 番についてです。平安町長、5 期 20 年間お疲れさまでした。全議員の中から褒めの言葉が全てありました。一言で 20 年間、あと何分かでしゃべれというのも非常に難しいかと思いますが、具体的に平安町長が平成 9 年から町のかじ取り役として就任され、非常に一番起債が高かった平成 13 年、93 億 4,200 万円を超える起債がありました。そのときの公債費負担比率 26.6%、翌年は起債比率 27%、一番高い平成 16 年は 28%ということになって、また財政調整基金の残高が一番低いのは 1,033 万 8,000 円、そういう時期があり

ました。この時期にどのような行財政改革をし、財政の立て直し、強い信念でやっていったか教えていただけますか。

○町長（平安正盛君）

まず先ほど来お答えしているとおりですが、数字上で言えばやはり財政の健全化に向けたいろんな国・県の指摘もありますし、ただ、その数字に私どもが翻弄されてはいけないと思います。まちづくり、やはり借金があるから全てやめますということではいけないと思います。その翻弄されずに、ではこれだけ公債費比率が高い、借り入れが大きい、一方では基金が少ないという中で、ではどうにかしなければいかんというのがまちづくりの原点だと思っていますので、全て議員が今おっしゃられたようにではどうしたのかということになりますけれども、やはり一つは借りた金ですので当然返さなければいけないのですけれども、一つの方法としてこの間特にあったのは水道の関係でしたら繰上償還をさせてもらおうと。利息の高い時代の借り入れですので、ご存じのように今金利がどんどん下がってきているので今の金利で借りて高い利率の起債を償還すると。繰上償還とともに、また新たな有利な起債をします。財政の運用の中でやりくりをしたのが一つと。それからやっぱり何といっても特に職員の意識だと思っています。どうしても行革をしないと、お互い職員にとったら身を切る思いですので、給与カットもしないといけない。たまたま国の人勧がマイナスとかゼロでいった時代もあったわけです。同時に先ほど申し上げたように議員の皆さんにお願いして手当からカットさせていただきまして、同時に私ども3役も当初は15%でした。現在10%ですけれども、そういった形でいろんな捻出をして、やっぱりそれを事業に回すといったような、いつも申し上げているけれども、まずは職員から身を切る思いで取り組むということだったと思っています。かなり第3次行政改革の、集中改革プランはかなり厳しかったです。そのこともみんな職員が一緒になって、もちろん町民の理解とか関係する機関のご理解があってできたものだと思っています。

○5番（西 文男君）

そういう形の身を切る改革、行財政改革をし、現在の執行部の皆さんがそういう形で課長職でまた町民のために粉骨砕身頑張っておりますので、よりより住みやすい知名町のために我々議会も一緒に頑張っていきたいと思っています。そして、何よりもまた、今後、給食センターでありますとか庁舎建設等々もありますので、その辺を含めて町民本意、町民のための知名町であり、また子供たちに負担を残さず行財政改革をして、明るい知名町のために我々議員も町執行部と一緒に頑張っていきたいというふうに思います。

平安町長、20年間どうもご苦労さまでした。

○建設課長（高風勝一郎君）

申しわけございません。先ほどの上城住宅の共益費の考え方でございますが、基本従来としては入居者で共益費で負担をしていただいておりますので、基本の考え方としては6戸ある部分を今2戸あいていますので4人の皆様に共益費を払っていただくという考え方です。ですが、今後もう一度中身、状況を把握させていただいて、またその住んでいる皆様とご相談をさせていただきたいというふうに思っております。

○5番（西 文男君）

すみません、ちょっと理解できなかったんですけども、4世帯で6戸分を負担する現状を、今はそうなっているわけですよ。それは僕が考えるのはその4人の人がその2人を追い出したわけではなくて、転出されたわけですので、その辺の、住んでいる人に負担をあとの2室分までするというのはいかなものかなということですので、ぜひその辺は変えるような形でやっていただけないかなということですので、強くそれを要望します。

以上です。

○議長（名間武忠君）

これで西 文男君の一般質問を終わります。

以上で通告による一般質問は全部終了しました。これで一般質問を終わります。

執行部当局におかれましては、これらの質問や要請事項等を真摯に受けとめ、適切な対応をお願いいたします。

昨日の3名、本日の2名、計5名の議員の皆様、ご苦労さまでした。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。

あす14日は午前10時から会議を開きます。

お疲れさまでした。

散 会 午前11時56分

平成 29 年 第 4 回 知名町 議会 定例会

第 3 日

平成 29 年 12 月 14 日

平成 29 年第 4 回知名町議会定例会議事日程
平成 29 年 12 月 14 日（木曜日）午前 10 時 00 分開議

1. 議事日程（第 3 号）

○開議の宣告

○日程第 1 議案第 47 号 知名町職員の給与に関する条例及び知名町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

○日程第 2 議案第 48 号 知名町長等の給与等に関する条例及び知名町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について

○日程第 3 議案第 49 号 知名町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

○日程第 4 議案第 50 号 知名町子育て支援出産祝金設置に関する条例の一部を改正する条例について

○日程第 5 議案第 51 号 平成 29 年度知名町一般会計補正予算（第 5 号）

○日程第 6 議案第 52 号 平成 29 年度知名町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

○日程第 7 議案第 53 号 平成 29 年度知名町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

○日程第 8 議案第 54 号 平成 29 年度知名町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

○日程第 9 議案第 55 号 平成 29 年度知名町奨学資金特別会計補正予算（第 1 号）

○日程第 10 議案第 56 号 平成 29 年度知名町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

○日程第 11 議案第 57 号 平成 29 年度知名町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）

○日程第 12 議案第 58 号 平成 29 年度知名町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第 1 号）

○日程第 13 議案第 59 号 平成 29 年度知名町土地改良事業換地清算特別会計補正予算（第 1 号）

- 日程第 14 議案第 60 号 平成 29 年度知名町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 15 議案第 61 号 字の区域変更について
- 日程第 16 陳情第 2 号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について
- 日程第 17 陳情第 5 号 特性マップ公表に伴う NUMO による「核のゴミ最終処分場」に関する貴自治体での説明会の拒否を求める陳情について
- 日程第 18 発委第 3 号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書
- 日程第 19 発議第 3 号 議員派遣の件について
- 日程第 20 決定第 6 号 閉会中の継続調査の件について
- 閉会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 から日程第 20 まで議事日程に同じ
- 追加日程第 1 知名町子育て支援出産祝金設置に関する条例の一部を改正する条例についての撤回について

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1 番	新 山 直 樹 君	2 番	外 山 利 章 君
3 番	根 釜 昭一郎 君	5 番	西 文 男 君
6 番	宗 村 勝 君	7 番	大 藏 哲 治 君
8 番	中 野 賢 一 君	9 番	今 井 吉 男 君
1 0 番	福 井 源乃介 君	1 1 番	奥 山 直 武 君
1 2 番	平 秀 徳 君	1 3 番	名 間 武 忠 君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長 福 永 勝 人 君 議 会 事 務 局 主 査 池 田 勇 夏 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長 平 安 正 盛 君		会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 安 田 末 広 君	
副 町 長 桼 憲 次 君		税 務 課 長 甲 斐 敬 造 君	
教 育 長 豊 島 実 文 君		町 民 課 長 大 山 幹 雄 君	
総 務 課 長 瀬 島 徳 幸 君		保 健 福 祉 課 長 安 田 廣 一 郎 君	
総 務 課 長 補 佐 成 美 保 昭 君		老 人 ホ ー ム 園 長 新 納 哲 仁 君	
企 画 振 興 課 長 元 栄 吉 治 君		水 道 課 長 山 田 悟 君	
農 林 課 長 上 村 隆 一 郎 君		子 育 て 支 援 課 長 村 山 裕 一 郎 君	
農 業 委 員 会 事 務 局 長 元 栄 恵 美 子 君		認 定 こ ど も 園 「きらきら園長」 山 崎 せい 子 君	
建 設 課 長 高 風 勝 一 郎 君		認 定 こ ど も 園 「すまいる園長」 上 野 優 子 君	
耕 地 課 長 窪 田 政 英 君		教 育 委 員 会 事 務 局 長 兼 学 校 教 育 課 長 兼 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長 迫 田 昭 三 君	

教育委員会
事務局次長
兼生涯学習課長
兼中央公民館長
兼図書館長

榮

照 和 君

△開 会 午前１０時００分

○議長（名間武忠君）

議場におられる皆さん、ご起立ください。

おはようございます。お座りください。

これから本日の会議を開きます。

△日程第１ 議案第４７号 知名町職員の給与に関する条例及び知名町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（名間武忠君）

日程第１、議案第４７号、知名町職員の給与に関する条例及び知名町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
本案について説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

おはようございます。

本日をもって最後の議会になりますので、よろしくお願いいたします。

ただいまご提案いたしました議案第４７号は、知名町職員の給与に関する条例及び知名町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についての案件であります。

国の人事院勧告に準じ、平成２９年４月時点での国家公務員給与と民間給与の格差が０．１５％あるため、それを解消するため、給料表の引き上げ及び同年１２月期と平成３０年度以降に支給する勤勉手当支給月数の０．１カ月分の引き上げについて改定するものであります。

第１条は、知名町職員の給料表と平成２９年１２月期の勤勉手当支給月数の改定、第２条が、平成３０年度以降の勤勉手当支給月数の改定であります。

第３条が、一般職の任期付職員の給料表と平成２９年１２月期の特定任期付職員の期末手当の支給月数の改定、第４条が、平成３０年度以降の特定任期付職員の期末手当の支給月数の改定であります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（名間武忠君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（名間武忠君）

これで総括的質疑を終わり、次にページごとによる質疑を行います。

1 ページ。

2 ページ。

3 ページ。

4 ページ。

5 ページ、附則まで。

6 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（名間武忠君）

これでページごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（名間武忠君）

討論なしと認めます。

これから議案第47号、知名町職員の給与に関する条例及び知名町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（名間武忠君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第47号、知名町職員の給与に関する条例及び知名町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

△日程第2 議案第48号 知名町長等の給与等に関する条例及び知名町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（名間武忠君）

日程第2、議案第48号、知名町長等の給与等に関する条例及び知名町議会議員

の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第４８号は、先ほどの４７号とも関連いたしますが、知名町長等の給与等に関する条例及び知名町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についての案件でございます。

国の人事院勧告に準じ、期末手当の支給月数をこれまでの３．２５月から３．３０月へ改めるものであります。

第１条及び第２条の関係は、町長、副町長、教育長の期末手当の支給月数を改めるものであり、第３条及び第４条は、議会議員の期末手当の支給月数を改めるものであります。

第１条及び第３条の改正は、平成２９年度１２月支給分から適用し、第２条、第４条の改正は、平成３０年度６月支給分から適用されるものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（名間武忠君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（名間武忠君）

これで総括的質疑を終わり、次にページごとによる質疑を行います。

１ページ、附則まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（名間武忠君）

これでページごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（名間武忠君）

討論なしと認めます。

これから議案第４８号、知名町長等の給与等に関する条例及び知名町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（名間武忠君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第４８号、知名町長等の給与等に関する条例及び知名町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

しばらく席がえを行いますので、少々お待ちください。

△日程第３ 議案第４９号 知名町ひとり親家庭医療費助成に関する 条例の一部を改正する条例について

○議長（名間武忠君）

続けます。

日程第３、議案第４９号、知名町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第４９号は、知名町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についての案件でございます。

この議案は、県が示している条例の準則を参考に内容の一部を訂正し、所要の整備を行い、適正に改正するものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（名間武忠君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。

○１０番（福井源乃介君）

詳細について、もうちょっと詳しく説明をお願いします。

○子育て支援課長（村山裕一郎君）

鹿児島県の医療費助成事務実施状況調査で、条例施行規則について県が示している条例準則を参考に、適正に改正をとという指導がありましたので、今回改正をしてご提案をしています。

○１０番（福井源乃介君）

通り一遍じゃなくて、療養費についてはこういうのがあって盛り込みますと、また、家族療養費等についても、家族訪問看護医療費等々新たな文言等が出てきているわけですね。ですから、その辺の中身について、もうちょっと詳しくお願いをしたいと思います。

〔「字句の変更だけなの」と呼ぶ者あり〕

○子育て支援課長（村山裕一郎君）

小規模住居型児童養育事業につきましては、ファミリーホームと言われまして、養育者の家庭に児童を迎え入れて養育を行う家庭養護の一環として、保護者のない児童を監護することのためのファミリーホームをということでございます。小規模居住につきましては、はい。

〔「後で伺います」と呼ぶ者あり〕

○子育て支援課長（村山裕一郎君）

訪問看護療養費につきましては、住宅で療養をしている人がかかりつけの医師の指示に基づいて、訪問看護ステーションの訪問看護師から治療上の世話や必要な治療の補助を受けた場合、その費用を訪問看護療養費として現物給付されるという事業です。

それと、訪問看護療養費、家族訪問看護療養費というのは、寝たきりなどの継続して療養を受ける状態にある患者が、訪問看護事業者の訪問看護サービスを受けた場合に、その支払いを支給するということになっております。

○10番（福井源乃介君）

よくわかりました。

○議長（名間武忠君）

よろしいですか。

続けます。

これで総括的質疑を終わり、次にページごとによる質疑を行います。

1 ページ、附則まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（名間武忠君）

これでページごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（名間武忠君）

討論なしと認めます。

これから議案第49号、知名町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（名間武忠君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第４９号、知名町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

△日程第４　議案第５０号　知名町子育て支援出産祝金設置に関する
条例の一部を改正する条例について

○議長（名間武忠君）

日程第４、議案第５０号、知名町子育て支援出産祝金設置に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第５０号は、知名町子育て支援出産祝金設置に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

この議案は、知名町総合振興計画の取り組みの中で、総人口目標数値が減にならないよう、また、次世代育成支援対策の推進することを含め、新生児数に応じて第３子から支給していましたが、本町で誕生した全ての新生児を祝福し、その出産した母親に対し出産祝金を支給することにより、子育てに要する費用負担の軽減を図ることを目的とし、新生児１人につき３万円を１回支給することに改めるものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（名間武忠君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。

○１０番（福井源乃介君）

ここに来てどういうことかなという思いをしているんですが、第１子から支給をするということではありますが、ただ、やはり中身からいくと、子育て支援の手厚い支援を講じていくという中で、後退をするんじゃないかというような気がするんですが、その辺の１人目から支給ということには理解できますが、やはり中身的には、例えば天城町は第１子が１０万円、第２子が１５万円、第３子が２０万、第４子が３０万円、第５子が４０万円、第６子以降５０万円なんですよ。それから、保育料も無料化をしている。非常に子育て支援のリーダー的なところ、天城町なんです

が、そういった自治体もある中で1人ずつ3万円ずつということは、ちょっといかがなものかなと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○町長（平安正盛君）

いろいろ各市町村によって取り組みが違っているのは認識をしているわけですが、これ、もともと制度については、やはり少子化の傾向に入ってきているということで、第1子からということを当初考えたとき、かなり財源的に大きいだろうと。

であれば、多子世帯数をまずちょっとでも軽減できればいいなということで、第3子からしたわけですがけれども、これ後ほど数字が出ると思いますけれども、制定後今日までずっと見てみますと、やはりどうしても第4子、第5子とか多子世帯がどんどん減ってきているんです、結果的には。

であれば、やはり第1子であろうが第3子以降であろうが、やっぱり町民として生まれた子供については同じく祝福をすべきではないかというふうに、前々から担当のほうから協議があって、今回提案したわけです。

30年度の当初予算に計上しないといけませんですから、今作業をしています、どうしても30年の当初に計上するためには、今回議決をいただいて、当初予算の編成作業に入るといような手順でしたので、今回。

財源的には、先ほど申し上げた4子、5子等々の分が割合が少ないですので、その分第1子から支給してお祝いという経過です。

○10番（福井源乃介君）

町長、おかしいんじゃないですか。4子、5子が減っているから手厚く支援をして、出産あるいは人口増に結びつけようという考えでいくべきだと思うんですが、その辺はどうですか。

○町長（平安正盛君）

第3子、4子を支給しないということじゃないですよ。減っていますけれども、件数的に少ないわけですので、財源のトータルベースでいくと第1子からやっても財源的にさほど負担はこないというような試算をしたものですから、じゃ今回ということですよ。

○10番（福井源乃介君）

財源的には210万円で済むわけですよ、年間70人ぐらいの新生児ですので、3万円ずつであれば。ちょっとどうかなとは思いますが、しかしこれは第1子からというところは理解をしますし、また新しい町長が公約にも掲げていますので、またその辺で出てくるのかなという思いもしていますので、それはそれで4月施行ということではありますが、とりあえずまた新しい町長が考えやすい環境にもなるのか

なと思いますので、そういうことで終わりたいと思います。

○議長（名間武忠君）

続いて、1 ページ、附則まで。

○9 番（今井吉男君）

支給対象者の一部改正になっておりますが、第2条の（2）新生児の母親の住民登録地が知名町であることとあります。中には、本土から里帰りお産で、上の子を一時保育所に預けるために住民票を移す場合は、この場合も対象になるのか。

それから、（3）第1子が満18歳未満であることとありますが、これ再婚してまた子供ができる場合もありますので、年齢制限は削除したほうがいいんじゃないかと思います。

それから、第3条、支給する祝金の額は新生児1人について3万円を1回支給するとあります。これまで第3子からということになっていまして、いいことですが、第1子が3万円、第2子も3万円ですか。そうであれば、第1子を3万円にして第2子は4万円、そうすると今での第3子が5、6、7、8、9、10までいきますので、そういうふうにしたらどうかということではちょっとお伺いします。

○子育て支援課長（村山裕一郎君）

2条の新生児の住所登録地とありますが、住所登録地とは生活の根拠のあるところとなっておりますので、知名町で生活をしている子供さんに支給するということでもあります。

それと、今回私たちも平成28年度と平成29年に出生されたお母さんの、母親のほうからアンケートをとりました。アンケートをとりました中でも、やはり第1子からの支給の声が大きかったので、私たち今回このような提案をさせていただいております。

○9 番（今井吉男君）

住所の件はわかりましたが、第1子も2子も3万円ですか。1子が3万円であれば、2子は4万円にすればいいんじゃないかと思って。3、4、5、6、7、8、10まで。

○町長（平安正盛君）

この条文を読んでください。第1子とは表現を書いてありません。新生児1人ということです。

〔「新生児」と呼ぶ者あり〕

○町長（平安正盛君）

はい、そういうことです。

○ 8 番（中野賢一君）

今の同じ問題なんですけれども、福井議員と重なるかもしれません。これ、子宝のまち伊仙からという、少子化対策を考えるというので載っていますけれども、平成 18 年度にですね、合計特殊出生率が伊仙町は 4 位だったんです。そしてその後、平成 21 年に合計特殊出生率 2 位で、全国 1 位になっています。それから 21 年に、子育て支援金を拡充し、第 1 子 5 万円、第 2 子 10 万円、第 3 子以上は 15 万円と、このように子宝のまちということです。その後の合計特殊出生率が 2.8 にまで上がってきているんです。

ですから、やはり知名町ももう少し第 3 子、第 4 子以上は多目に、そうしたところで、29 年度 10 名ぐらいしかいないんですよ、第 3 子から以後は。だから、それを計算しても 25 万円ぐらいしかプラスしないんです。これは考慮していただきたいなと思います。

○子育て支援課長（村山裕一郎君）

合計特殊出生率につきましては、15 歳から 49 歳の女性が年齢別の出生率を合計した指標となっておりますので、私たちは平成 20 年から 28 年までの出生率、平均 9.3 です、大体 9% で変わっていないので、出生数につきましても大体 60 名ぐらいのお子さんが生まれているということで、第 1 子から支給したほうが良いということで、今回ご提案させていただいております。

○ 8 番（中野賢一君）

はい、わかりました。

○議長（名間武忠君）

よろしいですか。

○ 11 番（奥山直武君）

2 条の（3）第 1 子が満 18 歳未満であること、この意味をもう一度お聞かせください。

新生児、生まれて出産祝金ですよね。18 歳から生まれるわけないですから。

○町長（平安正盛君）

例えば、3 名子供がいらっしゃるとしたときに、3 人目が生まれても、一番上の子供が 18 歳以上だったらもう生まれた子供に支給しませんよということです。第 1 子が 18 歳以上、要するに高校を卒業して社会に入ってきているという想定のもとに、要はこの条例の目的は子育てを支援する、3 名ともまだ子育てで大変でしょうから、上がもう 18 歳以上であれば社会に出ていますので、下の 2 人は、支援は要らないというわけじゃないですけれども、とにかく全ての子供が、第 1 子が

18歳以上になったら支給しませんよということです。

○11番（奥山直武君）

ということは、第1子が18歳、選挙権なった場合に、じゃ次第2子、第3子、4子生まれても、それはやらないということ。

〔「この条文から」と呼ぶ者あり〕

○11番（奥山直武君）

はい、わかりました。

○議長（名間武忠君）

よろしいですか。

○11番（奥山直武君）

わからんけどな。

○2番（外山利章君）

今のちょうど条文のところ、ちょっと気になったんですけども、それであれば子育てを本当に支援するという形でならないで、第1子から3万円を出すという意味がなくなるんじゃないですか。

子供がたとえ18歳以上になったとしても、子育てをしている世帯というのは子育て世帯ですので、ここの文というのは先ほど出された提案理由と合わないと思うんですけども、いかがでしょうか。

○町長（平安正盛君）

私の記憶で、この当初条例をつくったときに、これずっとそのままなんですね、当初から。そのときその議論が出なかったものですから、それでよしと思って今回も改正したんですけども、ちょっと時間を下さい。

○議長（名間武忠君）

しばらく休憩をいたします。ちょっとお待ちください。

休 憩 午前10時27分

再 開 午後 1時00分

○議長（名間武忠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第50号、知名町子育て支援出産祝金設置に関する条例の一部を改正する条例についての議事を中止します。

△追加日程第1 議案第50号 知名町子育て支援出産祝金設置に関

する条例の一部を改正する条例について の撤回について

○議長（名間武忠君）

ただいま町長から議案第５０号、知名町子育て支援出産祝金設置に関する条例の一部を改正する条例について、撤回の申し出がありました。

議案第５０号、知名町子育て支援出産祝金設置に関する条例の一部を改正する条例についての撤回の件を議題といたします。

議案第５０号、知名町子育て支援出産祝金設置に関する条例の一部を改正する条例についての撤回の件を日程に追加し、追加日程第１とし、直ちに議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（名間武忠君）

異議なしと認めます。

議案第５０号、知名町子育て支援出産祝金設置に関する条例の一部を改正する条例について、撤回の件を日程に追加し、追加日程第１とし、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第１、議案第５０号、知名町子育て支援出産祝金設置に関する条例の一部を改正する条例について、撤回の件を議題とします。

議案第５０号、知名町子育て支援出産祝金設置に関する条例の一部を改正する条例について、撤回の理由を求めます。

○町長（平安正盛君）

上程いたしました議案第５０号については、先ほど議長から報告ありましたとおり、また議員からの事前のご指摘等もございましたので、検討した結果、条例の文言整理がさらに必要だということを決定しましたので、その結果、議案の撤回を要求したところでございます。

議員におかれましては大変ご迷惑かけましたこと、深くおわび申し上げて、撤回をご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（名間武忠君）

お諮りします。

ただいま議題となっております追加日程第１、議案第５０号、知名町子育て支援出産祝金設置に関する条例の一部を改正する条例についての撤回の件を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（名間武忠君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第50号、知名町子育て支援出産祝金設置に関する条例の一部を改正する条例について、撤回の件を許可することに決定いたしました。

△日程第5 議案第51号 平成29年度知名町一般会計補正予算
(第5号)

○議長（名間武忠君）

日程第5、議案第51号、平成29年度知名町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第51号は、平成29年度知名町一般会計補正予算（第5号）に関する案件でございます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ8,129万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ54億5,749万1,000円と定めました。

主な補正内容は、地方創生拠点整備交付金事業の効果促進対策として、まち・ひと・しごと創生事業の工事請負費及び備品購入費を新規計上し、利用者増加に伴う障害児施設給付費の増額計上、事業実施年度の見直しによる農業緊急創出支援事業の減額計上、その他事業の進捗に合わせ事業費の調整を図っております。

また、地方債においては、事業量の増及び起債協議の結果などにより、各事業費を調整いたしましたところであります。

詳細については、お手元の予算説明書をごらんください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（名間武忠君）

これから総括的質疑を行います。

第1表、歳入歳出予算補正、1ページ。

○10番（福井源乃介君）

町長、天皇陛下の行幸啓によって、数億円とも経済波及効果的なことが言われているんですが、その辺の状況はわかりますか。

○町長（平安正盛君）

詳しくはしていませんけれども、ざっと見込んで、本町への経済効果は2億円ぐらいだというふうに思っています。

一番大きいのは、やはり警備に当たった警察官を含め、警備関係者の皆さんへの食事提供というんですか、ほとんどが3食お弁当でした。町内のお惣菜屋さんに事前に県警本部から相談をして、全て後で報告を受けておきましたけれども、特に食中毒等を含めた何のトラブルもなく、無事期間を終えたということで、おおむね食事関係だけで約1億円ぐらいじゃないかなと。

それから、ガソリン関係、かなりの車両が入っていましたのでそのガソリン、それから、ご来島いただいた随行の皆さんの多くの警備を含めて、その皆さんの商店街に落ちたいろんな経費等を含め、さらに町が直接かかわった、いろいろと整備した金等も考えて、それがおおむね1億円じゃないかなというふうに、ざっと見て2億円じゃないかなと、私はそう計算しております。

○10番（福井源乃介君）

我々もホテルのロビーでお迎えができて、本当に一生に一度のいい経験をさせていただいたと思いますし、ご来島には感謝をしているところでありますし、また今後とも、退位の予定等も決まってはいるみたいですが、やっぱり天皇陛下にお目にかかれたことを大変光栄に思っております。

以上です。

○議長（名間武忠君）

続けます。

第2表、地方債補正、4ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（名間武忠君）

これで総括的質疑を終わり、次に事項別明細書による質疑を行います。

歳入、7ページ。

8ページ。

○11番（奥山直武君）

4目の農地中間管理機構集積協力金交付事業の補助金、これを詳しく説明が欲しいのと、町内何字が行っているのか、また、どれぐらいの面積で行っているのか。

○農業委員会事務局長（元榮恵美子君）

今回歳入で上げてありますけれども、前回までは350万円ということで上げてあったところですが、今回余多地区、正名地区、芦清良、屋者、畑総瀬利覚、第2田皆ということで、5団体が上がってきています。

その関係上、面積的には余多が374アールと、正名が262アール、芦清良が1,371アール、屋者が1,642アール、瀬利覚が3,100アール、第2田皆が2,876アールということで計算をしまして、一応この数字を上げてありますけれども、まだ申請を上げている段階です。

よろしいでしょうか。

○11番（奥山直武君）

これだけの面積で補助金が出ておりますけれども、1反当たりの補助金金額は幾らですか。

それともう一つ、2回目以降金額が上がったような感じですがけれども、その内容も含めて説明をお願いいたします。

○農業委員会事務局長（元榮恵美子君）

この交付額に関しては集積協力金ということで、10アール当たり1万5,000円ということで、再設定の場合は7,000円、半分ぐらいです。

今年度はこれなんですけれども、30年度はもうもとに戻って、10アール当たり1万円で、再設定の場合は5,000円ということに、もうもとに戻ります。最初の年は2倍ぐらいの交付単価、もともとの数字よりは2.2倍ぐらいだったんですけれども、今年度は1.5倍、30年度からは1万円と下がることになります。

○11番（奥山直武君）

はい、わかりました。

○議長（名間武忠君）

8ページ。

○7番（大藏哲治君）

20款諸収入、イベント開催費用和泊町負担分の説明をお願いします。

○総務課長（瀬島徳幸君）

これは、9月22日に鹿児島中央駅のところに屋台村ってありますよね。そこで、沖永良部島観光協会と鹿児島事務所、タイアップしまして、「感じてください！愛してください！おきのえらぶ島！」というイベントを行っております。そのときに両町で負担しようということになっておりまして、5万3,000円和泊町から負担金をいただくことになっております。その収入でございます。

○7番（大藏哲治君）

これはじゃ窓口が1つで払って、折半した金を知名町にということですか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

そういうことでございます。

○議長（名間武忠君）

8 ページ。

9 ページ。

歳出、10 ページ。

○1 番（新山直樹君）

23 目の徳時字防災備蓄倉庫整備事業なんですけれども、説明を見ますと事業費の変更となっておりますので、これは建築面積がふえたのか、それでふえたのかどうか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

申請時の単価がちょっと低目な計算がされておりまして、実施設計に当たったところ建築費が上がった関係で、このような計上をさせていただきます。

○1 番（新山直樹君）

はい、わかりました。

続きまして、26 目にいきます。

「町イチ！村イチ！」、このイベントが今月の2日、3日に行われたと思うんですけれども、そのときの内容ともしよろしければ教えてください。

○企画振興課長（元栄吉治君）

「町イチ！村イチ！2017」ということで、12月2日、3日、東京の有楽町駅近くの東京国際フォーラムというところで実施しております。

全国に927の町と村がありますけれども、今回は341の町と村が参加いたしました。

イベントの内容といたしましては、特産品の展示販売であったり郷土芸能の発表、もしくは郷土伝統工芸の体験とか、あとゆるキャラによる町、村のPRとか、それから町村食堂ということで、それぞれの特産品のグルメの提供という形で行っております。

このイベントは2年に1回、全国町村会主催のイベントでございまして、今回で第4回目ということで、知名町といたしましては第1回目から参加しております。

費用につきましては、鹿児島県町村会から70万円助成をいただいておりますので、町の持ち出しは少ないということで、4回参加しているという状況でございます。

○1 番（新山直樹君）

わかりました。

○議長（名間武忠君）

続けます。

○ 7 番（大藏哲治君）

質問が重なりますけれども、もう一度、徳時字の防災の 6 0 0 万円の増額の理由をもう一回お願いします。

○総務課長（瀬島徳幸君）

これは 2 9 年度事業であります。申請時に当たりましてはその時々と同じようなところの建築単価というのでまずは建築費用を算定しているところでございます。その後、実施設計の入札を行いまして、新たにしっかりした設計単価額を出して、その中で足りないところがありましたので、このような形で 6 5 0 万円余り新たに追加で計上した次第でございます。

○ 7 番（大藏哲治君）

当初より設備というか、倉庫が広がったとかいう事情じゃないような答弁でありましたけれども、約 3 割以上の増額で、当初予算とは 3 割違うわけで、その見積もりがすごく甘いと思うんです。それだけ、当初予算で組んでおかなければならないものがこれだけ大きな額を計上するということはちょっとあり得ないと思うんです。どこでどういうふうに単価を拾って見積もりを出しているかわからないんですけれども、こういう 3 割を超える計上はちょっとおかしいと思いますので、来年度からしっかり当初から見積もりというか、お願いして、もう一回返事をお願いします。

○総務課長（瀬島徳幸君）

今後については、大藏議員がおっしゃるとおり、確かな見積もりをもとに計上していきたいと思っております。

以上でございます。

○ 8 番（中野賢一君）

今の質問なんですけれども、やはりこれだけの金額が変わると、単価的な問題じゃなくて、例えば消防に何か抜けていたとか、そういう追加工事とか入っていないんですか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

大きな追加工事等は入っておりません。

ただ、最初備蓄倉庫兼車庫という形でしたので、詰所をどのような形にするかということでありまして、その点の若干の設計に上乘せとかそういうのが発生しております。

○ 8 番（中野賢一君）

今、課長話されるように、建築の場合、法が時々追加で変わってくるものですか

ら、その関係で消防法でまたどうしても、例えばスプリンクラーを入れないといか
んとかいう状況になると、そういう追加工事が出てくると、こういう大きい追加工
事が出てくると思うんです。

じゃ、わかりました。

○議長（名間武忠君）

続けます。

○2番（外山利章君）

今の23番になるわけですがけれども、説明の金額についてはわかったんですけれ
ども、地域の方々からあの地域にAEDがないということで、ぜひAEDの設置も
この備蓄倉庫の利用と一緒にできないかということの要望をいただいた件もありま
すが、いかがでしょうか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

その件に関しては、また消防団関係、いろいろ幹部会とかまたそういうところで
も相談を上げて、その中で検討していきたいと思っておりますので、いましばらく
お待ちください。

○2番（外山利章君）

徳時、大徳地域は高齢の方も多いので、ぜひそういう設備の充実もよろしく
お願いいたします。

以上です。

○議長（名間武忠君）

11ページ。

○9番（今井吉男君）

2款の総務費の中、2目の文書広報費が85万円計上されておまして、説明書
を見ますと、文書広報費は広報ちな、行幸啓特別紙発行のための印刷製本費とあり
ますが、この12月号の広報ちなのことですか。これとは別。

○企画振興課長（元栄吉治君）

今回の行幸啓に伴いまして、広報ちなとは別に特別号ということで、今作業を進
めているところです。

写真を中心とした行幸啓の、写真集ではありませんけれども、特別号というこ
とで、年内にできれば全戸配布という形で今作業を進めているところです。

○9番（今井吉男君）

これしかなく、ほかに見たことないものですから。わかりました。

関連で、このたび天皇皇后両陛下が本町に来られて、大変名誉なことではござい

ます。

先ほど総括で、町長が本町の経済効果約2億円と言われましたけれども、両陛下のご来町に備えてフローラルホテルとか道路改修工事を行っておりますが、その総額は幾らぐらいになりますか。

○町長（平安正盛君）

私ども決定の段階から、行政報告でも申し上げたとおり、県並びに県警本部等々で細かく迎えるに当たっての打ち合せをして、今ご指摘のように、例えばホテルの改修の関係、それから花づくりの関係等々ありますが、とりあえず今回、ホテルの関係では、ホテルの改修が1, 592万4, 000円、これは改修関係であります。あと備品関係で412万4, 000円。これは概数ですので。その他周辺整備で46万3, 000円、花関係とプランター等々、それから提灯の購入、それから日の丸小旗の購入等々入れて、全体で約、私どもが執行したので2, 346万円ぐらいかかっています。

その財源等については、現在今度来週鹿児島に上りますので、その際に関係市町村財政課、あるいは県知事等の訪問をしますけれども、その際に財源充当の要請をいたしたいと。かねがねお話しはしていますけれども、おおむね特交で手当てをするというふうに今検討、折衝中です。

○9番（今井吉男君）

先ほどの2億円プラスまたこの、1, 000万円ぐらい、総額で。

〔「2, 300」と呼ぶ者あり〕

○9番（今井吉男君）

2, 300万円ということで、経済効果もかなりあったようでございます。地元の業者も大変これで潤ったんじゃないかと、商店街を含めて。

それで、関連しますけれども、10月ごろですが、両陛下がご来町されるということで、企画振興課長に、田皆岬にある天皇陛下の弟さんで常陸宮殿下のご来町記念ソテツが植栽されておりますが、枯れておりまして、もし向こうを訪問されるのであれば植えかえたほうがいいんじゃないかという提案をしましたが、今度のご訪問先から、コースから外れているのでそのままにしてあるんですけれども、もう1カ月過ぎてもまだそのままになっていますが、見苦しいんですね。見たことがありますか、課長。看板だけは立派な看板がまだ残っていますけれども、そのソテツ自体がもう枯れてみっともないので、植えかえをするか看板を撤去するか、どちらかしたほうがいいと思います。そのままにしますと、来年以降の正月の帰省の、1回見ましたか、課長、ソテツの状態。どうですか。

○企画振興課長（元栄吉治君）

私も現場へ行って見ましたけれども、実際枯れていました。除草剤をまいたのか、どういう状況かちょっとわからないんですけれども、まわりの草は全部枯れていまして、ソテツまで影響があったのかどうかわかりませんが、あのままの状態ではやっぱり今議員がおっしゃったように景観上もよくないので、植えかえるかも含めて検討というか、考えてみたいと思います。

○9番（今井吉男君）

はい、結構です。

○議長（名間武忠君）

続けます。

12ページ。

○3番（根釜昭一郎君）

同じくこの広報費関連なんですけれども、聞くとところによると、隣町のほうではテレビがある関係で、映像での記録も残されていたようですけれども、本町では映像での何らかの記録等が残っていないのでしょうか。

○企画振興課長（元栄吉治君）

先ほどの広報ちなの特別号に合わせまして、今DVDも制作しております。

県に確認しましたところ、販売はだめだという回答を得ていますので、本数は少ないですけれども、関係機関にDVDを配付したいと考えております。

これも年内に作業を終える目標を立てて、今順次編集作業を進めているところでございます。

○3番（根釜昭一郎君）

島外の本島出身の方からも、隣町でDVDを発行されているようなので、そちらのほうからの記録は、おおむね多分隣町の方々が多く写っているんだろうと思うんですけれども、自分も確認はしていないので。

ただ、本町出身の方々から本町の分はないのかと、そういう声が届いているということを念頭に置いて、今後何かある場合には、これからの時代ですので、映像での記録のほうもよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（名間武忠君）

ほかによろしいですか。

12ページまで。

13ページ。

14ページ。

○ 1 2 番（平 秀徳君）

台風 2 1 号、2 2 号の被害状況について把握できていますか。

○農林課長（上村隆一郎君）

農業関係でいきますと、やはり一番大きかったのがサトウキビでございます。

2 1 号、2 2 号の通過によりまして、海岸付近の潮風害等を含めて、おおよそですけれども、七、八%の被害と把握をしているところでございます。

○ 1 2 番（平 秀徳君）

園芸施設のハウス関係についての被害は調査されておりませんか。

○農林課長（上村隆一郎君）

通常台風通過後、我々も農業施設ですとか農作物含めて被害調査に回っておりますけれども、今回の 2 つの台風による園芸施設関係の被害の把握はしていないところでございます。

○ 1 2 番（平 秀徳君）

把握されていないということは、私個人だけかなと思いますけれども、私もハウス施設が一部損壊、被覆施設が、被覆されている寒冷紗とかそういうのを数枚破られて共済の対象になりましたけれども、そういったものの調査あたりは町を通じて、どこがもとになってやっているんですか。区長さんですか。そういった被害があったものですから。

○農林課長（上村隆一郎君）

被害調査につきましては、我々の役場ですとか、それから農協、県の農業普及課含めて関係機関で農業関係の被害調査を行っているところです。

各作物ごとですとか施設については、また各作物に応じて役場の、例えば野菜担当ですとか、それから農協の営農販売課ですとかといった、作物に応じた班編成をして調査を行っているところでございます。

○議長（名間武忠君）

続けます。

1 5 ページ。

よろしいですか。1 4、1 5 ページまで。

○ 5 番（西 文男君）

1 3 ページ、いいですか。

民生費の障害児施設給付の補正額 2, 0 0 0 万円ちょっとあるんですけれども、ちょっと具体的に教えてもらっていいですか。

○子育て支援課長（村山裕一郎君）

利用者数が平成２７年度以降大幅に増加しておりまして、平成２０年度以降も増加傾向が続いています。

発達障害の存在が広く知られることによって、早期に気づくことができることにより、支援を必要とする子供の児童がふえたことで増額といたしております。

○５番（西 文男君）

ぜひそういう形で、今言ったように、幼少のころは治るのが早いというふうに聞いておりますので、そういう形で進めていただければと思います。

以上です。

○議長（名間武忠君）

１５ページ。

１６ページ。

１７ページ。

１８ページ。

○１２番（平 秀徳君）

道路関係ですけれども、上平川大山線、洗掘箇所が２カ所ぐらいありますけれども、それ把握できていますか。

○建設課長（高風勝一郎君）

現場のほう、再度ご指導いただいて現場確認して対処したいと思っております。

○１２番（平 秀徳君）

１カ所がこの集落からちょっと上に登ったところ、もう一カ所はハチマキ線から上のほうの上水道のタンクのこの坂のあたりです。以前にもここは補修をやってあり、レミファルトで補修をやったんですけれども、そこのほうがかなりまた洗掘されていますので、そこを早急な対応と、それからもう一カ所は、ハチマキ線、久志検大山線から北の約５０メートル、そこの箇所に、１カ所はガードレールがついて、もう一カ所はガードレールがなく、２０メートルぐらいの低い圃場があるんですが、この圃場に２回ほどトラクター、あるいはまた車両等が転落しているということで、地元からここのガードレールの設置をできないかという要望がありますけれども、同じ箇所に２回ほどそういった転落事故があったようです。

その箇所を確認して、ぜひガードレールの設置を要望いたします。

○建設課長（高風勝一郎君）

そちらのハチマキ線、それから久志検高校線へのガードレールの件も、現地確認をして対処したいと思っております。

○１２番（平 秀徳君）

この洗掘箇所というのは、上水道のタンクの近くだけれども、かなり急な勾配になっておって、そこに全面的にこの勾配、坂の分だけは全面この舗装ができないかね。一部補修してもすぐまた洗掘されてしまうんです。今は非常に通行に支障を来しておりますので、早急な対応を要請いたします。

○議長（名間武忠君）

19ページ。

○3番（根釜昭一郎君）

すみません、17ページの5款の17目なんですけれども、多面的機能支払交付金事業のほうなんですけれども、本町のほうも各支部といいますか各団体といいますか、各字のときには、維持活動の経費分はおりていなかったと思うんですけれども、一本化することによって通年よりも多くの施設維持の経費のほうが、今年度よりおりているかと思うんですけれども、現在の活動の状況のほうを教えてください、耕地課長。

○耕地課長（窪田政英君）

昨年11月1日に知名町広域協定ということで、従来20組織で活動してまいりましたこの水土里サークル活動ですが、一本化することによって協定面積、特に山田地区であったりハチマキ線の上の各組織に従来組み込まれていなかった農地、農道について、増加した分が交付金として、ちょっと今資料が手元にないものですから、おおむね600万円、700万円ぐらいの交付金の増につながっているというふうになっております。

また、これは改めてまた後で正式な数値はお伝えしたいと思いますけれども、広域化によっての協定面積の増に伴う増はあります。

○3番（根釜昭一郎君）

その増加した分での本年度の具体的な活動のほうは始まっていますでしょうか、これからでしょうか。

○耕地課長（窪田政英君）

運営委員会の中で、年間の、もちろんそれぞれ今20集落、従来の活動組織の活動計画等々はそれぞれの集落で計画を立てていただいて、予算配分についても従来の予算の基準に照らして配分をしているところです。

なお、長寿命化につきましても、この広域協定を結んだことによって全集落が一応対象ということになります、これについては従前から活動していた4集落の分は確保した上で、残った分については16集落で、運営委員会の中で協議して、その予算の執行については決定しているところです。

○ 3 番（根釜昭一郎君）

すみません、その新しく執行しているのがどういった内容かというのをお願いしているんですが。現在の状況を。

○ 耕地課長（窪田政英君）

活動の内容自体は共同活動、向上活動、そして長寿命化ということで、従来の活動を継続しているという形をお願いしているところです。

○ 3 番（根釜昭一郎君）

また後でどこをどうというのを。

○ 耕地課長（窪田政英君）

いいですか、すみません。

○ 議長（名間武忠君）

続けます。

19 ページ、20 ページ。

○ 2 番（外山利章君）

住宅費ということで、町営の住宅についてお伺いいたします。

2 点ありますが、まず 1 点は町営住宅についてですが、町営住宅に入った際、自分が認識をした際はふすま等がまだ破れた状態に入ったんですが、係の方がかわったところ、退去時にそれを全部改修して出てくださいということで、ほかの方が退去されたときに伺うと 10 万ほどかかったとか話を伺いました。

係がかわるということで、そのような費用の自分で支払い分が変わるということがあるのでしょうか。

○ 建設課長（高風勝一郎君）

まず、入っていただいたときに敷金をいただいておりますが、入っていただく月の 3 カ月分、基本的な考えでいただいております。

今までは退去するときに、その中で補修等を行って退去していただいていたんですが、すけれども、実質は敷金だけでは賄い切れないというのが実情です。

それと、県内の敷金のあり方というか、を調べてみましたら、基本的には出られるときには、その敷金はそのままお返ししていると。ただし、退去するときに補修の場合は、こちらのほうから業者等を紹介いたして補修をしていただいて退去していただくというふうな方法を、昨年から取り入れて、方法をその形で入居、退去される方々には説明をしてきております。

なので、担当者がかわったということではなくて、そのような敷金の考え方というか、退去の仕方の考え方について、そのような方針を改めたということです。

○ 2 番（外山利章君）

そういう方針返還というのも、入るときにちゃんと契約書において確認をされているかというのと、また退去する際に退去される方に対して、しっかりとそういう方針が変わったということの説明をしていただかないと、不公平感が出ると思いますので、その点については要請で終わります。

もう一点、若者定住住宅の家賃についてですが、以前課長のほうにお話に行きましたが、若者定住者住宅、ほかの住宅に比べて一軒家ということもあってか、若干家賃が高いようにありますが、その理由は。

○建設課長（高風勝一郎君）

申しわけございません、その平成 8 年、9 年に建設をいたして、そのときの内規の中で 3 万 5, 0 0 0 円という金額で来ておりまして、その根拠というか、というふうについてはちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○ 2 番（外山利章君）

若者定住ということですから、やはり地域に定住していただきたいということで、ほかの住宅とできれば同じような形でというのはあるんですけども、それともう一点、小学校に入学している児童がいて 4, 0 0 0 円家賃助成というか、減免という形になるのですが、若者定住という観点から考えれば、小学生とは限らずに、乳幼児であってもそこは定住、そのままそこで住み続けていただければ小学校校区の生徒の維持にもつながりますし、その点からいうと、小学校だけと限らず中学生までと幅を広げれば、地域にそれだけ若者がいるということにもつながると思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○建設課長（高風勝一郎君）

まず、この若者定住住宅というのが知名町独自で進めてきたものでありまして、当初その内規では小学生 1 人に対しては 4, 0 0 0 円というふうなことで、議員がおっしゃるように、今後考え方を広げて、幼児等も含めて対応できないかということとはまたこちらのほうも検討してまいりたいと思っております。

ただ、その 3 万 5, 0 0 0 円の根拠のいきさつも含めてでないと、子供さんが多ければ多いほどふさわしいということで若者定住の住宅を建設して 3 万 5, 0 0 0 円という金額を設定したと思いますので、そのあたりまた検討させていただきたいと思います。

○ 2 番（外山利章君）

今前向きな回答をいただきましたので、ぜひ検討していただいて、子育て支援の対策につなげていただきたいと思います。

以上です。

○議長（名間武忠君）

21ページ。

22ページ。

○8番（中野賢一君）

9番の教育費の6、学校給食センター事業の地質調査費が310万円上がっております。これは地質調査の結果は、例えば支持くいが必要になったのか、それとも支持くいが必要であれば、大体どのぐらいの長さの支持くいが必要なのか、おわかりでしたらお願いします。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長兼学校給食センター所長（迫田昭三君）

当初10メートルずつ3カ所の予定で地質調査を行いました。10メートルのところで支持基盤がなかったということで、さらに1カ所ふやして4カ所にして79メートルと、4カ所で79メートルということで計上させていただいているんですが、内容を申し上げますと、ナンバー1からナンバー4までございますが、ナンバー1が、支持層になる地盤がなかったということで、25メートルで掘りどめ、ナンバー2が、支持層になり得る地盤は80メートル付近でありましたけれども、16メートル超えたあたりから軟弱な地盤になっていると。それから、ナンバー3が支持層になり得る地盤が18メートル付近で見つかったと。ナンバー4が、支持層になる地盤が10メートル付近で見つかったということで、今後、今実施設計進めておりますが、その中で基礎を設計するときに地盤をしっかりと調べないと算出ができないということで、増額を計上させていただいております。

○8番（中野賢一君）

どうして支持くいの長さを聞いたかと申しますと、くいは余り短いと効果がないんです、これがぐらぐら揺れる関係で、支持はやっぱり大体ほとんど5メートル以上支持くいがないとその効果を発揮しないものですから、支持くいについてちょっとお尋ねしました。ありがとうございます。

○議長（名間武忠君）

22ページまで、よろしいですか。

○1番（新山直樹君）

すみません、ちょっと21ページに戻ります。

かごしま国体準備費とありますが、説明を見ますと、山の管理等を改修工事してということなんですが、あっちはパワーリフティング専用の練習場ということでしょうか。

○教育委員会事務局次長兼生涯学習課長兼中央公民館長兼図書館長（榮 照和君）
パワーリフティングの国体に向けての専用練習場にしたいと考えております。

○1番（新山直樹君）

来年度大島地区大会が7月に開催されますけれども、本町におきましては、10年ぶりに知名町でバレーボール競技が開催されます。多分メイン会場が町民体育館になると思いますが、この前ちょっと体育館を見たところ、やっぱり床の剥離とか、今ガムテープで押さえているところとかがありますので、やはり選手を迎える以上はいい環境で試合をさせてあげないと、それぞれのチームもそれだけ練習してくるので、そこら辺の改修工事とか等も今後は視野に入れてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○教育委員会事務局次長兼生涯学習課長兼中央公民館長兼図書館長（榮 照和君）

財政と調整を行いながら、必要である箇所は修繕等を行いますので、大会はちゃんとできてほかの市町村に恥をかかない程度というか、財政と調整していきます。

○1番（新山直樹君）

体協長でもあります副町長、いかがでしょうか。

○副町長（榊 憲次君）

今課長が申し上げたとおり、改修工事を大島地区大会に向けて、バレーボールということですので、町民体育館は生涯学習課のほうで必要経費を見積もって計上するものと思っています。

○5番（西 文男君）

国体に向けての強化費についてなんですけれども、どれぐらい1年間考えていますか。

○教育委員会事務局次長兼生涯学習課長兼中央公民館長兼図書館長（榮 照和君）

強化費については必要なんですけれども、まだ人口がそう多くないので、これから人口をふやしたり、国体に向けて知名町から一人でも多くの選手が出られるように考えておりますので、先駆者の森田さんとか木脇さんとかと協議しながら今後やっていきます。

今回は強化費については、当初予算の話なんですけれども、特に強化費に関しては設定していませんけれども、協議しながら補正なりに提案していきたいと思います。

○5番（西 文男君）

ぜひ、やはりお二方今名前が出た方はアジアのチャンピオンまでなっておりますので、その後継者を育てる意味でも、やはり予算計上をしっかりとて育成をし、ぜひ

ひ知名町開催のかごしま国体で全日本チャンピオンを出せるような万全の体制をとっていただきたいと思いますので、予算についてはしっかり組みたてて、また町民が納得できるような形で予算設計、計上していただければと思います。

○教育委員会事務局次長兼生涯学習課長兼中央公民館長兼図書館長（榮 照和君）

国体に向けては、予算も競技人口も含めて万全の体制をとっていきたいと思います。

以上です。

○議長（名間武忠君）

これで事項別明細書による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（名間武忠君）

討論なしと認めます。

これから議案第５１号、平成２９年度知名町一般会計補正予算（第５号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（名間武忠君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第５１号、平成２９年度知名町一般会計補正予算（第５号）は原案のとおり可決されました。

しばらくお待ちください。席の入れかえを行います。

町長のほうから了解を得たいと思います。

○町長（平安正盛君）

普通会計に入りましたので、普通でしたら総務課長が出席しないといかんですけれども、昨日申し上げたとおり、きょう３時まで会計検査の総まとめが入っていますので、そこに呼び出しが入っていますので、総務課長を席を外させてください。

あと、もし関連があったらメモして後ほど回答するということで、ご了承ください。

△日程第６ 議案第５２号 平成２９年度知名町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

○議長（名間武忠君）

続けます。

日程第6、議案第52号、平成29年度知名町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第52号は、平成29年度知名町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に関する案件でございます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ270万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億4,974万円と定めました。

主な内容では、歳入では県支出金、前期高齢者交付金、繰入金を増額計上し、国庫支出金、療養給付費交付金を減額計上しました。歳出については、保険給付費を増額計上いたしております。

詳細については、お手元の予算説明書をごらんください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（名間武忠君）

これから総括的質疑を行います。

第1表、歳入歳出予算補正、1ページ。

2ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（名間武忠君）

これで総括的質疑を終わり、次に事項別明細書による質疑を行います。

歳入、5ページ。

歳出、6ページ。

7ページ。

8ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（名間武忠君）

これで事項別明細書による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（名間武忠君）

討論なしと認めます。

これから議案第５２号、平成２９年度知名町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（名間武忠君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第５２号、平成２９年度知名町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）は原案のとおり可決されました。

△日程第７ 議案第５３号 平成２９年度知名町介護保険特別会計補正予算（第２号）

○議長（名間武忠君）

日程第７、議案第５３号、平成２９年度知名町介護保険特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第５３号は、平成２９年度知名町介護保険特別会計補正予算（第２号）に関する案件でございます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ１５万５，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ８億３，７４６万１，０００円と定めました。

主な補正の内容は、歳入では地域密着型サービス事業所の指定及び更新事務に係る手数料を新規計上しました。また、事業所情報の管理を行うため、介護事業所台帳管理システムの導入に係る国庫補助金の増額と同事業に係る繰入金を増額計上しました。

歳出については、介護事業所台帳管理システム導入に係る経費として、総務費の一般管理費を増額計上し、また、保険給付費の見込みにより、それぞれのサービス給付費の増減を行い、それに伴う項、目間の組みかえ並びに財源の充当がえを行っております。

詳細については、お手元の予算説明書をごらんください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（名間武忠君）

これから総括的質疑を行います。

第1表、歳入歳出予算補正、1ページ。

○3番（根釜昭一郎君）

総括的なんですけれども、本町での要支援、介護1から5までの大体の、おおよその人数とかは把握されていますでしょうか。変わるんで、どこかで切った数字でよろしいかと思うんですけれども。

○保健福祉課長（安田廣一郎君）

手元にちょっと資料がございませんので、後もって報告いたします。

○3番（根釜昭一郎君）

後で資料をもらえるということなんですけれども、その際にできればいろいろな介護サービスをしていく中で、本町で介護度のほうが回復傾向にあるですとか維持状態であるとか、年齢は重ねていきますので、だんだん介護度、介護3、4、5がふえていく傾向にあるとか、そういう傾向、後で資料のほうでお願いしたいと思います。

○議長（名間武忠君）

続けます。

2ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（名間武忠君）

これで総括的質疑を終わり、次に事項別明細書による質疑を行います。

歳入、5ページ。

歳出、6ページ。

7ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（名間武忠君）

これで事項別明細書による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（名間武忠君）

討論なしと認めます。

これから議案第53号、平成29年度知名町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（名間武忠君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第53号、平成29年度知名町介護保険特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

△日程第8 議案第54号 平成29年度知名町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（名間武忠君）

日程第8、議案第54号、平成29年度知名町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第54号は、平成29年度知名町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）に関する案件でございます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4万5,000円を追加し、歳入歳出の予算総額をそれぞれ7,965万円と定めました。

主な補正内容は、歳入歳出ともに保険料還付金を増額計上いたしました。

詳細については、お手元の予算説明書をごらんください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（名間武忠君）

これから総括的質疑を行います。

第1表、歳入歳出予算補正、1ページ。

2ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（名間武忠君）

これで総括的質疑を終わり、次に事項別明細書による質疑を行います。

歳入、5ページ。

6ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（名間武忠君）

これで事項別明細書による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（名間武忠君）

討論なしと認めます。

これから議案第５４号、平成２９年度知名町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（名間武忠君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第５４号、平成２９年度知名町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）は原案のとおり可決されました。

しばらくお待ちください。席を入れかわります。

△日程第９ 議案第５５号 平成２９年度知名町奨学資金特別会計補正予算（第１号）

○議長（名間武忠君）

日程第９、議案第５５号、平成２９年度知名町奨学資金特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第５５号は、平成２９年度知名町奨学資金特別会計補正予算（第１号）に関する案件でございます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ１９５万１，０００円を追加し、歳入歳出の予算額をそれぞれ２，３４２万１，０００円と定めました。

主な補正内容は、歳入については、前年度繰越金９，０００円を減額計上し、繰上償還に伴う貸付金元金収入を１９６万円増額計上しました。

歳出については、一般管理費９，０００円減額し、基金積立金を１９６万円増額計上であります。

詳細については、お手元の予算説明書をごらんください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（名間武忠君）

これから総括的質疑を行います。

第1表、歳入歳出予算補正、1ページ。

○5番（西 文男君）

ちょっと教えてください。現在奨学資金を借り入れている方、高校、大学と分かれていたらそこで教えてもらってもいいですか。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長兼学校給食センター所長（迫田昭三君）

29年度の貸し付け関係ですけれども、継続者、大学、専門学校で15名、継続分の高校が1名、継続分の特別が1名、新規の高校が2名、新規の大学と専門学校が4名、計23名です。

○5番（西 文男君）

最初に言えばよかった、金額までお願いしたいと思います。

それと、給付型はないですね、今現在。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長兼学校給食センター所長（迫田昭三君）

金額は合計でよろしいですか、それぞれですか。

○5番（西 文男君）

いや、合計でいいですよ。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長兼学校給食センター所長（迫田昭三君）

23名で1,044万円で、給付型は以前から申し上げているとおり、基金残高も少ないので、給付型になってしまうといずれ枯渇してしまうということで、新たな財源があれば可能かと思いますが、現在のところは給付型なしというところ です。

○5番（西 文男君）

はい、わかりました。

以上です。

○議長（名間武忠君）

よろしいですか。

2ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（名間武忠君）

これで総括的質疑を終わり、次に事項別明細書による質疑を行います。

歳入、5 ページ。

歳出、6 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（名間武忠君）

これで事項別明細書による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（名間武忠君）

討論なしと認めます。

これから議案第 55 号、平成 29 年度知名町奨学資金特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（名間武忠君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 55 号、平成 29 年度知名町奨学資金特別会計補正予算（第 1 号）は原案のとおり可決されました。

しばらくお待ちください。席の入れかえを行います。

△日程第 10 議案第 56 号 平成 29 年度知名町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（名間武忠君）

日程第 10、議案第 56 号、平成 29 年度知名町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第 56 号は、平成 29 年度知名町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）に関する案件でございます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 276 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 1 億 2,893 万 3,000 円と定めました。

主な補正内容は、歳入では、繰越金の確定及び人件費の減等により、一般会計繰

入金を減額計上し、繰越金は平成２８年度決算の確定に伴い増額計上いたしました。

歳出では、総務費の一般管理費で、職員の給与等の減により減額、環境センター維持管理費は、汚水処理機器の稼働率上昇に伴い光熱水費を増額計上し、公債費では、今後の償還見込みにより、償還元金を増額いたしました。

詳細につきましては、お手元の予算説明書をごらんください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（名間武忠君）

これから総括的質疑を行います。

第１表、歳入歳出予算補正、１ページ。

２ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（名間武忠君）

これで総括的質疑を終わり、次に事項別明細書による質疑を行います。

歳入、５ページ。

歳出、６ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（名間武忠君）

これで事項別明細書による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（名間武忠君）

討論なしと認めます。

これから議案第５６号、平成２９年度知名町下水道事業特別会計補正予算（第１号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（名間武忠君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第５６号、平成２９年度知名町下水道事業特別会計補正予算（第１号）は原案のとおり可決されました。

しばらくお待ちください。

△日程第 1 1 議案第 5 7 号 平成 2 9 年度知名町農業集落排水事業
特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（名間武忠君）

日程第 1 1、議案第 5 7 号、平成 2 9 年度知名町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第 5 7 号は、平成 2 9 年度知名町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）に関する案件でございます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 4 9 4 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 7, 8 9 4 万 6, 0 0 0 円と決めました。

主な補正内容は、歳入について、新規加入戸数の減少により農業集落排水事業加入金を減額計上し、一般会計繰入金を増額計上しました。

また、歳出については、平成 2 8 年度事業実績により消費税納付金を増額計上し、環境センター維持管理費（下平川地区）を事業の進捗等に合わせ増額計上しました。

詳細については、お手元の予算説明書をごらんください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（名間武忠君）

これから総括的質疑を行います。

第 1 表、歳入歳出予算補正、1 ページ。

2 ページ。

第 2 表、地方債補正、3 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（名間武忠君）

これで総括的質疑を終わり、次に事項別明細書による質疑を行います。

歳入、6 ページ。

○2 番（外山利章君）

1 目の農業集落排水事業加入金についてお伺いいたします。

補正では、下平川地区加入金と住吉地区加入金が減額という形になっておりますが、それ以外を引いて 3 5 0 万円ということで今入っているわけですが、各地区の今年度の新規の加入状況というのはどうなっているのでしょうか。

○耕地課長（窪田政英君）

田皆地区が2戸、下平川地区7戸、住吉地区4戸、計13戸となっています。

○2番（外山利章君）

今それぞれの地区のを答えていただきましたが、議員と語る会において、なかなか住吉地区のほうが入金が伸びないということで、住吉地区で議員と語る会があったときに話がありましたが、その加入金のほうが高くてなかなか一括では払えないという話がありました。けれども、そのときは新山議員がいらっしゃいましたので、そこは分割で支払いができますよということで回答いただきましたが、やはりまだそういう形の支払い方法についての周知というのがなされていない部分があると思いますので、できればそういう加入率が悪いところは、区長さんと協力してまた説明会をまた開くなど再度して、加入率の向上に努めていただくことを要請いたします。

○議長（名間武忠君）

歳出、7ページ。

○8番（中野賢一君）

今の外山議員と重複しますが、この加入金、下平川、住吉、5ずつ減になっておりますけれども、当初見込みとしてはどれぐらい見られていたんですか。

○耕地課長（窪田政英君）

当初全体で20戸の加入を計画しておりました。

○8番（中野賢一君）

ありがとうございます。わかりました。

○議長（名間武忠君）

続けます。

7ページ、歳出。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（名間武忠君）

これで事項別明細書による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（名間武忠君）

討論なしと認めます。

これから議案第57号、平成29年度知名町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（名間武忠君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第５７号、平成２９年度知名町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）は原案のとおり可決されました。

△日程第１２ 議案第５８号 平成２９年度知名町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第１号）

○議長（名間武忠君）

日程第１２、議案第５８号、平成２９年度知名町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第５８号は、平成２９年度知名町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第１号）に関する案件でございます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ５１万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ２，３５１万円と定めました。

主な補正の内容として、歳入については、一般会計繰入金を２３万６，０００円減額し、平成２８年度決算の確定により繰越金を７４万７，０００円増額計上しました。

歳出については、浄化槽維持管理費において、施設修繕料を３８万円増額計上し、平成２８年度事業実績により消費税納付金を１３万円増額計上しました。

詳細については、お手元の予算説明書をごらんください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（名間武忠君）

これから総括的質疑を行います。

第１表、歳入歳出予算補正、１ページ。

２ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（名間武忠君）

これで総括的質疑を終わり、次に事項別明細書による質疑を行います。

歳入、5 ページ。

歳出、6 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（名間武忠君）

これで事項別明細書による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（名間武忠君）

討論なしと認めます。

これから議案第58号、平成29年度知名町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（名間武忠君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第58号、平成29年度知名町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

△日程第13 議案第59号 平成29年度知名町土地改良事業換地
清算特別会計補正予算（第1号）

○議長（名間武忠君）

日程第13、議案第59号、平成29年度知名町土地改良事業換地清算特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第59号は、平成29年度知名町土地改良事業換地清算特別会計補正予算（第1号）に関する案件でございます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,235万9,000円追加し、歳入歳出予算の総額を1億273万9,000円と決めました。

主な補正内容は、歳入については、第三知名東部地区の清算金の確定及び平成28年度繰越額の確定に伴い増額計上いたしました。

歳出では、歳入同様、未払い清算金の確定及び第三知名東部地区の清算金の確定に伴い増額計上しました。

詳細については、お手元の予算説明書をごらんください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（名間武忠君）

これから総括的質疑を行います。

第1表、歳入歳出予算補正、1ページ。

2ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（名間武忠君）

これで総括的質疑を終わり、次に事項別明細書による質疑を行います。

歳入、5ページ。

歳出、6ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（名間武忠君）

これで事項別明細書による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（名間武忠君）

討論なしと認めます。

これから議案第59号、平成29年度知名町土地改良事業換地清算特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（名間武忠君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第59号、平成29年度知名町土地改良事業換地清算特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

しばらくお待ちください。

△日程第14 議案第60号 平成29年度知名町水道事業会計補正
予算（第1号）

○議長（名間武忠君）

日程第14、議案第60号、平成29年度知名町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第60号は、平成29年度知名町水道事業会計補正予算（第1号）に関する案件でございます。

今回の補正は、収益的収入及び支出及び資本的支出についての補正であります。

収益的収入及び支出については、営業収益を112万9,000円増額計上し、営業費用66万円増額計上しました。

資本的支出につきましては、建設改良費を80万円増額計上しました。

詳細については、お手元の予算説明書をごらんください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（名間武忠君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（名間武忠君）

これで総括的質疑を終わり、次にページごとによる質疑を行います。

補正予算、1ページ。

実施計画書、2ページ。

見積基礎、3ページ。

○11番（奥山直武君）

3ページの路面復旧費50万円組んでありますけれども、今我が集落も隣の集落も、工事の後のむき出しになっておるけれども、砂利が、あれは年内に復旧できるんですか。

○水道課長（山田 悟君）

小規模の漏水修理の後は、その都度補修をやっていくようにやっています。

また、今回住吉のほうで大規模な修繕があったものですから、面の大きいところについては一応舗装専門業者のほうでお願いやっています。

○11番（奥山直武君）

我が芦清良地区では広範囲に試し掘りみたいな器具の修理の跡がただいっぱいありますけれども、それもできるということですね、年内。

○水道課長（山田 悟君）

場所によっては、県道、町道とかになった場合は仮舗装をやっていて、県とかの指示もあるものですから、その後本舗装をお願いはやっているんですが、なかなか小規模の部分だけすることはできないということで、あと舗装業者のほうの仕事の進みぐあいとか、また業者がアスファルトをたいたときに一斉に済ますようにやっています。

○議長（名間武忠君）

続けます。

4 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（名間武忠君）

これでページごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（名間武忠君）

討論なしと認めます。

これから議案第 60 号、平成 29 年度知名町水道事業会計補正予算（第 1 号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（名間武忠君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 60 号、平成 29 年度知名町水道事業会計補正予算（第 1 号）は原案のとおり可決されました。

しばらくお待ちください。

△日程第 15 議案第 61 号 字の区域変更について

○議長（名間武忠君）

日程第 15、議案第 61 号、字の区域変更についてを議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第61号は、字の区域変更についての案件でございます。

県営畑地帯総合整備事業第一西原地区の区画整理及び換地処分に伴い、従前地と換地後の地形が異なるため、字の区域変更について地方自治法第260条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

県営畑地帯総合整備事業第一西原地区は、平成20年度から事業を開始し、昨年度事業完了した地区であり、最終の登記までに土地改良法による換地計画、換地処分手続等の事務処理を行い、権利者会議を1月下旬、法務局への登記については平成30年4月から5月ごろを予定しております。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（名間武忠君）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（名間武忠君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（名間武忠君）

討論なしと認めます。

これから議案第61号、字の区域変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（名間武忠君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第61号、字の区域変更については可決されました。

しばらく休憩をいたします。次の会議は2時40分から再開いたします。

休 憩 午後 2時32分

再 開 午後 2時40分

○議長（名間武忠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第 16 陳情第 2 号 「全国森林環境税の創設に関する意見書
採択」に関する陳情について

○議長（名間武忠君）

日程第 16、陳情第 2 号、「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情についてを議題といたします。

経済建設委員長の報告を求めます。

○6 番（宗村 勝君）

平成 29 年 12 月 14 日。

知名町議会議長、名間武忠殿。

経済建設常任委員会委員長、宗村 勝。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

事件番号、陳情第 2 号、「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について、審査の結果、採択としました。

以上です。

○議長（名間武忠君）

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（名間武忠君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（名間武忠君）

討論なしと認めます。

これから陳情第 2 号、「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情についてを採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。

この陳情は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（名間武忠君）

異議なしと認めます。

したがって、陳情第２号、「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情については採択とすることに決定しました。

△日程第１７ 陳情第５号 特性マップ公表に伴うNUMOによる
「核のゴミ最終処分場」に関する貴自治
体での説明会の拒否を求める陳情につ
いて

○議長（名間武忠君）

日程第１７、陳情第５号、特性マップ公表に伴うNUMOによる「核のゴミ最終処分場」に関する貴自治体での説明会の拒否を求める陳情についてを議題とします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

○８番（中野賢一君）

平成２９年１２月１４日。

知名町議会議長、名間武忠殿。

総務文教委員長、中野賢一。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第７７条の規定により報告します。

事件番号、陳情第５号、特性マップ公表に伴うNUMOによる「核のゴミ最終処分場」に関する貴自治体での説明会の拒否を求める陳情、採択。

以上。

○議長（名間武忠君）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（名間武忠君）

質疑は終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（名間武忠君）

討論なしと認めます。

これから陳情第５号、特性マップ公表に伴うNUMOによる「核のゴミ最終処分場」に関する貴自治体での説明会の拒否を求める陳情についてを採決します。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

お諮りします。

この陳情は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（名間武忠君）

異議なしと認めます。

したがって、陳情第５号、特性マップ公表に伴うNUMOによる「核のゴミ最終処分場」に関する貴自治体での説明会の拒否を求める陳情については採択することに決定いたしました。

△日程第１８ 発委第３号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書

○議長（名間武忠君）

日程第１８、発委第３号、「全国森林環境税」の創設に関する意見書を議題とします。

意見書は配付してありますので、朗読を省略します。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（名間武忠君）

質疑は終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（名間武忠君）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（名間武忠君）

異議なしと認めます。

したがって、「全国森林環境税」の創設に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

△日程第 19 号 発議第 3 号 議員派遣の件について

○議長（名間武忠君）

日程第 19、発議第 3 号、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第 129 条第 1 項の規定によって、お手元に配付してありますとおり議員を派遣したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（名間武忠君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第 3 号、議員派遣の件については、お手元に配付してありますとおり派遣することに決定しました。

△日程第 20 号 決定第 6 号 閉会中の継続調査の件について

○議長（名間武忠君）

日程第 20、閉会中の継続調査の件を議題とします。

運営委員長から、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付の本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（名間武忠君）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第 7 条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（名間武忠君）

異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成２９年第４回知名町議会定例会を閉会します。

ご起立ください。

お疲れさまでした。

閉 会 午後 ２時４８分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

知名町議会議長 名間 武忠

知名町議会議員 中野 賢一

知名町議会議員 今井 吉男